

つて欲格者とはならないのであります。例へば汽車の乗客が雪の中に埋もれて衣食、炊出しの飯に由つて生命を繋いで居つても、それが救助に由り生活することゝは申されないのであります。一時飢を凌ぐと申した方が適當であらうと思ふのであります。此一時と云ふことは其の災害の大小に由りまして、多少或は延長し、或は短縮することがあるのも亦免れないことであらうと思ふのであります。右の次第でありますから「生活の爲」と云ふ字義を明かにすれば、是等の場合に適用上疑ひはないのであります。次に「救助」と申すことは、右の如く政府案の救恤に類似して居りますけれども、救恤では範圍が狭いと云ふのが救助と云ふ文字を入れた理由であります。政府の原案に據れば、社會的救恤を受くる者の外は、悉く有権者であります。先きに申しました通り、一定の住所を有する住居を有する以上は乞食と雖も、有権者であります。山窩と稱して一定の小屋掛のやうな物を以て、政府の所謂社會的救恤、即ち繼續的に社會的救恤を受けずして、家より家、軒より軒を買い歩き、又は橋の袂に御辭儀をして居ると云ふ者でも、是は有権者になるやうに解せられるのであります。又た親戚關係あり、友人關係ある者の子供の如き、特別の情誼に基く者は、如何に破廉耻漢でも、怠け者でも、皆有権者となるのであります。而して修正案に依れば、是等は欲格者になるであらうと思ふのであります。尙又親の扶助を受けて居る者は、家人たると親戚たると、何人たるを問はず、それが病人の爲であつても、怠惰な爲であつても、皆欲格者となるのであります。修正案は偶ま親戚友人あれば有権者となり、是れなければ欲格者となると云ふやうな不公平なる規定を去り、尙且つ人の扶助を俟たざれば生活すること能はざる者には、選挙権を與へぬと云ふ精神なりと諒解して居ります。詰り政府の原案は、解釋上、不明の點が多いから修正する必要がある。而して欲格者の範圍が、修正條に依れば、多少廣くなるのであります。是が第六條の修正の理由の要旨であります。

次に第七條の華族の選挙権、華族の戸主に選挙権被選挙権を與へぬ。即ち此處にあります所の「華族の戸主は選挙権、及、被選挙権を有せず」と云ふ條項を復活せしむると云ふ修正であります。此の修正の理由は、既に先きに述べました通り、種々の議論があるからして、寧ろ現行法に従つた方が宜いと云ふ政府の初めの考へに従つて、之れを斯の如く衆議院の削除を復活したのであります。それから第十三條の、選挙人名簿に登録せられる所の要件として、其の市町村の中に六箇月以上住居を有して居らなければならぬと云ふのを、之れを一年と改めたのであります。其の理由は、此度は選挙権者が大變殖へるのでありますから、六箇月では短か過ぎるから、之れを一年としたら宜からうと云ふ、斯う云ふ理由があつたのであります。次に第三十三條は不在投票の規則であります。是は原案の中からして第一行の「勅令を以て指定する業務に従事する」と云ふ十六字を削り、尙ほ其下の方の「業務上の」と云ふ四字を削り、第二行の「其の投票區内に在らざる爲」と云ふ字を削つて、「選挙人にして勅令の定むる事由に因り選挙の當日投票所に到り」云々と改めたのであります。是は一つは不要の文字を省き意味を明瞭ならしめると云ふやうな意味から斯う云ふ修正が出来たのであると承はつて居ります。而して政府は、此の不在投票の行使をせしむる者を、船舶乗組員に限ると考へてあるらしいけれども、不在投票を認める以上は、選挙権を有する者をして成るべく廣く之れを行使せしむる爲に、其の範圍を擴張して、鐵道従業員にも刑事被告人にも権利を行はしむるやうにして貰ひたいものである。勅令を以て何人にも不在投票を行使することを許すやと云ふことを規定する場合には、此の修正の意見を尊重して貰ひたい。一體ならば、法律で是等の人々を定むるのが至當であるけれども、會期切迫の折柄、遺憾ながら、法文の整理の暇がないから之れを勅令に譲つたと斯う云ふ説明を承はつて居るのであります。第七十九條は矢張り此の改正案の特色の一つとして先刻、吾人が報告した議員が二人に達するまでは補選を行はなす所の新しい



規定であります。即ち第七十九條の第一項に「議員に闕員を生ずるも其の闕員の數同一選挙區に於て二人に達する迄は補選は之れを行はず」とあるのを之れを削除したのであります。補選は之れを行ふのが正道である。然るに、此の規定に依れば、或る選挙區には、或る年限の間、代表者が無いことがある。又幾多の選挙區に於て、一人づゝ闕員ある場合には、國民の代表者が數十人缺如した儘で、長く續くと云ふやうな事があるかも知れない。是等は甚だ不穩當なることであつて、二十三年憲法施行以來、未だ見ない所の法規であるから、之れを常道に復歸せしめたいと云ふのが、此の削除の精神であると承はつて居ります。次には罰則規定の中、先刻申しました此の連座規定の中の但書を削除したのであります。即ち先刻申しました通り、此の規定は選挙事務長の罪を犯して刑に處せられたる場合には、候補者自身の其の當選が無効になると云ふ規定があるのであります。之れに對して先刻申しましたやうな理由に於て、衆議院は但書を附けて選挙事務長の選任、及、監督に付き相當の注意をなしたときは、此の連座規定から免れると云ふことに致したのであります。此の但書があれば、本交の旨趣と云ふものは殆んど總ての場合に貫徹せられなくなりはないかと云ふことを恐れたのであります。何となれば候補者は、選挙事務長の選任に付き其の選任、及、監督を怠らざりしことを表面に裝ふことは、何等の困難もないから、此の但書があれば、百三十六條の規定の精神を失はしむる虞れがあるから、此の但書を削らうと云ふのが、此の修正の理由であります。本文に付ての修正の箇條は右の通りであります。而して尙ほ特別委員會に於ては、三種の希望決議と云ふものが決定になつたのであります。其第一は

政府は、選挙干渉又は之れに類似する行爲を爲したる者、及、選挙に關し、自己又は第三者の利益を圖るの目的を以て、政黨、政治團體、及、其幹部、又は候補者選挙運動者に對し、金錢物品、其他財産上の利益を供與し、又之れに類似する行爲を爲した

る者に對する制裁規定に關し、立法上相當の考慮を爲さんことを望む。

是が一つの希望決議であります。其次の希望決議は犯罪投票を無効ならしむると云ふ趣旨に基く所の希望決議であります。政府は第百十一條、第百十二條、第百十三條、及、第百二十七條に基ける投票を無効とするの規定に關し、立法上相當の考慮を爲さんことを望む。

斯う云ふ希望決議であります。是等の希望決議が議決せられます際に、是等の決議案の提出者よりして、若し審議の時日が充分あるならば、是等のことも法文として或は修正案として提出することが出来たかも知れないけれども、此際は、さう云ふ機會もないのであるからして、是等を希望決議としたいと、斯う云ふことでありました。尙又た第三の希望決議と云ふものが茲にあるのであります。朗讀を致します。

本案を實施するに當りては、先づ健全なる政治能力の普及を圖らざるべからず。政府は之れに鑑み、教育の改善、社會教育、成人教育、社會事業の施設徹底に努力せられむことを望む。

斯う云ふ希望決議があつたのであります。以上が衆議院議員選挙法中改正法律案の特別委員會に於ける審議の經過、及、結果の御報告であります。それから此際、申上げて置きたいと存じますが、是等の修正案は、先きに申しました所の小委員會に於て最も精密に審議せられた所案でありまして、吾人の唯今紹介申上げた所の事は、特別委員會の總會に於て現はれました所の言論の旨趣の大意であります。従つて是等の修正案等に對し、若し質疑等があります場合には、是は其の小委員會に出席せられて直接に審議に當られた方から答辯を申上げる方が便利であらうと存じますから、左様に御承知を願ひたいと存じます。



若槻内相は之に對し「是れ不穩當なる修正なり。『生活の爲』の上に『貧困により』と云ふ文字を加ふれば判然たるべし。問題は「又は扶助を受くるもの」と云ふ點に在り。要するに、政府は此の修正案に同意する能はず」と云へり。高田早苗氏は「貧困に依り、生活の爲め救助を受くるもの」との修正案を提出せしが、後ち之を撤回し、結局委員會の修正案は、多數を以て通過し、若槻内相は「政府の意見は全部之を保留する」旨を述べたり。

斯くて二十七日、貴族院に於て修正せられたる普通選挙法案の、衆議院に回附せらるゝや、衆議院は、全然、貴族院の修正に反對せり。是に於て粕谷議長は、議院法第五十五條に依り、兩院協議會を開くべきことを宣せり。而して貴衆兩院の協議員は、投票の結果、左の如く選挙せられたり。

衆議院協議員

- 安達 謙藏 頼母 木桂吉 武内 作平 齋藤 隆夫(以上憲政會)
- 岡崎 邦輔 小泉 策太郎 前田 米藏 石井 謹吾(以上政友會)
- 秋田 清(革新俱樂部)

貴族院協議員

- 松平 頼壽 青木 信光 渡邊 千冬 寺田 榮
- 郷 誠之助(以上研究會) 内田 嘉吉(茶話會) 斯波 忠三郎
- 矢吹 省三(以上公正會) 水野 鍊太郎(交友俱樂部) 花井 卓藏(同上)

此の日、協議員は兩院協議室に於て、協議會を開き「生活の爲め公私の救助を受け、又は扶助を受くる者」の修正條項を中心として、幾多の討議を重ねしも、終に妥協點を發見する能はず。翌二十八日に至るも、尙ほ兩院の意見、未だ一致するに至らず、一般の形勢は、殆んど決裂の外無き状態を呈せしを以て、政府は三十日迄議會の會期を延長せり。然るに、此の夜十二時十六分前、岡崎邦輔氏は妥協案を提出し、雙方の意見、漸く接近し僅に一條の血路を開くを得たり。其の妥協案の要點を掲ぐれば左の如し。

貴族院の主張條項

- 一 住居の制限六箇月を一箇年とすること。
- 二 華族戸主の選挙被選挙權を認めざること。
- 三 不在者投票規則中、勅令指定の範圍を擴張すること。

衆議院の主張條項

- 一 連坐規定の但書を復活すること。
- 二 双方互讓の條項
- 三 補缺選挙は二名の時之を行ふこと。

二 第六條第三項の缺格條件を「貧困に依り生活の爲、公私の救助を受け、又は扶助を受くるもの」とすること。

斯くて二十九日兩院妥協案の、衆議院の本會議に上程せらるゝや、政友本黨は之に反對せしも、少數を以て否決せられ、該修正案は大多數を以て可決せられ、尋て貴族院の本會議に於て之を是認し、普選を目的とせる衆議院議員選挙法改正案は、貴衆兩院を通過確定す



るに至れり。

### 七 貴族院令改正案

貴族院改革案は、普通選挙法案と同時に、護憲三派を中心とする加藤内閣の使命なり。是に於て、政府は貴族院令改正案を具して樞密院の諮詢に附議せしが、樞密院の精査委員会に於ては、大正十四年二月以來、精査審議を遂げ、三月二日、大體の修正條項を決定せり。政府は之に對して、大體に於て之を是認し、直に再諮詢の手續を執り、樞密院も亦直に同案を審議し、九日の會議に於て、之を可決するに至れり。

斯くて貴族院令改正案は、貴族院に提出し、三月十四日の本會議に呈し、加藤首相は、之れが提案の必要已むべからざる所以を説明せり。是れより永田秀次郎、矢口長右衛門、鎌田勝太郎、山田佐五兵衛、山脇玄、中村純九郎氏等と加藤首相、若槻内相との間に幾多の問答を累ねたる後ち、近衛公等二十八名の委員附託と爲り、委員会に於て慎重審議の末、三月二十五日、政府案を修正し、左の如く之を可決せり。

- 一 貴族院令第一條第五號の「特殊の官又は職に在るものより」とあるを「帝國學士院の互選に由り」と改む。
- 二 同條六號の「直接國稅年額三百圓以上」とあるを「多額の直接國稅」と改む。
- 三 第五條の二、第一項第二項は全部削除。
- 四 第五條の二、第三項中「帝國學士院會員中より」とあるを「三十歳以上の男子にして、學士院會員たるもの、中より」と改む。

五 第六條中「北海道各府縣に於て、滿四十歳以上の男子にして」とあるを「滿三十歳以上の男子にして、北海道各府縣に於て」と改む。

六 第六條中「直接國稅年額三百圓以上を納むるもの、中より一人又は二人」とあるを「多額の直接稅を納むるもの百人の中より一人、又は二百人の中より二人」と改む。

七 議院法中改正法律案の修正條項として、議院法第四十條に、左の但書を加ふ。

但し、已むを得ざる事由あるときは、貴族院は議決を以て 之を延長することを得。其の期間は、通して七日を越ゆることを得ず。

八 貴族院令第六條の議員選舉に付、衆議院議員選舉法中、罰則の規定準用に關する法律案の修正條項としては「但し百三十六條の規定は此限にあらず」と削除す。

該修正案は、岡野敬次郎氏、委員長近衛文麿公に代りて、之を報告せしが、前田利定子、阪谷芳郎男の賛成演説あり。滿場一致を以て委員長の報告通り可決せられたり。

貴族院令改正案の衆議院に回附せらるゝや、衆議院に於ては、大體貴族院の修正案を是認せしが「豫算審査期限の但書」に就ては、之に反對し、之を削除せり。是に於て、兩院協議會を開き之れが審議に移るや、先づ貴族院案の但書を認むるや否やを起立に問ひしに、貴族院委員起立するもの十名。次に削除を認むるや否やを起立に問ひしに、衆議院委員九名。因て貴族院案の但書を可決せり。而して二十九日、該修正案の衆議院本會議に上程せらるゝや、同院は兩院協議會の成案に反對し、採決の結果、議院法中、改正法律案のみ、滿場一致を以て否決せられ、遂に廢案の運命に遭著するに至れり。



貴族院令改正案は、第四十九議會に於て三派より提出せる貴族院改革建議の精神に反したる、極めて微温的改正に案して、貴族院改革の核心に觸れざりしも、今其の内容の重なるものを列挙すれば、貴族院議員たるべき公侯爵、及、伯子男爵の年齢を二十五歳より三十歳に引揚げたるが如き(一)伯、子、男爵議員の定数を現行定数の最高限より各一割を減じ、伯爵十八人、子爵、男爵各六十六人、合計百十人と改めたるが如き(二)従來の多額納税議員を廢し「年齢三十歳以上の男子にして、北海道、各府縣に於て、土地又は工業商業に付、多額の直接國税を納むるもの百人の中より一人、二百人の中より二人を互選して貴族院に列せしめ、其の總数を六十六人と定めたるが如き(三)「帝國學士院會員中より四人を互選し、其の選に當り、勅任せられたるものは、其の會員たるの間、七箇年の任期を以て貴族院議員たるべし」と定めたるが如き(四)勅選議員の数を百二十五名とし、公選議員、及、學士院選出の議員とを合せて、其の總数を百九十五名とせしが如き(五)貴族院令第七條を削除し、勅選議員の總数が、有爵議員の總數に超過し得ざるの制限を除きしが如き(六)若干其の効果の認むべきものあり。左れど輿論の希望する所は、貴族院の根本的改革に在りて、固より此等の漸進的改正に満足する能はざるは論を俟たず。

## 八 治安維持法案

普選、貴族院二大法案の外、政府提出の法案中、其の重要な法案は、過激思想、及、過激運動を取締るが爲に制定せられたる治安維持法案の提出是れなり。該法案の要點を摘みて、之を掲ぐれば左の如し。

一 萬世一系の皇室を奉戴する我が國體を變革するを目的として、結社を組織するもの。

二 私有財産制度を根底より否認し、共產主義を行ふの目的を以て、結社を組織するもの。

三 同上の目的の實行を謀議するもの。

四 同上の目的の實行を煽動するもの。

五 同上の目的を以て、騷擾發行、其他生命身體、又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したるもの。

六 以上の罪を犯さしむる目的を以て、金品、其他の利益を授受したるもの。

叙上の行爲に對し、或は十年或は五年以下の懲役、又は禁錮の刑に處するを規定し、自首に關する免刑、及、減刑の規定を合せて、七箇條より成りしなり。

三月十九日、該法案の衆議院に上程せらるゝや、若槻内相は提出の理由を説明して曰く「近時帝國の治安を紊すの目的を以て、無政府主義者、共產主義者、其他の運動猛烈と爲れり。而かも其の取締法規不十分なるを以て、新に法律を制定して治安の維持を圖るの必要を認む。是れ此の本案を提出するに至りたる所以なり。左れど、該法案は決して穩健なる勞働運動や、社會運動を抑壓し、若くは勞働者を對象とするが如き思想より出發せしにあらす。唯だ我が金匱無欲の國體に對して、變革を企て、或は海外の同志と通謀し、或は外國より資金を仰ぎて共產主義を實現せんとするが如き過激主義者を處罰せんとするに過ぎず」と。

革新俱樂部所屬議員星島二郎、清瀬一郎氏等首として之に反對し、清瀬の如きは「該法案提出の動機如何(一)、該法案を實施して取締るべき結社現存するや否や(二)、若槻内相は樞密院に於ける普選法案審査の際、該法案の提出を約束せられたるの事實あるにあらずや(三)、該法案こそ我國の政體を否認するものにあらずや(四)、立法者の意思は、法律解釋上の参考と爲らず、我が日本國を缺陷の社



會たらしむるは、政治家の執るべき道にあらず」とまで論じ、其の不必要を唱へたりしも、結局二十七名の委員附託と爲り、委員会に於て、反覆審議を重ね、該法案第一條中の「若くは政體」の五字を削除して、其の適用範圍を局限するに決し、其の修正案は翌二十日の本會議に上程せられ、採決の結果、大多数を以て之を可決し、貴族院も亦た終に之を可決せり。

### 九 政友會總裁更迭の真相

大正十四年四月、政友會總裁高橋是清子の辭任と同時に、其の後任として男爵陸軍大將田中義一氏の就任は一大波動を我が政界に與へ、現状打破の新局面を開く一轉機なりき。

二月四日、司法大臣横田千之助氏病を以て逝き、九日、小川平吉氏入りて司法大臣に任ぜられたり。尋て第五十議會閉會の後、四月一日、農商務省を分ちて商工、農林兩省を置くや、高橋子は商工大臣を以て農林大臣に兼任せしが、彼は早く既に政局の前途に鑑みる所あり、護憲三派の最大目的とせる三大政綱の解決を機とし、超然として急遽勇退の意あり。越えて三日、加藤首相を其の私邸に訪問し、政友會總裁を辭する旨を語り、同時に商工兼農林兩大臣の職を辭せんことを請ひ、併せて總裁の後任として、田中義一男を推戴すべきことを告げたり。政治家としての高橋子は恬淡にして勢利に汲々たらず、出處進退、其の節を誤らざりき。

四月十日、政友會は協議員會を開きて、政友會總裁として田中義一男を推戴するに決し、十四日田中男は高橋子に代りて總裁の任に就けり。是に於て加藤首相は極力田中總裁の入閣を勸説せしも、田中男は之に應ぜず、交渉の結果、政友會より二名の國務大臣を出すことに決し、十七日、野田卯太郎氏は商工大臣に、岡崎邦輔氏は農林大臣に任ぜられ、三派協調内閣を支持することを得たり。

然れども加藤首相は、高橋子辭職の結果、世上の誤解を招かんことを慮かり、三派協調の續行せらるべきこと。並に加藤子、田中男の間には政綱政策に就て、完全なる諒解ある旨を聲明し置くの必要を認め、内閣書記官長江木翼氏をして豫め田中男と打合せの上、首相秘書官より兩子男會見の顛末並に左の共同聲明を公表するに至れり。

- 一 田中男は加藤子が三派の協調を尊重し、最も有効に之を具體化するが爲め、田中男の入閣を希望せらるゝの誠意を諒とすると同時に、加藤子は、田中男の政友會入會匆々入閣するは、黨情の許さざる所、實に已むを得ざるものあるを諒とすること。
- 二 兩子男は、固より飽迄現政局の基礎たる三派協調を維持繼續するの牢固たる決意を有すること。
- 三 田中男は入閣せざると否とに拘らず、責任を以て現内閣の政策を支持援助すること。

其の後も五月二十九日、逓信大臣犬養毅氏は、加藤首相を訪問して辭表を提出し、同時に古島一雄氏も亦政務次官を辭し、政界隱退の意を聲明し、憲政會の領袖、安達謙藏氏逓信大臣に任ぜられたり。

### 十 税制案と閣議の分裂

護憲聯立内閣は依然として猶ほ其の協調を持続しつゝありしも、其の内部に於ける衝突は、日に劇甚を極めつゝあり。未だ幾ならず、七月二十二日、税制整理案の内示と爲り、尋て二十九日、三十日、閣議に上程せらるゝに及び、公然政憲兩派の衝突と爲り、遂に閣議の分裂を見るに見れり。

是れより先に、第五十議會の閉了するや、加藤内閣は、新政綱の一として税制整理の實施を決議し、税制調査會を大藏省内に設け、



濱口蔵相を會長と爲し、歳出入に増減なきを條件として、調査立案を濱口蔵相に一任せり。是れ實に第五十議會に先ち、閣議を以て、普選貴革兩案の立案を内相、法相、及、内閣書記官長、法制局長官に一任せしと同一義なりき。而して濱口蔵相は調査の結果、及成案を具して、加藤首相に報告し、更に協調の意味に於て、七月二十二日、政黨出身の諸相を蔵相官邸に招きて、税整案を内示し、濱口蔵相より説明ありたり。其の説明の内容左の如し。

改正せらるゝ税種

- 一 現行所得税の免税點八百圓を千二百圓程度に引上ること。(之が爲に税収入の減額約六百萬圓) 資本利子税は設けざること。
  - 一 地租は収益税に改め、成る可く賃貸料標準課税を採用し、宅地租を除く。田畑其他の土地につき百分の二分減税し、地租免税點は設けざること。(之が爲に生ずる収入の減額約二千萬圓)
  - 一 營業税は營業所得に課税することに改め、大體千圓を程度として免税點となし、減税すること。(之が爲に生ずる税収入の減額約一千五百萬圓)
  - 一 酒税を現在の課税率より思ひ切り、數割方引上ぐること。(之が爲に生ずる税収入の増額數千萬圓)
  - 一 相続税は、倍率に復活せしむること。(之が爲に生ずる税収入増額約一千萬圓)
- 廢止せらるゝ税種
- 一 自家用醬油税 (収入の減額約七十萬圓)
  - 一 綿織物消費税 (税収入減額約二千三百萬圓)

一 通行税 (税収入減額約一千二百萬圓)

新設せらるゝ税種

一 化粧品、及、賣藥税の根本的改正。(税収入増額約一千萬圓)

以上税制改正に依りて生ずる税収入の減額は、約八千萬圓に上るも、之に對し税収入の増加額の内、確定的のものは二千萬圓に過ぎざるを以て、不足分の約六千萬圓は酒税並に目下調査中に屬する關稅の増收に依りて補填せんとす。

此日、岡崎、小川兩相は、濱口蔵相に對して熱心に質問し、濱口は兩相に對して熱心に應答し、互に熟考を約して散會せり。

越えて七月廿三日、小川法相より重ねて懇談會を開くべく、若槻内相を通じて要求し來れり。因て即日其の會合を催うせしが、岡崎、小川兩相は數字に就て記憶を確めしのみ。次で廿五日に及び、小川法相は、若槻内相に架電し「從來の如き懇談會ならば、最早開會するの必要なき」旨を通告し來れり。是れ實に政友會側の大員より懇談會を打ち切り、正式の閣議に提案せんことを督促せしものなり。

此の如くにして税整案は、愈々七月二十九日の定例閣議に上程せられたり。

此日、濱口蔵相は、税制案の内容に就て、彼の内示會に於て述べたると同様の説明を爲し、且つ税制案は、絶對的に基礎案の範圍に於て、協議を進められんことを希望する旨附言する所あり。小川法相先づ云ふ「濱口蔵相は、税制案を以て豫算と切り離すべきものにして、其の決定を急ぎつゝありと雖も、其の意を了解するに苦む。吾人は固より税制整理の必要を認むるものなりと雖も、此の税制案は、根本的整理の目的を達する所以にあらず。苟も税制整理の目的を達せんと欲せば、先づ地方税制の整理と相須て、中央の税制を整理するの必要を認む。現に中央の税制に於ては、往年原内閣當時、所得税、及、酒造税を増徴したるの外、増税せしこと無し。之に反



して地方税制は累年増税に増税を重ねて、一億三千萬圓の多きに達せり。殊に地方税制中には峻酷なる雜種税の負擔を重からしめ、地方人民は、之れが爲に困難を感じつゝあり。故に今日の急務は中央の税制整理よりも、寧ろ重きを地方の税制整理に置かざる可からず。然るに、此の税制案は之を閉却し去れり。又た税制を整理する以上は、貿易の振興、産業の開発、教育の改善等、國策の確立、及、遂行に伴はざる可からず。而して此の税制案は此の意義に副はず。更に國税整理の點より云ふも、本案は黨略的見地より立案したるものにして徹底せず。若し憲政會にして、協調の精神ありとせば、政友會の主張をも考慮して、宜しく適當に之を按排せざる可からず。唯、憲政會の主張のみに由りて、政友會の主張を度外視したるは、其の誠意如何を疑はざるを得ず」と。濱口藏相之に對して云ふ「此の税制案は、豫算と分裁せざる可からず。税制整理の結果は、直に歳入に影響するのみならず、豫算編製は、既に目前の急に逼りつゝあるを以て、速に之を決定するを要す。小川君は、地方税制の整理と相俟たずして、中央税制の整理のみを主とするは、其の當を得ざるも、大藏當局は、決して地方税制の整理を閉却したるものにあらず。内務當局とも交渉して、既に其の審議立案に著手しつゝあるを以て、整理實現の期も亦近きにあり。又小川君は、黨略的見地より立案せりと云ふも、當局者は憲政會の主張のみに囚はれず、政友會の主張にも泥まず、税制其のものに直面して、最も時代に適應する所の計畫に基きたるものあること、地租問題に就て、憲政會の二分減を一分減とせるに據るも分明ならずや。又た此の税制案は、經濟産業と没交渉なりと云ふが、今日の經濟産業状態に徴し、此の計畫を以て、最も適當なりと信ず」と。其の立案理由を反覆して小川法相の反省を促がしたり。

若槻内相は、地方税制に就て「地方税制の整理方針として、新に家屋税を府縣に設け、收入約一千五百萬圓を財源に充て、之れが整理を行はんとするものなり。而して地方税制問題に關しては、中央税制問題と切離すも、何等妨ぐる所なし」と述べ、小川法相の説に答ゆる所あり。終りて正午休憩の後、引續き閣議を開き、小川法相は地方税制整理の必要を論じ「若槻君は地方税制に就ては、家屋税を新設すと云ふも、家屋税の新設は、嘗に議論あるのみならず、中央税制と地方税制とを切離すも妨なしと云ふが如きは、到底之を首肯する能はず」と云ひ、地方振興の急務を説き地方税制の必要を詳述し、税制問題を中心として、小川、濱口、若槻三相の間に、各其の議論を闘はせり。

岡田文相、小川濱口兩相等互に論難しつゝあるを見、言を挟みて云ふ「増減なしに、負擔の均衡を圖るやう整理することは、前回の閣議に於て、既に決定したり」と。加藤首相之を聞き「是に然り」と連呼するもの三たび、議論は益々緊張味を加へしが、岡崎農相は「濱口君は協調の精神を以て、立案せりと云ふと雖も、若し憲政會にして眞に協調の誠意あらば、何故に普選案の如く、兩派の意見交換に由りて、其の原則又は大綱を決定せざりしか。唯、大藏省独自の案を以て、協調案と云ふは、其の當を得ざるにあらずや」と述べ小川法相の論に賛成せり。濱口氏は之に對して協調の意味を包含せる旨を繰返し、を以て、小川法相は更に其の然らざる所以を辯ぜり。岡崎氏は「今日は此の程度に於て打切り、明日續行しては如何」と提議せしに、憲政派の大臣は「今夜中なりとも、議論を進めて解決したし」と之に應じたるも、結局三十日更に審議を續行するに決せり。加藤首相は「明日は、假令へ深更に及ぶとも、是非とも之を解決せられたし」との旨を告げ、閣僚之を諒して散會せり。

三十日も閣議は續行せられ、加藤首相は小川法相に對し、税制案に對する政友會閣僚の意見を求めたるに、小川法相は「吾人の意見は前日と異なる所なし。知らず濱口藏相は如何に考慮せらるゝや」と反問し、彼は更に税制案の審議と豫算編成の不可分なる理由並に國税整理と地方税整理の離るなき理由を繰返したり。濱口藏相も亦「吾人の意見も亦前日と異なる所無し」と前提し、更に前日の議論



を繰返し、若槻内相も其の意見を陳述する所ありたり。小川法相は「内務案と大藏案とは、其の内容に於て、異なる所あるのみならず、其の整理方針も、或るものは之を新設し、或るものは之を廢止し、其の結果、直に國税に影響する所少なからず。故に國税整理と地方税整理とは、之を分截して審議すること能はず。例せば、家屋税を新設しても、戸數割を現状の儘に放任するに於ては、地方民の負擔は反て増加すべく、戸數割を變更するには、獨立の財源を地方に與へざる可からず。是に於て、國税を如何に處分すべきかの問題起り、地租委譲の是非を考慮せざるを得ざるに至るべし。是れ吾人が地方税制と中央税制の分截すべからざる關係を主張する所以なり」と。地租委譲論に言及するや、若槻、濱口兩相交々起て「小川君は地方税の整理實行上、地租委譲を必要とするを以て、是非非地租委譲を主張せんとするや」と反問せしに、小川法相は「吾人は、今直に地租委譲を斷行すべしと主張するものにあらずと雖も、苟も地方税を整理するに於ては、地租問題の如きは、最も慎重に考慮せざる可からず。因て相互の協調に由りて此等の問題を解決せんとするものなり」と答へたり。時に岡田文相は「小川君は、地方税と豫算とは併行して審議せざる可からずと云ふと雖も、税制案中には小税制も多數包含せるが故に、此等だけにても審議を進めては如何」と提議する所ありしに、小川法相は種々の事例を擧げて、税制の根本問題に於て相異なる所以を述べ、部分的に審議する能はざることを力説せり。岡崎農相も亦「吾人か協調に就て、之れが誠意を有することは、彼の普選立案當時の状態に徴するも明瞭なり。然るに、此の税制案を見るに、毫も協調の誠意を認むること能はず。憲政會には若槻、濱口、安達諸君の如く政黨の苦勞人ありと雖も、吾人は猶且つ今日の如き事態を憶き起すこと無きかと憂慮し、屢は注意する所ありしなり。然るに、濱口君は政友會の歴史的事情をも顧慮せず、或は憲政會の主張に聽き、或は大藏省獨自の見地に立て此の案を作り、政友會をして之に追隨せしめんとするは、到底政友會の忍ぶ能はざる所にして又た兩派協調の爲に遺憾に耐へざる所なり。要するに、此

の税制案が、政治的重大なる影響あることは、憲政會諸君に於ても豫め諒解せらるゝ所ならん」と。濱口藏相は之に對して「吾人は憲政會にも聽かず、税制其のもの、見地より立案したるものなり。岡崎君が政友會の歴史的事情と云ふは地租委譲を税制案に包含せざることを意味し、本案に反對せんとすれども、本案は普選案の立案とは大に其の趣を異にせり」と述べて反對の意を表せり。

小川法相は「吾人は最早議論を費すの要なしと雖も、要するに、税制案は、地方税制、及、國家事業の審議と併行すべきものにして、濱口案のみを單獨に審議すること能はず」と。是に於て加藤首相は、小川法相に對し「果して然らば足下の論する所は、一種の妨訴抗辯の如きものか」と反問せしに、小川法相は「然り」と答へたり。因て加藤子は、順次宇垣陸相、財部海相、幣原外相等の意見を徵せしに、何れも小川法相の説に反對し、税制案の内容審議に移るを可とせり。然るに小川法相は閣僚の意見陳述、未だ全く終らざるに先ち、之に反對して「吾人は單獨に税制案を分截するの不可なるを主張すと雖も、強ひて單獨に之を審議せんとせば、全然濱口案其ものに反對なり」と。時に仙石鐵相調停説を提出して「出来るものならば、各方面の問題とも併せて之を審議しては如何」小川法相は「此の税制案に對しては、我等兩人は勿論、野田商相も亦反對なり」とて、最後迄反對の意見を表示せり。

是に於て、加藤首相は勢の已むなく、岡崎、小川兩相を別室に招き「兩相は他の閣僚と全然其の意見を異にし、提案の審議に反對すとせば、自己の進退に就て考慮する所あるか」を問ふ所ありしに、岡崎、小川兩相は共に「考慮せず」と斷言せり。因て加藤子は「攝政官の樺太行啓は八月二日に在ること」を告げ「此上閣議を遷延するの不可なる所以」を説き「速に其の態度を決せられんこと」を求め、且つ、何時頃其の態度を決せらるべきかを質し、に、兩氏は「日を定めて確答する能はず、決定せば報告すべし」と言明し此日の閣議を閉ぢたり。



三十一日、臨時閣議の開かるゝや、加藤首相は、岡崎、小川兩相に對し、其の進退に就て、其の返答如何を質せしに、二人は「考慮の結果、辭職の意志なき」旨を明言せり。加藤首相之を聞き辭職の意を示し、之に謂へり「税制問題に就て、意見の一致を欲きたるは遺憾なり。斯くては政務の進行を望むべからず。因て予は其の職を辭せんとす」と。是に於て、岡崎、小川兩相も「首相にして辭職せらるゝに於ては、我等兩人並に野田商相も亦辭職すべし」とて、岡崎農相より野田遞相の辭表な携帶せる旨を語り、加藤首相は、閣僚一同の辭表を取纏め、此の日、攝政官に拜謁して、總辭職の已むなき事情を奏上すると同時に、辭表を捧呈せり。

### 十一 改造後の加藤單獨内閣

加藤首相の辭表を捧呈するや、攝政官は西園寺公に諮詢せられたる結果、八月一日内閣組織の大命再び加藤高明子に下り、二日、辭表は却下せられ、同時に野田、岡崎、小川三相は、其の本官を免し、國務大臣の親任式は同日を以て舉行せらる。其の留任並に親任の氏名左の如し。

- 内閣總理大臣(留任)
- 内務大臣(留任)
- 外務大臣(留任)
- 大藏大臣(留任)
- 陸軍大臣(留任)

- 子爵 加藤 高明
- 若槻禮次郎
- 幣原喜重郎
- 濱口雄幸
- 宇垣一成

- 海軍大臣(留任)
- 文部大臣(留任)
- 鐵道大臣(留任)
- 遞信大臣(留任)
- 司法大臣(新任)
- 農林大臣(新任)
- 商工大臣(新任)

- 財部 彪
- 岡田 良平
- 仙石 貢
- 安達 謙藏
- 江木 翼
- 早速 整爾
- 片岡 直温

又た内閣書記官長、法制局長官、並に政務次官、參與官の任命を掲ぐれば左の如し。

- 内閣書記官長
- 法制局長官
- 陸軍政務次官
- 同 參與官
- 海軍政務次官
- 同 參與官
- 外務政務次官

- 塚本 清治
- 山川 端夫
- 水野 直
- 伯爵 溝口 直亮
- 子爵 井上 匡四郎
- 伊東 二郎丸
- 男爵 矢吹 省三



同 參與官(留任)  
 商工政務次官  
 同 參與官(留任)  
 農林政務次官  
 同 參與官  
 司法政務次官  
 同 參與官  
 逓信政務次官(留任)  
 同 參與官

永井柳太郎  
 榎瀬軍之佐  
 野村嘉六  
 小山松壽  
 高田耘平  
 本田恒之  
 八並武治  
 頼母木桂吉  
 山道襄一

其他の政務次官並に參與官は元の如し。

蓋し三派聯立の加藤内閣は、行政整理、普選實行、貴族院改革の爲に合同したる内閣なりしも、政友會と云ひ、憲政會と云ひ、革新俱樂部と云ひ、各其の歴史あり、其の主義主張ありて、其の政策亦同じからず。故に三派聯立内閣にして、行政整理、並に普選貴革の三大題目實行せられたる以上は、三派は同一内閣の下に立て、永く一致の行動に出づること能はざるなり。

故に第五十議會閉會の後も、濱口蔵相にして税制整理案を閣議に提出すること無かりしとするも、政憲兩派の衝突すべきは必至の勢なり。但た税制整理案の提出は、兩派の分裂を早めたりと謂ふに過ぎず。而して加藤首相が兩派衝突の間に處する態度は從容迫らず、

其の進退度に合するものあり。其の大命再下、憲政會の單獨内閣を實現するに至りたるは、寔に理由無しとせざるなり。

### 第四章 加藤内閣と憲政會

#### 一 第五十一議會に臨む憲政會

第四十九議會より第五十一議會に於ける各政派の情勢如何を察するに、其の勢力、一上一下、互に相伯仲の間に在りて、何れの政黨も、獨力を以て議會を左右する能はず。憲政會は、第四十九議會開會當時に於て、其の數百五十五名なりしが、第五十議會には増して百五十九名に上り第五十一議會には更に増して百六十三名に上り、第一黨たるの位置を占め得たるも、過半数の勢力には達せざるなり。憲政會は大正十五年一月二十日、大會を上野精養軒に開き、加藤總裁の演説ありし後ち、左の宣言及決議を可決せり。

第五十一回帝國議會に臨むに當り我黨の態度を明かにし、以て天下に宣す。  
 昨夏友黨と手を別てるは、我黨の深く遺憾とする所なり。我黨總裁が再び大命を拜して第二次加藤内閣を組織するや、國家の隆昌、民人の休戚一に我黨の双肩に懸り、我黨の責任一層の重きを加ふ。我黨は更に奮發勵精、以て上聖明に答へ、下、國民の輿望に背かざらんことを期す。普通選舉の斷行、行政財政の整理、綱紀肅正は我黨多年天下に標榜せし所なり。我黨は堅忍努力、克く大勢を利導して之を第五十議會に實現することを得たりと雖も、更に此精神を擴充して諸般の施設を進むるは實に今後の急務に屬す。税制を



整理して負擔の均衡を圖るは刻下の最要案件なり、我黨は重きを社會政策に置き、生活の安定を圖ると共に財界の振興を慮り、適當の改善を税制の上に施し、更に進んで此の趣旨を地方税の整理に及ぼし、義務教育國庫負擔金額と相依りて、自治體の發達に資せんとす。財政を緊縮して財界の回復を圖るは、我黨の宿志たり。震災の餘殃は甚しく我財政を累せりと雖も、現内閣の政策は漸く其効果を現はし、貿易は順調に向ひ、對外爲替は回復の途に就き、財界茲に一道奮勵更に財界の根幹を培ひ、以て交通機關其他國家に必要な事業を促進招徠せんことを期す。産業の獎勵、貿易の増進、農村の振興、教育の改善、思想の善導、及、社會問題に關する諸般の施設は、財政の按排と相待ちて一日も其實現を怠る可らず。就中關稅の改正は目下の急務に屬す。依りて以て國產の獎勵を圖ると共に國民生活の安定に資せんとす。事務を簡捷にし能率を増進するは政治の要諦たり。我黨は行政機關の改善を圖ると共に、文官任用令を改正して賢才の進路を開き、以て政務の運用を敏活ならしめんとす。

食糧の充實を圖り移民の發達を促すは國民生存の要義に屬す。我黨は農政を伸張すると共に、行政機關を統一して殖民政策を確立せんと欲す。勞働者の生活を改善して其地位を向上せしむるは、我黨多年の主張たり。我黨は勞働者の合理的要求を尊重し其福祉を増進せしむると共に、社會の安寧を保持せんとす。

目露國交の恢復は幾多の懸案を解決して茲に經濟共通の端緒を開けり。是れ兩國國民の福祉にして世界の慶事たり。若し夫れ支那に對しては常に善隣の友誼を盡くし、現に關稅會議と治外法權問題とに於ては、率先以て同情と誠意を披瀝したり。偶ま動亂の勃發に會ふも、終始一貫不干涉主義を以て之に臨み、傍ら機宜の處置を講じて、克く我國の權益と同胞の安全とを擁護したるは、眞に我黨の主張を實現したるものなり。今や我黨は政界の中堅にして、國民の期待一に我黨に集る、我黨は勇往邁進、以て天下の信頼に副はん

ことを誓ふ。

### 決 議

第五十一回帝國議會に於ける我黨の行動は之を議員總會の決議に一任す。

## 二 加藤首相施政方針の宣明

大正十四年十二月廿五日を以て、第五十一帝國議會は東京に召集せられ、越えて廿六日、攝政宮貴族院に台臨し、帝國議會開院の式を擧げ、貴衆兩院議員に對して、左の勅語を賜はる。

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ、貴族院、及、衆議院ノ各員ニ告グ。

帝國ト聯盟各國トノ交際ハ、益々親厚ヲ加フ。朕深ク之ヲ欣ブ。

朕ハ國務大臣ニ命ジテ、大正十五年度豫算案、及、各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム。卿等克ク朕ガ意ヲ體シ、和衷審議、以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム。

貴衆兩院は勅語に對して、各奉答文を議決し、兩院議長は各赤坂離宮に伺候して之を捧呈せり。

大正十五年一月二十一日は、議會の開くや、加藤首相は衆議院に臨み、施政の方針に關して左の演説を爲せり。

諸君、昨年八月、不肖更めて内閣組織の大命を拜し、茲に第五十一回帝國議會の開會に當り、重ねて政府の所見を陳述するを得るは吾人の洵に光榮とする所なり。



我國と聯盟各國との交際、愈々親密に趨きつゝあるは、世界平和の確保として、又人類の福祉増進の爲に最も欣快とせざるを得ざる所なり。顧みれば昨年一月、日露兩國の間に、國交回復に關する基礎條約成立し、其の後、昨年十二月の初めに當り、該條約に基き、北樺太に於ける石油・石炭に關する利害の契約、當業者と露國官憲との間に締結せられたるは、日露國交上、並に兩國經濟的發展の爲に喜ぶべし。次に隣邦支那の關稅改正に就ては、帝國政府は、善隣の交誼を以て對支政策の根本方針とすることに鑑み、支那の希望に對しては、直に主義上之れが承認を爲すに吝らざる旨を聲明したり。是れ體て其の内政の改善を援助するが爲である。亦其の産業の發展を要望するが爲にして、其の他凡ゆる點に於て、及ぶ限り同情的態度を持って支那の要求に對し、而して列國と其の協調を保ちつゝ、我が對支貿易の保護に遺算なきを期する方針なり。尙ほ支那に於ける治外法權撤去に就ても、主義として固より異議なしと雖も、唯、其の茲に至る迄に支那の行ふべき諸般の施設を完成するを以て必要なりとす。昨年十月以來、支那に於て、又復動亂再發し、一時、我邦の朝野をして在支那人の安危に關し、憂慮の念を懷かしめたり。我が政府は、徹頭徹尾、内政不干渉の主義を嚴守すると同時に、支那に於ける我が權利利益の保全に關しては百方正當なる手段を盡したり。其後、戰禍は滿蒙地方にも波及し、此の方面に於て帝國の有する最も重大なる權利利益を脅かすの虞あるに及び、帝國としては、之れが擁護の爲に必要な手段を講ぜざるを得ざるに至れり。是より先きに、我が滿洲駐劄師團の兵は、除隊歸休の爲に半減せられ、充分に警備の任を全うすること能はざるを以て、應急の措置として、朝鮮、及、内地より略ぼ除隊兵を補充するに足るだけの兵員を派遣せしが、其後、幾もなく動亂の鎮靜を告ぐるに至りしを以て今や其の派遣兵は全部歸還せしめたり。要するに帝國政府の支那に於ける政策並に行動は光明正大を旨とし、此の旨趣は結局支那の何れの方面に於ても、能く諒解せらるゝに至るべきことを信じて疑はざるなり。

衆議院議員選舉權は、既に大に擴張せられ、所謂普通選舉の制を布かれたるを以て、地方制度に於ける議員選舉も、亦同じく之れを擴張するの適當なるを認め、政府は之れに關する諸般の法律案を提出すべし。之れと同時に、益々自治能力を發揮せしむる旨趣を以て、自治體に對する監督を行はんと欲す。蓋し斯の如くして國民の政治上享有すべき權利は、今日の時勢に於て完全なるを得べしと信するを以てなり。此の如く國民參政の權利は、既に大いに擴張せられ、地方自治に參與する權利も亦相踵いで擴張せらるゝに於ては我が國民、政治生活の基礎は此に安定したるものと謂ふを得べし。因て政府は今後國民の經濟的社會的生活的充實安定を圖るに勉めざる可からず。是に於て政府は各種産業の發達に努力すべきは勿論、同時に諸般の社會政策的施設を行ふことを必要なりとし、一面に於て生産の増加、並に貿易の發展に關し、或は從來の施設を擴張し或は新たな計畫を立て、他面に於ては久しく懸案と爲りつゝありし健康保險法の實施を期し、所要經費を來年度豫算に計上したり。又新たに労働組合法、労働爭議調停法の制定、並に治安警察法改正の必要を認め、該法律案を提出することに決せり。蓋し労働問題は内外の狀勢に伴ひ、近年著しく重要な度を加へ、之れが對策は、緊要なる政務の一と爲した。而して是等の立法は、云ふ迄もなく、社會上、經濟上、將た思想上に影響する所甚だ大なるものあるを以て、其の制定に就ては徒に外國の事例にのみ依ること能はず。必ずや我が國情に適合すべき妥當なるものならざる可からず。依つて政府は之れが立案に付、各種の行政機關をして反覆調査せしめ、慎重審議を盡さしめたり。次に我國の租稅制度を一般的に整理するの必要なることも亦多言を要せざる所にして、此事たる朝野多年の懸案にして、國民も之れを希望し、歴代の内閣も相當に之れが調査を重ねたりしが、今日に至る迄未だ之れが實行を見るに至らざりしなり。我が政府は速かに稅制整理を實行するの必要を認め、前議會に於て聲明したるが如く、銳意して調査研究を遂げ、茲に其成案を得たるを以て、之れが關係諸法案を大正十五



年度歳入歳出總豫算と同時に今期議會に提出したり。今回の税制整理は、殆んど國税の全體に渉る大改正にして、一方に於て廢減税を行ふと共に、他方に於て之れに因る收入の減少を補ふが爲に新税を起し、又た増税を行ひたるものありと雖も、其の根本方針は、歳入に著しき増減を來さざる程度に於て、租税體系を整へ、國民負擔の均衡を圖ると共に、社會政策的見地に立ち、成るべく多數國民の福利を増進せんとする點に在り。其の結果、現下の經濟狀態に於て事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の伸展に資するもの尠からざるものあるを信ず。尙ほ國税整理と同様の旨趣を以て、之れと對應し、地方税制に於ても、亦其の根本に觸るゝの整理を行ふこととせり。近年、我が國民の經濟生活が公私を通じて頗る膨脹したることは争ふべからざる事實にして、不肖義に大命を拜するや、深く時弊に顧みる所あり。上下心を協せ勤儉力行を主とし、質素緊縮を旨として、以て他日伸張の素地を作すべきことを唱へたり。政府が行政財政の整理を決定し諸君の協賛を仰ぎたるも、此の旨趣に外ならざるなり。而して爾來一年有半を閲し、經濟財政、其の他各方面に涉り多少の成績を挙げつゝあり。即ち今や經濟界轉回の時機に達したるものなりと思ふ。然れども今日の場合、漫りに安心して、苟くも氣を緩めるが如きことあらんか、九俎の功を一簣に虧くの虞なきを辭せざるなり。依つて政府は依然として緊縮の方針を繼續し、唯、時勢の進展に伴ひ國力の充實に必要な計畫を立てたり。斯くて官民の一致協力に依り、他日經濟界の眞の回復を見るに至らば、充分之れに應ずべき政策を以て國運の伸張に寄與せんことを期するものなり。冀くは諸君、政府の意を體し、切に各案に對し其の協賛を與へられんことを。

加藤首相の演説終るや、濱口藏相は、大正十五年歳計豫算、並に財政計畫に關して、左の演説を爲せり。

政府は前年度に於て、極力行政財政の整理緊縮を圖り、公債の新規發行額を減少し、且つ之れを一般市場に公募することを避け、以つて以て財政の基礎を鞏固すると共に、財界の整理恢復を促進するに努め、我が財政經濟の現狀に鑑み、本年度に於ても尙ほ従前の方針を繼續するの必要あることを認めたり。而も年來の懸案にして國民の福利増進上、將た又た財界の整理上、此際急務を要するものあり。其の他、緊急已むを得ざる事項も亦少なしとせず。他方に於て、國民負擔の公正を期するが爲め、我租税の制度を一般的に整理するの必要あり。之れが爲め、歳入に於て一時相當の減收を來すことを免れざるなり。依つて大正十五年の豫算編成に當りては、前年度同様緊縮の方針を維持すると共に、鋭意して此等諸問題の解決に努めたり。

叙上の方針を以て編成したる大正十五年總豫算は、歳入歳出各十五萬九千八百二十餘萬圓にして、歳入に在りては經常部十三億六千五百四十餘萬圓、臨時部二億三千二百八十餘萬圓。歳入臨時部の内、公債金八千萬圓、前年度剩餘金の繰入、一億二千五百十餘萬圓なり。以上の歳入豫算を前年度豫算に比較すれば、經常部に於て六千六百十餘萬圓を増加し、臨時部に於て千七百六十餘萬圓を減少し、經常部臨時部を通じて四千八百四十餘萬圓を増加せり。歳入豫算の中、經常歳入は假りに現行制度の下に之れを見積るときは、十四億二百四十餘萬圓と爲ると雖も、税制整理に依る所の租税、及、印紙收入の減收するもの八千二百四十餘萬圓、同租税、及、印紙收入の増收二千二百八十餘萬圓、專賣益金の増加、千五百餘萬圓、差引減少四千四百四十餘萬圓を控除して、又た關稅定率法の改正に伴ふ所の收入増加の見込み、七百五十餘萬圓を加算するときは、前述の如く、十三億六千五百四十餘萬圓と爲る計畫なり。又た歳出に在りては經常部十億七千五百四十餘萬圓、臨時部五億二千二百八十餘萬圓にして、之れを前年度豫算に比較すれば、經常部に於て五千三百七十餘萬圓を増加し、臨時部に於て五百二十餘萬圓を減少し經常部臨時部を通じて四千八百四十餘萬圓を増加せり。然るに、前年度豫算十五億四千九百八十餘萬圓に對して、當然の増減額を差引たる所の減少額、及、其他の減少額、合せて六千二百八



十餘萬圓あるを以て、新規増加額は一億千二百十餘萬圓となるの計算なり。

次に税制整理の事に就て説明すべし。我國財政の現状は、税制の整理に由りて減税を行ふ餘裕なきを以て、今回の整理は、歳入に著しい増減を來さしめざる範圍内に於て、之れを行ふこととせり。今其の綱要を挙げれば、第一には、直接國税の體系は大體現在の制度を是認して、所得税を中樞とし地租に適當なる改善を加へ、營業税は大正十六年度より之れを廢止し之れに代ふるに營業收益税を以てし、新たに資本利子税を設け、第二には綿織物に對する織物消費税を免除して、通行税、醬油税、賣藥印紙税を廢止し、地租に免稅點を設け、所得税、及、相續税の免稅點を引上げ、第三には是等の減免税に由る所の財源を補填するが爲め、相續税、及、酒税を増率し、製造煙草の定價を引上げ、清涼飲料税を新設すること等、即ち是れなり。而して整理の全體を通じて政府が最も重きを置きたる點は、租税の體系を整へ、負擔の均衡を圖ると共に、現下社會上經濟上の狀況に鑑み、中産階級以下多數國民の負擔を輕減し、社會政策的の効果を擧ぐるに在り。而して之れと同時に事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の發展を助成する點に就ても相當意を用ひたり。尙ほ税制の整理に關しては、法律案の議題に上る機會に於て、詳細に説明すべし。以上の整理に由り、本年度に於て租税收入の減少するもの、所得税法の改正に由りて二十餘萬圓、地租條例の改正に由りて二千七百七十餘萬圓、織物消費税法の改正に由りて二千五百三十餘萬圓、營業税法の廢止と營業收入税法の創設に由りて、差引四百十餘萬圓、通行税法の廢止に由りて千六百六十餘萬圓、醬油法則、及、家用醬油税法の廢止に由りて七百十餘萬圓、賣藥税法の廢止に由りて千十餘萬圓、計九千三十餘萬圓なり。而して其の増加するものは、相續税法の改正に由りて六百二十萬餘圓、酒税の増徴に由りて三千三百八十餘萬圓、骨牌税の増徴に由りて五十餘萬圓、煙草定價の引上に由りて二千二十餘萬圓、資本利子税の創設に由りて千四百八十餘萬圓、清涼飲料税の創設に由りて四百

三十餘萬圓、計八千二百萬圓、増減差引八百三十餘萬圓減少なりとす。

以上は本年度に於ける増減の計算なり。而して其の廢税若くは減税に屬するものは、大體に於て直に其の効果を奏すと雖も、増税若くは新税に屬するものは、一時消費減少の關係等に由り、後年度に亘り始めて金額の増加を來すものなるが故に大正十五年度に於ては、前に述べたるが如く、増減差引四千四百四十餘萬圓の減少となる計算なり。次に關稅定率の改正に關しては、現行關稅率は、明治四十三年度の制定に係り、其後、多少の部分的改正を行ひたりと雖も、未だ一回も一般的改正を行ひたることを以て、其間、著しく變化したる内外經濟界の實情に適應せざるは言を俟たず。且つ物價の變動に由り、從價税と從量税との間に甚しき不均衡を生じつゝあるが故に、關稅率の一般的改正を行ひ、一方原料品は努めて無税とし、若くは其の稅率を輕からしめ、内地重要産業にして今猶ほ發達の道程に在るもの、及、新に成立つの見込あるものに對しては、外國品の競争に對し、必要なる限度の保護を加ふる方針の下に、適當なる稅率を定め、且つ從量税從價税の不均衡を匡正して稅率の公平を圖り、他方には消費者の利害を考慮し、生活の必需品に對しては之れに配するに成るべく輕度の稅率を以てし、之に由りて産業の發展、並に國民生活の安定を期したり。以上改正の結果、本年度に於て千九百三十餘萬圓の増收を生ずる見込なりと雖も、初年度に於ては稅率の増加するものに在りては、自然相當輸入の減少を免れざるを以て、前述の如く七百五十餘萬圓の増收に止まる見込なり。

次に大正十五年度に於て、歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は前年度同様一般會計、及、特別會計を通じて一億五千萬圓に止め、且つ之を一般市場に公募せざるに決せり。其の内譯を挙げれば一般會計に在りては震災善後公債八千萬圓、特別會計に在りては鐵道公債五千萬圓、朝鮮事業公債千五百萬圓、臺灣事業公債三百萬圓、樺太事業公債二百萬圓なり。次に大正十五年度に於て施設すべき



所の重要事項に就て其の大略を説明すれば、市町村立尋常小學校教員俸給國庫負擔額は、朝野多年の懸案にして、國民一般の要望甚だ切なるものあり。因て、政府は前議會に於ける言明に基き、二千萬圓を増額して、其年額を六千萬圓とすることに決せり。健康保険法は、大正十一年四月に公布せられたりしが、爾來數年を閲するも財政其他の事情に由り、未だ實施するに至らず。社會政策上遺憾少なからざるを以て、政府は之が實施に關する準備を整へ、愈々大正十六年一月一日より健康保険の給付を開始することに決せり。之に關する經費百六十萬餘圓を大正十五年度總豫算に計上したり。是れ初年度に要する經費にして、次年度以降は、毎年百六十萬圓を要する見込なり。尙ほ政府の施設に係る所の健康保險事業に關する收支は、經理の便宜上之を特別會計と爲すことゝしたり。次に大正七年寺内閣當時、成立したる所の對支借款中、有線無線電信借款、吉會鐵道借款前貸、黑吉林鐵道借款、滿蒙四鐵道借款前貸、及、山東二鐵道借款前貸、合計一億圓は日本興業銀行、臺灣銀行、及、朝鮮銀行より直接に又は中華滙業銀行を經由して、支那政府に貸付けたるものにして、其の資源は、之を政府の元利支拂保證の興業債券の發行を求めたるものなり。然るに、爾來一として元金の支拂を受けたることなく、利子に就ても大部分は受入未済に屬しつゝあり。而して借款の資源として發行したる所の興業債券の元金は、期限毎に政府保證の下に借替を爲すことを得べしと雖も、利子の支拂に就ては、大藏省預金部より融通を受けたるものを除き、三銀行の資金を以て充當する外、之が途なく、其額、最近に於て二千數百萬圓に上り、甚しき窮狀に陥りつゝあり。因て政府は三銀行並に一般財界の現狀、之が解決の遷延を許さざるものあるを以て、之を整理することに決し、之に要する經費七百餘萬圓を總豫算に計上したり。以上整理に要する所の毎年度國庫の負擔額は漸次増加し、大正十八年度に至り、最高千四十餘萬圓に達する見込なり。

叙上右の外新規施設に要する經費として計上したるもの、内、其の主なるものを擧ぐれば、第一、年來の懸案を解決するものに、陪審法施行準備に關する經費の増加。第二、社會政策的の施設に屬するものに移民保護獎勵費、小作調停に關する經費の増加、自作農の維持創設に關する經費、及、家計調査に要する經費あり。第三、産業貿易の助成發達を圖るものに、農村振興に關する經費の増加、貿易振興に關する經費、水産獎勵に關する經費、及、航路補助の増加あり。第四、地方開發、及、災害防止に關するものに、治水事業費の追加、北海道拓殖費の増加、及、沖繩縣産業助成費あり。

翻て我經濟界の現狀に就て一言すべし。大正十四年の財界は、官民一致協力して、其の整理回復に努めたりと雖も、未だ萎靡不振の域を脱すること能はずと雖も、之れを前年度即ち大正十三年に比較すれば、財界の各方面に於て、幾多重要な變化を生じつゝあり。先づ大正十四年の外國貿易は、輸出二十三億五百餘萬圓、輸入二十五億七千二百餘萬圓、合計四十八億七千八百餘萬圓なり。輸出額も輸入額も共に我が貿易史上の最高記録を示せりと雖も、輸入超過額は二億六千七百餘萬圓にして、前年度に比較すれば、實に三億七千九百餘萬圓を減少して、貿易改善の効果極めて顯著なるものあり。今試に輸入品の内容を觀察すれば、輸出に在りては前年に比して、四億九千八百餘萬圓を増加せりと雖も、其の中約三億四千四百餘萬圓は生絲、及、綿布の輸出増加に基き、又輸入に在りては前年に比して一億千九百餘萬圓を増加せりと雖も、棉花の増加三億千八百餘萬圓を除算するときは、其他の貨物は却て一億九千八百餘萬圓を減少せり。外國爲替の相場も首として貿易好轉の影響を受けて漸次回復の歩調を示しつゝあり。即ち對米相場は、大正十三年十一月以降、三箇月間に三十八弗二分の一の低位を持續せしが、其後、徐々に回復の趨勢に轉じ、殊に大正十四年秋季に入りては、翌春の輸入旺盛期を控へ其の相場最も軟調を呈すべき時期なるに拘らず、十月下旬以降、却て強調を呈し、本年一月十八日、遂に四



十四弗四分の一に上れり。之を一年前の相場に比較すれば、實に五弗四分の三の回復に當れり。次に金融市場の状況は、大正十四年に入りて、漸次緩和の傾向を示し、四月十五日、日本銀行は、遂に其の公定割引歩合を引下げ、爾來、金融界は引續き緩和の趨勢を持續し、公債社債等の發行利廻は次第に低下して、高利又は短期債券の有利なる借換容易に行はれ、爲に財界の整理を進捗せしめたるのみならず、政府に於ても多年の懸案たる朝鮮銀行、及、臺灣銀行の整理を遂行せしめ、一般財界整理の障礙を除き以て財界回復の促進に資する所ありたり。斯くの如く經濟界一般の状況は、漸次改善の傾向を示すに至れりと雖も、未だ俄に樂觀を許さざるものあり。即ち國際貸借の現状を察すれば、大正十四年の貿易入超額は、前述の如く二億六千七百餘萬圓にして、之に朝鮮、臺灣の分を加ふれば、三億五千六百餘萬圓に達せり。然るに、貿易外の經常的受取超過見込額は一億圓を超えること多からざるが故に、國際貸借の趨勢に就ては前途尚ほ多大の努力を要するものあり。爲替相場は漸次強調に向ひつゝありと雖も、之を平價に比較すれば尙ほ一割一分二厘の低位に在るを免れず。又た金融は緩和しつゝありと雖も其の程度たるや、僅に日本銀行の公定割引歩合二厘方を引下げ得たるに過ぎず。然るに、若し前述したる財界變遷の事實を目して、我が財界の整理既に了れりと速断し、延て人心の緊張を失ひ、投機思惑に走り、茲に中間景氣の出現を見るが如きことあらば、一昨年以來、財界整理回復の爲に行ひたる我が官民の努力は一朝にして水泡に歸し、我が財界をして再び收拾すべからざる難境に陥らしむるに至らんも未だ知るべからず。政府に於ても前述したる見地に基き、消費節約、勤儉力行の獎勵に力め、殊に國際貸借の改善に關して百般の施設を講じ、即ち先づ國産品の使用其他の方法に由り、極力政府の對外支拂を減少せしむると共に、大正十五年度豫算の編製に際しては、緊縮の方針を嚴守したるに拘らず、貿易の振興、移植民の保護獎勵、外國航路の擴張、及、朝鮮米増殖計畫等、國際貸借の改善に關する施設に關しては、勉めて之が經費を計

上せり。尙ほ政府は、昨年九月以來、内地正貨の海外現送を開始し、今日に至るまでに合計二千六百萬圓を米國に現送し、今後、之を續行する方針なり。此の正貨は政府の所有に係り、之れに由りて政府の海外支拂上生ずべき爲替の差損額を減少すると共に、延て海外に於ける邦貨の信用を増進し、爲替相場の回復に資する所あるべきを信じて疑はざるなり。然れども、爲替相場の回復は獨り政府の施設のみに由りて其の目的を達すること能はざるは勿論なり。故に廣く國民一般の協力に由り、國際貸借の改善を圖るが爲に、全幅の力を費すことの緊密なるを感ぜり。之を要するに我國は、財界の整理漸く進み、回復の道程に於て、最も重要な時期に際會しつゝある秋なり。吾人は國民一般が政府の意を諒とし、協同一致此の財界轉回の時機に善處し、財界の秩序ある回復と堅實なる發達とに努力せんことを切望して已まざるなり。冀くは諸君、慎重審議、政府提出の豫算案に協賛を與へられんことを。

濱口藏相の演説終るや、幣原外相は前期議會以後に於ける帝國外交の一般經過に就て、左の演説を爲せり。

支那に於ては、近來内政上、及、外交上極めて重要な時局の發展を見るに至れり。一昨年、奉直戰爭の終局と共に支那の各地方に於て兵力を擁する各黨派も久しき國內の戦亂に疲れたるが如く、政局は暫く小康を得たりと雖も、昨年二月間催せられたる時局善後會議も相當の成績を挙げ無事に閉會を告げたり。支那の對外關係に於て多年の懸案なりし金法問題も圓滿なる解決を告げ、華盛頓會議の結果たる所謂九國條約は、愈々八月五日を以て調印國全部の批准奇託を了し、庶政改善の事業も一時將に其の緒に就かんとするの運に至れり。斯の如く支那の平和的且つ秩序ある發達に對しては、吾人は滿腔の同情を表し之が爲に直接に友好的援助を與へたことも亦尠なしとせざりき。然るに、昨年四月の交より支那一派の分子中には上海青島等に於て、日本の紡績工場職工に對して同盟罷業を煽動するものあり、勞働條件改善の要求は、忽ち一轉して、使用者、並に警察官憲に對する暴行脅迫となり、五月の末



最も不幸なる所謂上海事件の勃發と共に、再轉して、現行國際協定の打破を目的とする政治運動と爲り、爾來、其の騒動は支那の各地に波及するに至れり。斯くの如き騒動は、最早單純なる勞働爭議と認むること能はず。何れも、暴力を以て日本人並に外國人の生命財産を脅威するものあるを以て政府は直に必要なる我が居留民保護の手段を執るに至れり。支那の各地に亘りて我が居留民は多數なる割合には、其の被害の夥かりしことは洵に其幸ひとする所なり。又た是等の保護手段に對し、我が支那派遣艦隊の將卒が終始極めて有效且つ適切なる協力を與へたることは、吾人の深く満足する所なり。暴動事件の善後處置に至りては、問題の性質に由り、或は關係列國全體と協同し、或は我國の單獨を以て支那の中央政府又は地方官憲と交渉し、解決の途を講じ、既に其の解決を告げたるもありしが、更に一層重大なる問題は、昨年十月頃より、又復た支那に於て發生したる動亂なりとす。浙江の督軍孫傳芳が奉天軍に對し事を擧ぐるに至りたる遠因、及、近因に就ては姑く置き、事實に於て十月の初め、孫軍の一度び行動を開始するや、奉天軍は上海を去り、南京を棄て、終に山東省まで引揚ぐることを爲りしが、彼は中央支那の方面に於て、頗る不利なる形勢に陥りたるに拘らず、十一月中旬頃に於ては、東三省内の情勢は著しき動搖の狀もなく、又急に動亂の決及すべき模様も之れ無かりしを以て、當時我が滿洲駐屯軍の兵員中、年限の滿ちたるものは常例に由りて内地に送還し除隊歸休せしめたり。然るに十一月二十四日に至り、當時樂州方面に駐屯せる奉天軍司令官郭松齡は、突如として張作霖に反抗し、奉天に向て進軍を開始したり。是に於て、張作霖は直に退きて第一の防禦戰を連山方面に設けたりしが、十二月の初めに至り、奉天軍は格別の激戰を交へずして退却し、連山附近の陣地を棄て、遼河方面に於て最後の決戰を試みんとするの形勢を現出せり。因つて我が關東軍司令官は、十二月八日附の聲明を以て、其の當然の職責の存する所を張郭兩將軍に警告し、以て兩軍の注意を促したり。前述の如く滿洲駐屯軍の兵員中十一月中旬に除隊歸休

となりたるもの、補充は、例年の慣例に由り、本年一月中には行はれる當初の豫定なりしが、其の以前には絶対に必要と認められる最後の瞬間に至るまで、補充兵員の派遣を見合はす方針なりしが、十二月十四日の夜より翌朝に亘りて一の新形勢を生じたり。即ち其間に滿洲方面より到着せる電報に據れば、郭軍の一部隊は、突然營口の對岸に現はれ、同方面に於ても、張郭兩軍の衝突を生ずる危険を豫想せざるを得ざるに至りたることは是れなり。之れが爲に滿洲沿線に於て、我が駐屯軍の特に警戒を要する守備區域は、南は營口より、北は鐵嶺に至り、當時駐屯軍の減少せる兵力を以て、到底守備の任務を完うすること能はざるなり。勿論曩に關東軍司令官の發しましたる聲明に對しては、張郭兩將軍共に能く之れを諒悉し、其の軍事行動を執るに當りては、充分に日本の權利利益を尊重すべきことを期待せられたりと雖も、若し數日に亘りて各方面に於て混戰の狀態を呈するが如き場合に至らば、雙方の軍隊共に無意識に鐵道附屬地内に侵入し、市街戰、追撃、追撃等を行ふの虞あるのみならず、敗竄兵が規律節制を失ひ、掠奪暴行を擅にすることは、從來其の常習とする所にして、斯くの如き危険なる形勢は十二月十五日に及びて愈々切迫を告ぐるに至れり。因つて政府は即日意を決して、駐屯軍の兵數を十一月中旬までの情態に復せんが爲に、直に缺員補充を行ひたり。其後遼河の決戰終了し、東三省の事態大體平靜に歸すると共に、曩に我が駐屯軍の缺員補充として臨時に滿洲に派遣したる部隊は、逐次に原駐地に送還せられ、一切の應急措置は今日に於ては既に悉く解除せられたり。之を要するに、最近支那の内亂に於ても、一昨年奉直戰爭の場合に於けると等しく、政府は帝國議會の前會期に於て説明したる一定の方針を以て終始一貫したり。其の方針とは即ち第一に支那の内政に付ては絶対に之れに干渉せざること。第二に我が權利、及、利益に就てはあらゆる正當手段に由りて之れを擁護すること、是れなり。世間に於ては滿洲方面に於ける日本の行動に對し、常に一種の猜疑を以て觀察するものなきにあらずと雖も、我が滿洲駐屯軍の缺員を補充す



れば、直に之れを以て奉天軍援助の目的に出でたるが如く誣ひ、又た我が軍司令官が張郭兩軍に對して、等しく其の營口入市に異議を唱ふれば、直に之れを以て郭軍の軍事行動を阻止するの内意を含むものなるが如く傳へ、百方我が日本を中傷せんとするものがあるは、洵に遺憾とする所なり。吾人は是等風説の全然無根なることを斷言し、公平なる歴史は結局何よりも明白に我が眞意の存する所を證明すべきことを確信して疑はざるなり。尙ほ滿洲方面に於ける我が文武官憲が、過般の重大なる時局に當りて同心協力、能く政府の方針を遂行し、又全く人道上の見地より、敗軍の將卒、並に之れと事を共にせる人々の生命を救助せんが爲に、百方努力したることは吾人の衷心より悦ぶ所なり。斯の如く、吾人は徹底的に支那に於ける内政干渉主義を厲行すると同時に、我が正當なる地位に關しては及ぶ限り擁護の手段を執りたり。我が日本が滿蒙地方に於て、有形上無形上最も重要な權利利益を有しつゝあることは周知の事實なり。而して其の權利利益にして外形に現はれ、戦亂に由りて破壊せらるゝ危険は今日に於ては首として滿蒙沿線に存在すること實際の状態なりと雖も、過般吾人の執りたる手段に由りて、保護目的を達せられたるものと認む。若し夫れ、無形の權利利益に至りては、今回の戦亂に由りて影響を受くるべき處なく、事實に於ても亦何等影響無かりしことは吾人の確信する所なり。固より東三省地方全部、平靜の状態を保ち、戦亂の慘禍を免るゝことは、支那住民の爲め、又我が居留民の爲に吾人の希望する所なりと雖も、是れ當然支那の責任たらざる可からず。吾人にして妄に自ら其の責任を引受けんとするならば悉く現在國際關係の基礎的觀念、華盛頓條約の根本原則、並に帝國政府累次の聲明を無視するの外無かるべし。吾人にして一たび之れを無視するならば、帝國の名譽と威信とは永遠に失墜することを覺悟せざる可からず。吾人は斯くの如き無謀なる行動を執ること能はざるなり。次に支那關稅特別會議に關しては、仔細に支那に於ける時局の進展を觀察する者は、近來支那の國民が、漸次政治的に覺醒せんとする所の徵候現

はれ來れることを認めざるを得ず。舊支那は過ぎ去りて新支那が之れに代らんとしつゝあるは、今日の新形勢なり。吾人は偏に支那の健全なる發達を希ふと共に、其前途ある青年の中には、動もすれば無根の風説惡意の宣傳に惑はされ、其の危険にして且つ破壊的なる政治運動に熱中する者あるのを見て、隣邦の將來の爲に、深き憂慮を懷かざるを得ざるなり。左れば大體に於て、近年支那の情態が著しく變遷せる事實を無視するは大なる謬見なり。軍事上の權力者は戦亂の運命に由りて、興る者もあり倒る者もあるべしと雖も、國民的自覺は一たび發生すれば、決して消滅するものにあらず。外部より壓迫を受ければ、却つて益々深刻を加ふるものなり。而して支那に於ける斯くの如き國民的自覺の一端は、近來關稅自主權回復の要望と爲りて現はれたるものなり。吾人は特に此の新形勢を察し、會議に對する方針を決定したるものなり。十月二十六日會議の開かるるや否や、果然、其の劈頭に於て支那の全權は、關稅自主權問題を提起したり。我が全權は之れに對し政府の既定方針に由り、絶えず支那の立場に同情し、列國とも密接なる接觸を保ちつゝ、幾多の難關を排し十一月十九日の委員會に於て、支那の關稅自主權承認に關する一の決議を成立せしむることを得たりと同時、吾人の目的とする所は、日支兩國の共存共榮に在り。吾人の要求する解決方法は、日支雙方に向ひて公平ならんことを期するものなり。支那國民も亦専ら自己の立場のみを見て、日本の商工業を顧みざるが如き、不合理なる要望を激くものにあらざることを信するものなり。十二月の初めより、支那國內の形勢急を告ぐるに至りたると共に自然關稅會議の進行も捗々しからず、唯時時主として非公式の會合を開くに止まりたりと雖も、吾人は事情の許す限り、會議の繼續、及、促進を希望するものなり。又た最近支那に於ける治外法權委員會も開會するに至れり。完全なる法權を回復せんとする支那國民の希望は、吾人の常に同情を表する所たるは固より言を倦たず。今回の委員會は、華盛頓會議の決議に由りて、特定の事項に就て事實を決定し、意見を建議するの任務を有するも



のにして吾人は多大の興味を以て其の結果を見んとするものなり。

露國との關係に至りては、引續き順調なる發達を爲しつゝあるは、洵に喜ぶべきことなり。北薩哈噠に於ける石油石炭の利權に就て、十二月十四日を以て、我が當業者の代表と露國當局との間に契約の調印を了したり。是等の契約は、昨年一月の北京條約に伴ふ當然の結果に外ならずと雖も、若し露國政府にして衷心より日露の經濟的協力を圖るの意志なかりしならば、恐らくは今回の結果を見ること能はざるべし。従つて今回本問題交渉の成立は兩國民間の友情を表彰するものとして、吾人の歓迎する所なり。吾人は今日何れの國とも排他的の親善關係を結ぶの意思を有せず。締盟列國に對し、表裏なき友情を以て交渉することは、我國の進むべき最も賢明なる鍼路なり。之れが爲には吾人は的確なる證據もなく、漠然たる想像を根據として、他國の眞意を速斷することを避けざる可からず。多くの場合に於て、重大なる國際間の紛糾は源を邪推偏見に發するものなり。是等の點は日露の關係を考慮する上に於て、之れを念頭に置かざる可からず。過般露國が北滿州に於て何等かの侵略計畫を有せりとの風説ありしが、吾人は今日まで知り得たる限り、之れを信すべき何等の根據を見出すこと能はず。昨年日露國交回復以來、吾人は兩國關係の諸問題に關しては、露國政府との間に常に密接なる接觸を保ち、隨時脱藏なき報道、及、意見の交換を行ひ、吾人は此の方法に由りて兩國間の不必要なる誤解を除き、以て其の國交の維持増進を期し、今後亦同一の目的の爲に及ぶ限り努力する覺悟なり。

歐洲諸國との關係は目下極めて順當なる状態に在りて、其の前途に暗影を投ずるが如き何等の紛争問題なきのみならず、何れの國とも、益々國交増進の形勢を認めつゝあり。過般調印せられたるロカノ條約は、性質上、純然たる歐洲問題に關するものなるが故に、我が日本は調印國にあらずと雖も、是等の條約は、歐洲の政治上並に經濟上に於ける時局の安定を促し、之れが爲に國際聯盟の前途

に對して一道の光明を與へ、延ては世界一般の平和と進歩とに貢献すること疑ひを容れざるなり。又た目下英國に御滞在あらせらるる秩父宮殿下が、總ての方面より誠心を籠めたる歡待を受けさせられつゝあることは、定に感激に堪へざると共に、兩國間の友情は極めて鞏固なる根柢を有することを感ず吾人の深く満足する所なり。

我國と土耳其とは、昨年初めて大使を交換することゝ爲り、吾人は近東方面に於ける錯雜せる歐洲問題に就ては、飽迄不偏不黨の第三者たらんことを期するものなりと雖も、之と同時に、明治二十四年の軍艦「エルトゴール」事件以來我が國民と、土耳其國民との間に存する好感情は、益々之を増進し、又た同國方面に於て、我が商工業發展の新天地を開拓せんことを期待するものなり。次に最近の日米關係を察するに、一昨年米國移民法中、所謂日本人排斥條項に關しては、政府の意見は、一昨年並に昨年共に當議場に於て吾人の開陳したるが如く其の意見は、茲に何等變更し、又は敷衍するの必要を認めず。又た今日徒に本問題を反覆論議することは何等有益なる結果を齎らすものと思はれず、唯吾人は國際的禮讓並に正義の觀念と一致せざるものと認めらるゝ所謂日本人排斥條項に對して、洵に遺憾に感ずることは今尚ほ渝ることなきを明にすれば足るべし。然れども大勢を通觀するに、米國に於て、日本に對する諒解近年著しく増進しつゝあることは、何人も米國の事情に通ずる者の快く認むる所なるべし。嘗て日本人攻撃の急先鋒たりし人々の中に於ては今日は穩健なる意見を公言して居る人も亦少なしとせず、嘗て日本に關して何等の興味を有せず、又は先天的に一種の偏見を懷きつゝありし人々の中に、今や熱心に、公平に、我が日本の眞相を研究せんとする者も亦尠なしとせず。凡そ正しき諒解は眞實なる友情の基礎なり。今日米國が日本に對する態度に就て、大體の傾向は深く望を兩國關係の前途に囑せしむるに足るものあり。又た我國は墨西哥並に南米諸國とは、全く親善なる關係を保ちつゝあり。吾人は固より是等の諸國との關係に於て、何等政治



上の意味を含むが如き計畫を有せずと雖も、該方面に於ては、我が國民の經濟的發展の爲に十分の餘地があることを認め、及ぶ限り其の正當なる活動を奨励する方針なり。終りに臨み、吾人は移民問題に就て一言すべし。吾人は何れの國に對しても其の歡迎せざる移民を送らんとする如き意思を有せず。唯其の未だ開拓せられざる地方に對して、資本又は勞力を供給し、單に移住者、又は其の本國の爲のみならず、彼等が新に墳墓の地として定住する國の爲め、何れも等しき其の繁榮幸福を増進することは、吾人の一貫せる希望にして、之が爲め政府は十分努力を吝まざる覺悟なり。此の政策を決定し施行する上に於て、吾人は國家の一時的利害に由りて輕々しく動かざることに注意せり。國家は永遠の生命を有するものなるが故に、外交の目標とする所は、國家永遠の名譽、威信、利益に存せざる可からず。吾人は此の信念に基き、幸に諸君の贊助に由り、吾人の重大なる責務を盡さんことを期するものなり。

### 三 加藤首相の逝去

加藤首相は、三派協調の聯立内閣より一轉して、單獨内閣を組織し、將に其の抱負、經綸を實行せんとして第五十一議會に臨むに際し、病に罹りしも、猶ほ且つ勉めて議會に出席し、自ら答辯の任に當りしが、病漸く重きを加ふるに及び、一月二十八日溘然として逝けり。加藤子の如きは憲政の爲に身を忘れて其の職に薨れたりと言ふべし。

### 四 憲政會總裁推戴と若槻内閣の成立

初め加藤子の病に臥するや、若槻禮次郎氏は内閣總理大臣臨時代理を命ぜらしが、此に至り、推されて憲政會の總裁と爲り、加藤子

の後を承け大命を拜し、内閣總理大臣兼内務大臣に任ぜられ、帝國議會は一月二十八日より卅一日迄、四日間停會を命ぜられたり。

二月一日議會の再開するや、院議は粕谷議長の發議に由り、加藤子に對して弔詞を贈ることに決せり。

#### 弔詞

衆議院は多年憲政の爲に盡瘁し、屢ば輔弼の重任に膺りたる内閣總理大臣正二位大勳位加藤高明君の薨去を哀悼し、恭しく弔詞を呈す。

若槻首相は起て壇に上り首相新任の挨拶を述べて云ふ「加藤首相が議會開會中、俄に薨去せられたるは、國家の爲に痛惜に堪へざる所なり。而して不肖圖らずも大命を拜し、加藤首相の後を承けて内閣を組織し、茲に諸君と相見ゆるに至りたるは、吾人の光榮とする所なり。内閣は新に組織せられたりと雖も、政府施設の方針に至りては、何等變更する所無きは勿論なり。其の既に提出したる法律案は、撤回せずと雖も豫算案は都合上、一旦撤回して更に再び提出するの手續を履むべし。冀くは諸君政府の意を諒とし、其の提出する各案に對して、協賛を與へられんことを」と。

若槻首相の演説終るや、濱口藏相は一旦豫算を撤回し更めて之を提出せんとするの理由を一言して壇を下れり。

### 五 若槻内閣に於ける重要法案

本期議會に於て、政府の提出に係る重要法案は、言ふまでも無く税制整理案にして、憲政會内閣の唯一政綱たり。今更税制整理案の件名を掲ぐれば、即ち左の如し。



- 第一 所得税法中改正法律案
- 第二 大正九年法律第十二號中改正法律案（所得税法の施行に關する件）
- 第三 地租條件中改正法律案
- 第四 明治三十七年法律第十二號中改正法律案（地租徵收に關する件）
- 第五 營業稅法廢止法律案
- 第六 營業收益稅法案
- 第七 資本利子稅法案
- 第八 相續稅法中改正法律案
- 第九 通行稅法廢止法律案
- 第十 酒稅法中改正法律案
- 第十一 酒精、及、酒精含有飲料稅法中改正法律案
- 第十二 麥酒稅法中改正法律案
- 第十三 醬油稅則廢止法律案
- 第十四 自家用醬油稅法廢止法律案
- 第十五 織物消費稅法中改正法律案

- 第十六 賣藥稅法廢止法律案
  - 第十七 骨牌稅法中改正法律案
  - 第十八 清涼飲料稅法案
  - 第十九 大正九年法律第五十一號中改正法律案（朝鮮に移出する物品の内國稅免除に關する法律案）
  - 第二十 地方稅に關する法律案
  - 第二十一 明治四十一年法律第卅七號中改正法律案（地方稅制限に關する件）
- 同時に、政友會の山本悌次郎氏、及政友本黨の床次竹二郎氏より提出したる稅制整理案の件名を掲ぐれば左の如し。
- 第一 市町村稅地租法案
  - 第二 市町村稅地租法の施行に關する法律案（以上山本悌次郎提出）
  - 第三 地租條例中改正法律案
  - 第四 所得稅法中改正法律案
  - 第五 大正九年法律第十二號中改正法律案（所得稅法の施行に關する件）
  - 第六 明治四十二年法律第七號廢止法律案（國債の利子所得稅免除に關する件）
  - 第七 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（以上床次竹二郎氏提出）

叙上三案の相違せる點と、其の主張とを摘みて、其の要綱を掲ぐれば、即ち左の如し。



## (一) 政府の△制整理案即ち憲政會の主張

政府の租制整理案は、國庫の歳入を増減せざる範圍に於て(一)直接國税の體系を整理して、國民負擔の公正を期すること。

(二) 社會的政策に立脚して、税制整理の實を擧ぐることに(三) 産業的振興を主として國民生活の安定を圖るに在りき。

(一) 大體現行の制度を是認し、所得税を中心として、地租、營業收益税、資本利子税、及、家屋税を以て、其の補充税と爲すこと。

(二) 各種の免稅點引上、家族の扶養額増加、地價二百圓以下の自作農地免稅、通行税、醬油税、賣藥税、綿織物税を廢止すること。

(三) 所得税の第一種と第二種との重複(及)營業收益税、資本利子税との重複を避け、地士を賃貸價格に、營業税を収益税に改良すること。

以上減收額九千餘萬圓は、之れを資本利子税、相續税、酒、煙草の増税等に由る増收八千三百萬圓を以て之れを補填す。差引八百三十萬圓を減じて、負擔を公正にし、且つ中産以下大多數國民生活上の負擔を軽減せんとするは、政府の税制整理に對する方針にして、憲政會の主張亦此に在り。

本期議會に於て、政府の提出に係る重要法案は、税制整理法案を除き其の主なるものを擧ぐれば、關稅定率中改正法律案其の一なり。

労働組合法案其の二なり。労働爭議調停法案其の三なり。治安警察法中改正法律案其の四なり。鐵道敷設中改正法案其の五なり。

關稅定率法中改正法律案は、類別十七、税目七百二十、其の稅率、千數百の多きに別れ、農工商業者は勿論、産業貿易の盛衰と國運の消長とに關する重要法案の一なり。而して此の改正に由りて初年度に於て、約七百五十萬圓、次年度以降約千九百三十萬圓の増收を得べき見込なり。案は貴衆兩院内に於て、議論百出、反對の議起りしが、結局院議は多少の修正と附帶希望を附して之を可決せり。

労働組合法案は、輒近我國に於ける労働組合の發達、顯著なるものあるに拘らず、之に對する特別の法律無く若くは規定自然の發達に放任しつゝあるを以て、令回法律上の規定を加へ、其の發達を助成し労働者保護の目的を達せんが爲に提案せられたるものなり。然るに該法案は、議會に上程せられたるも、衆議院の委員會に於て、審議未了の爲に通過するを得ざりき。

労働爭議調停法案は、首として吾人日常の生活的狀態に關係ある鐵道、電車、電燈、水道、軍需工場等に生じたる爭議を解決するが爲に、委員會を設けて、之を調停せしむべき規定にして、貴衆兩院は其の必要を認め、多數を以て之を可決せり。

治安警察法中改正法律案は、從來労働組合運動を極端的に禁遏しつゝある治安警察法第十七條、及、第三十條を削除するが爲に提案せられたるものにして、貴衆兩院は、其の削除を是認し、多數を以て之を可決せり。

健康保險法中改正法律案は、労働者保護の一にして、其の被保險者は、労働者階級、保險者は政府、及、健康保險組合の法人團體なり。貴衆兩院は、其案の必要を認め、多數を以て之を可決せり。

鐵道敷設法中改正法律案は、長野縣下諏訪より鹽尻峠を経て鹽尻に至る新線にして、其の延長八哩八分、經費二百五十八萬餘圓を要求せんが爲に提案せられたるものなり。案の衆議院に上程せらるゝや、政友本黨の反對する所と爲り、議院は多數を以て之を否決し、其の結果、之に充當する二百五十八萬五千圓は豫算より削除せられたり。

叙上法案の外、政府は製鐵業獎勵法改正法律案外二案を提出せり。其の一は鐵の輸入品に對して、重き關稅を課するものにして、其の二は製鐵業者に對して、相當の助成金を交付するものなり。衆議院は其の必要を認め、左の希望條件を附して之を可決せり。

一 滿洲に於ける製鐵事業は、我が製鐵事業に重要な關係あり。政府は本法律案提出の主旨に鑑み是等の製鐵事業に對し、速に適



當の助成方法を實行することを希望す。

二 第八條に依りて交附する獎勵金は、鉄鋼一貫作業の場合は、每一噸金六圓、其の他の場合は每一噸金五圓とすること。

貴族院も衆議院の修正案を是認し、案は兩院を通過し確定するに至れり。  
次に政府は、地方制度を改正し自治權を擴張するの目的を以て、府縣制中改正法律案、市制中改正法律案並に町村制中改正法律案を提出し、多少の修正を経て貴衆兩院を通過せり。次に北海道會法中改正法律案、及、北海道地方費法中改正法律案を提出し、概ね府縣制改正に準して、各條に改正を加へしが何れも貴衆兩院を通過せり。

## 六 日露國交の回復

大連、長春、東京と紆餘曲折を経た日露交渉は第四次北京會議に於て漸く成立を見るに至れり。そもそも北京の日露會議は大正十三年五月十四日、北京に於て芳澤公使と駐支ソヴェト全權カラハン氏の間に正式委任狀の交換に依り開始されたりしが、兩者の間には既に大正十二年十月震災慰問問題を動機に日露豫備交渉が行はれ、更に大正十三年二月浦潮在留官民拘禁事件に端を發し交渉再開の機運濃厚となり、是等の豫備的交渉を経て、茲に正式會議を開くに至りたるなり。北京會議は豫備交渉時代を合すれば正に一年四箇月の時日を要して漸く大正十四年一月二十日調印に漕ぎ付けたり。日露會議の難關は、初め尼港事件、撤兵問題等に在りしが北京會議に於ては、是等は時代の變化と共に左程重要な意義を有せざりしものとなり、殆んど北樺太利權問題の交渉に集中され、利權の解決が日露協定の成立と稱せらるゝところとなれり。今交渉の経過を回顧するに五月十四日の第一回正式會議より六月七日に至る十三回の會合

に依つて彼我的提案著しく接近し原則的諒解成立の域に達せるが、越えて利權の具體的條項提出さるゝに至りて交渉頓挫を招來し、芳澤公使は日本内閣の更迭を機會に交渉現狀の報告を兼ね六月十七日歸朝するに至れり。此の間、芳澤公使は北樺太の視察を行ひ八月三日北樺太利權に關する具體案を携へて、北京に歸り八月四日より會議を續行し、八月四日以降十一月二十日に至る迄の會商は殆んど利權に關する細目交渉に移り其間三回迄會議の決裂傳へられ一時交渉成立は危ふまれたり。利權問題中の難關は企業の繼續事項及び油田の地域事項並びに炭田の封鎖區域問題とて、最後の二事項は交渉成立の瞬間迄も難關として取り残されし程なりき。十二月二十七日兩國政府の回訓到達に依り會議再開を見るに及び著しく兩者の意見接近し交渉は十四年度に持越され協定成立の曙光見え、一月上旬の會議に於ては條文整理に入り宣傳禁止事項、債務問題、漁業權問題等に於て折衝を重ね協定成立間近くなりしとき撤兵問題及び宣傳禁止問題の兩者著しく緊張するに至り、一月十三日ソヴェト側は日露協定成立を既に見越し協定調印の日取を選定するの餘裕を有せしが日本側は尙樂觀を許さざるものと觀測したり。然るに一月二十日最終會議に臨席せる芳澤全權が日本政府よりの全權委任狀を提示して交渉に入るや、カラハン全權は一氣に従來の懸案を解決すべく、日本側の啞然たる裡に日本側要求の殆んど全部を容認し、一月二十日附を以て一月二十一日午前一時の眞夜中に協定全文に互りて兩全權の署名調印を見るに至れり。

越えて二月十六日兩國元首に依る協定批准調印の通告交換が北京日本公使館に於て行はれ、此の日を以て日露國交は完全に恢復するに至れり。日露交渉経過を示せば左の如し。

年 月 日

場 所

兩國代表者

一〇・八・二六

大連會議開く

(松島・ユーリン)

六 日露國交の回復



六 日露國交の回復

- 一一・四・一六 大連會議決裂 (同・同)
- 一一・九・五 長春會議開く (松島・ヨツフエ)
- 一一・一〇・一一 長春會議決裂 (同・同)
- 一一・六・二八 東京豫備交渉開く (川上・ヨツフエ)
- 一一・七・三 未解決のまま終了 (同・同)
- 一三・九・二四 北京會議開く (芳澤・カラハン)
- 一四・一・二二 日露協定調印 (同・同)

七 大正天皇崩御せらる

大正十五年十二月二十五日は、我が日本國民に取りて、最も哀悼の情を表す可きの日なり。天皇此の日を以て相州葉山御用邸に於て、崩御あらせさせ給へり。壽四十八歳。官報の告示左の如し。

告 示

天皆陛下今二十五日午前一時二十五分葉山御用邸に於て崩御あらせらる。

大正十五年十二月二十五日

宮内大臣 一木喜徳郎

内閣總理大臣 若槻禮次郎

證して大正天皇と曰ふ。

皇太子裕仁親王、皇室典範の定むる所に依り、此の日、午前三時十五分、葉山御用邸に於て、森嚴なる劍璽渡御の式を擧げ、人皇第百二十四代の大統を繼がせ給ひ、同時に改元の詔書を發せられたり。

詔 書

朕、皇神皇宗ノ威靈ニ頼リ、大統ヲ承ケ、諸機ヲ總ブ。茲ニ定制ニ遵ヒ、元號ヲ建テ、大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ、昭和元年ト爲ス。

御名 御 璽

大正十五年十二月二十五日

各 大 臣 副 署

昭和二年二月七日、新宿御苑の葬場殿に於て、大喪の式を行ひ、多摩陵に葬むる。此日、一條祭官長、神前に進み、祭詞を奏し、天皇御名代秩父宮は神前に御拜禮の上、告文を奏せられ、終りて退下せられたり。

御 誄

御名敬ミテ皇考ノ神靈ニ白ス。恭シク惟ルニ、皇考位ニ在シマスコト十有五年。深仁厚澤人心ヲ感孚シ給ヘリ。一朝不豫久シキニ彌リテ瘳エ給ハズ。其ノ大漸ヲ傳フルニ當リテハ、遠近争ヒテ神祇ニ禱リ、其大行ヲ聞クニ及ビテハ、億兆考妣ヲ喪フガ如シ。嗟小子正ニ諒問ニ在リ。梓宮ヲ拜シテ音容ヲ想ヒ、殯宮ニ候シテ涕淚ヲ灑グ。茲ニ大喪ノ儀ヲ行ヒ哭イテ靈柩ヲ送りマツラントス。今ニ感

七 大正天皇崩御せらる



ジ昔ヲ懐ヒ、哀慕何ゾ己マン、嗚呼哀イ哉。

御大喪に際し、恩赦の詔書を發し、大赦令、減刑令、復権令、懲戒懲罰免除令、出納官吏等の辨償責任免除令等に關する勅令同時に公布せられたり。

朕大喪ニ遭遇シ、傷悼已マズ。此ニ有辜ヲ矜ス、憲章ニ循ヒテ恩赦ヲ行ヒ、以テ朕ガ罔極ノ哀ヲ申ヘムトス。百僚有業其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨ。

併せて落魄不遇の民に對し、内帑金百五十萬圓を下して、慈惠救済の資に充てしめられたり。

## 第五章 昭和新政の展開

### 一 天皇登極の朝見式と勅語

天皇の踐祚せらるゝや、登極最初の朝見式は、實に昭和元年十二月二十八日、午前十時半宮中正殿に於て舉行せられたり。此の日、天皇には伊藤式部長官、一木宮相の前行にて、大元帥の正裝に表章を著けさせ給ひ、侍從劍璽を奉じ、徳川侍從長、奈良侍從武官等扈從し、高松宮、元帥閑院宮等の供奉にて、正殿に出御、正面玉座に著御せられ、土屋侍從は御劍を奉じて玉座の右に、牧野侍從は御璽を奉じて其の左に侍立せり。尋て皇后には珍田皇后宮大夫の前行にて、島津女官長、竹田、北白川、朝香、東久邇各内親

王を始め、各宮妃の供奉にて出御、右方の御座に著御あらせられ、各皇族以下文武百官左右に侍立し、諸員最敬禮の裡に 天皇立御、玉音朗々として勅語を捧讀あらさせ給ひ、終りて、若槻首相御前に候して奉答文を奏し、其の盛儀を終れり。

### 勅語

朕、皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ、萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ、帝國統治ノ大權ヲ總攬シ、以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。舊章ニ率由シ、先徳ヲ奉修シ、祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ。惟フニ、皇祖考聖文武ノ資ヲ以テ、天業ヲ恢弘シ、内文教ヲ敷キ、外武功ヲ耀カシ、千載不磨ノ憲章ヲ頒チ、萬邦無比ノ國體ヲ肇クセリ。皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ、迺チ志ヲ繼明ニ尙クス。不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル、朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス。遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔ン。但、皇位ハ一日モ之ヲ曠クスベカラズ。萬機ハ一日モ之ヲ廢スベカラズ。哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ、以テ大統ヲ嗣ゲリ。朕ノ寡薄ナル、唯、兢業トシテ負荷ヲ重キニ任ヘザランコトヲ之レ懼ル。

輒近世態漸ク以テ推移シ、思想ハ動モスレバ趣舍相異ナルアリ。經濟ハ時ニ利害同シカラザルアリ。此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ、舉國一體、共存共榮ヲ之レ圖リ、國本ニ不拔ニ培ヒ、民族ヲ無疆ニ蕃クシ、以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムベシ。

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ、人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル。則チ我國ノ國是ハ、日ニ進ムニ在リ。日ニ新ニスルニ在リ。而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ、審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ、進ムヤ其ノ序ニ循ヒ、新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル。是レ深ク心ヲ用フベキ所ナリ。

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ、模倣ヲ戒メ創造ヲ勗メ、日進以テ會通ノ運ニ乗ジ、日新以テ更張ノ期ヲ啓キ、人心惟レ同ジク、民風惟レ和シ、汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ、永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト、是レ朕ガ軫念最モ切ナル所ニシテ、不顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ



明徴ニシ、不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ、實ニ此ニ存ス。有司其レ克ク朕ガ意ヲ體シ、皇祖考暨ヒ皇考ニ效セン所ヲ以テ、朕ガ躬ヲ匡弼シ、朕ガ事ヲ獎勵シ、億兆臣民ト具ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ。

朝見式の終るや、天皇御座所に於て、閑院宮載仁親王を召し勅語を賜ひ、尋て公爵西園寺公望を召して勅語を賜ひ、又た内閣總理大臣若槻禮次郎を召して、同じく勅語を賜ひ、更に御學問所に於て陸海軍人を召され、左の勅語を陸海軍人に賜はりたり。

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ大統ヲ嗣グニ臨ミ、一ガ股肱タル陸海軍人ニ告グ。

惟フニ、皇祖考、夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ、皇考亦中ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ。汝等軍人、眷々服膺シ、克ク匪躬ノ節ヲ效シ、盡忠報國ノ偉績ヲ建テタリ。

朕ハ先朝ノ慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ、切ニ汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ、列聖ノ遺業ヲ紹述シ、倍々國威ヲ顯揚シ、億兆ノ慶福ヲ増進セムコトヲ冀フ。

汝等軍人、其レ克ク朕ガ意ヲ體シ、先朝ノ訓諭ニ遵由シ、審ニ宇内ノ大勢ヲ察シ、深ク時世ノ推移ニ鑒ミ、切礎砥礪、愈々操守ヲ固クシ、一意奉公ノ至誠ヲ擢テ、宏猷ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ。

昭和元年十二月二十八日

御名 御璽

## 一二 三黨首會見の顛末

第五十二議會の開かるゝや、政友會及び政友本黨の兩黨は、あくまでも朴烈問題を提げて政府に肉薄し、この一角より政府を倒壊せんと企てたり。政府側に於ては朴烈問題を以て政策以外の問題なりとしこれを以て政府に肉薄するは不都合千萬なりと論じたりしが、野黨はこれを以て絶好の武器として政府に迫り一月十八、十九兩日に於ける此の問題の討議は頗る緊張し形勢極めて險惡なりき。而して廿日遂に政本兩黨の聯合軍は内閣不信任案を提出するに至り、同時に政府は三日間の停會を奏請するに至れり。

然るに議會停會となり、二十日午後若槻首相は田中政友會總裁、床次本黨總裁と會見し、會談四十分、若槻首相は昭和新政に際して、豫算不成立の如き避くべしとなし、相互に政戦をやめ今議會を無事すまさんと述べたるに、田中、床次兩總裁は、それは誠に望まじきことなるも、かくなりし止むを得ざる理由に基くを以て、政府に於ても深甚の考慮を拂はれたしとの意味を答へ、床次總裁の發案により、左の申合せを作成せり。

申 合

新帝政治の初めに當り、お互に政治の公明を望むを以て、今後は嚴に黨員を戒飭して言論を慎しみ、ます／＼國民の議會に對する信頼を厚くすることに努力すべし。

次いで左の妥協案成立したり。

- 一 政本兩黨より提出したる不信任案はこれを撤回すること。
- 一 豫算は各黨の立場より多少の修正を試み、本體之を承認すること。
- 一 朴烈問題、機密費問題、松島事件に關しては向後お互に論議せぬこと。



正面衝突を覚悟し華々しく政戦の首途に上りし政、本兩黨が如何にして掌を返すごとく、その態度を一變し、政府と妥協するに至りしか、若槻首相との會見に於て政本兩黨首は、その「深甚の考慮」なる言葉の中に、時局收拾のために、適當の時機に於て引責辭職を爲すべきことと解したる結果なりと云はれたりしが、若槻首相は反對に、自ら「考慮の申し入れに對し、後日のことを慮り、深甚の考慮の意味は文字通りに解して可なりや」と念を押せしに田中總裁の返答は「その通りに可なり」と云へる旨、二十一日に於ける憲政會代議士會に報告せり。各日解釋を異にするも詮するところ、政府黨及在野黨は普選による解散を回避せんとしたる結果に外ならず。何れも首相の申入れを好機とし政局收拾の名の下に妥協せるなりき。而してさしも紛糾したりし時局も忽ち一轉、不信任案は撤回せられ國民待望の解散は沙汰止みとなれり。

### 三 震災手形法案の内容

震災手形は大正十二年九月關東大震災の直後實施せられたるモラトリアムの期限が九月中に満了するに對し、その後の金融梗塞を疏通し、財界の混亂を未然に防ぐ目的を以て、大正十二年九月二十七日勅令第四百二十四號手形割引損失補償令に基き創設せられたるものにして、その手形の性質は勅令に明かなる如く

- 一 震災地（東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣）を支拂地とする手形、又は震災地に震災の當時營業所を有したる者の振出したる手形、若くは之を支拂人とする手形にして、大正十二年九月一日以前に銀行の割引したるもの。
- 二 前號に規定する手形の書換の爲めに振出したる手形。

三 前二號に規定する手形、又は震災地に營業所を有する銀行が他の銀行に對し、大正十二年九月一日以前に發したる豫金證書、若くはコールローンの證書を擔保として、銀行の振出したる手形。

にして、大正十三年三月三十一日迄に日本銀行に割引を依頼し、其割引を受けたるものなり。而して此の特別金融の繼續期間は、大正十四年九月三十日限りなりしを、大正十四年法律第三十五號及び大正十五年法律第三十三號により再度延長し、大正十六年（即ち昭和二年）九月末迄の期限となり居りしものなり。而して此間に於ける手形決済の状態如何と見るに、第五十二議會に於て政府の發表せし數字に依れば、大正十三年三月三十一日迄に日銀より再割引をうけスタンプを受けたる震災手形金融は、總計四億三千八十一萬六千九百拾貳圓なりしが、大正十五年十二月末迄に貳億貳千四百壹萬六千四百貳拾參圓即ち半額以上も決済せられ、此間に震災手形割引歩合は大正十三年十二月十二日二錢四厘より二錢二厘に、十四年四月二錢二厘より二錢に十五年十月二錢より一錢八厘に引下げられたり。然るに震災手形割引期間は二回延期し、尙且つ斯かる變態なる制度を久しく存置するは財界に惡影響を招來し、宜しからざるが故に速に打切るべしとは、彼の金輸出解禁即行の主張と共に、大正十五年中期以後の我國の一致せし輿論なりしなり。

然るにその實行に關しては、未だ二億圓餘を剩し、此の手形の特別融通を他に何等の救済策なく廢止せんか、財界に恐怖すべき波瀾を捲き起すべき事實明白にして、何人と雖も進んで具體的明案を述べること能はざりき。此點よりせば片岡藏相が議會に提出せし震災手形整理に關する二法案は當時何人が考案せしと雖も此外に出でざりしなるべし。

斯くして大藏省は財界の痛たる震災手形の整理を決意し、昭和二年一月拾一日の大藏省議に於て左の最後確定案を得たり。

- 一、勅令及び法律に基づいて政府が日本銀行に對して損失を補填するため一億圓を限度として公債を發行する案を決定す。



二、震災手形の整理をなす爲め別に一案を決すその要項は左の如し。

(イ) 現在震災手形の未整理の状態が残れるものが、日本銀行最近の調査に依れば約二億七百萬圓に達するから、その内、日本銀行の損失となつて政府より補償を受くる金額を差引きたる残額を標準として公債を發行し、之を震災手形を所持する銀行に對し、貸付の爲め交附すること。

(ロ) 震災手形を所持する銀行は手形債務者との間に、その手形債務を更改する爲め、最長十ヶ年の年賦償還貸付契約を締結したる場合に限り、政府に對し右貸付方を講求することを得ること。

(ハ) その貸付條件は利率年五分以上、期限十ヶ年以内とするほか詳細なる條件は大藏大臣これを定むること。

(ニ) 右貸付金が漸次辨済され来るに従ひて、その辨済金は國庫整理基金に繰入れて速かにこの公債が償還せられるやう考慮すること。

右の確定案に基き震災手形整理に關する法律案は「震災手形損失補償公債法案」並に「震災手形前後處理法案」として二個の法律案の形式を以て議會に提出せられたり。その内(一)損失補償公債法案は所謂補償令の期限滿了に伴ふ政府の法律的責任たる日銀の損失に對する國庫補償の方法(即ち五分利國庫債券の交附を以てこれを行ふ旨)並にこれが爲め必要な國債の發行を規定し、(二)善後處理法案は補償令の繼續打切の齎す金融界の打撃を緩和する爲め、政府が震災手形の所持銀行に對し、五分利國庫債券を以て貸付金を爲し得る旨、並に之が貸付條件たる大綱を規定せしものなり。

而して右兩法案は、一月二十九日衆議院に上程せられたるが、その際片岡藏相は提案理由を説明して曰く、

(前略)「一般財界の状態はその整理漸く進捗し來りましたが故に、益々この整理の趨勢を助長促進せしめて、速かに財界を常道に復歸せしむる必要は愈々切實を加へて參つたのであります。而してこの財界の常道復歸のためには、政府は種々の方策を講じなければなりません。右の非常施設たる震災手形の特別融通制度を更に延長存続せしめましては、却つて財界整理の進歩を妨げ、その堅實なる回復を期する所以でないと認めまして、これを今後におきまして繼續いたさぬことに決定いたしました。その結果日本銀行と締結いたしました補償契約に基きまして、日本銀行が震災手形の割引により受けたる損失を補償すべき時期に、近く到達いたしましたのであります。而して日本銀行の損失に歸する金額は、今日においてこれを明確に致すことは出來ないのであります。政府が日本銀行に對して支拂ふべき損失補償金は、國債を以て之れを交附することが財政上妥當の處置であると考へますから、こゝに補償の最大限度たる一億圓を限りまして、國債を發行交付するため、震災手形損失補償公債法案を提出いたしました次第でございます。

又この震災手形に對する特別融通の制度を繼續致さることに決定いたしますことに付ては、慎重にその善後方策を講ずる必要があるものであります。蓋し震災に因りまして、一般金融界及び多數震災手形の債務者が蒙りました創痍は頗る深刻でありまして、昭和元年十二月末の現在、即ち震災後三年四ヶ月を経過いたしました時におきまして、日本銀行の割引いたしました震災手形の決済せられずに残つてゐる金高は、約二億七百萬圓の巨額を算するといふ状態にあるのであります。それ故に機宜に適へる善後處理の方策を講ぜずして單純にこの非常施設の廢止を敢行いたしましたは、財界に重大なる影響を與へることになるのであります。斯様な次第でありますから、その善後處置を講ずるがために、こゝに震災手形善後處理法案を提出いたしましたのであります。

次にこの本案の要領を簡單に説明いたします。回收不能に陥りまして、日本銀行の損失に歸する震災手形につきましては、先に説明



いたしました震災手形損失補償公債法によりまして、政府が補償するため國債を發行交付するのでありますが、回收不能と決定せず、従つて日本銀行の損失に歸せなかつた震災手形につきましては、之を日本銀行より割引と受けてゐる銀行に對しまして、政府は震災手形の額と同金額以内において、即ち震災手形損失補償公債と通じて、二億七百萬圓の範圍内において、十ヶ年以内に公債を發行交付して貸付金をなすのでありますから、銀行は震災手形の代りに、この公債によりまして日本銀行より金融上の便宜を受け得るのであります。また震災手形の債務者は、銀行との間に手形債務を更改するため、十ヶ年以内に年賦償還貸付契約を締結しまして、支拂能力を回復する機会を與へらるゝこととなり、震災手形の整理をいたすことが出来るのであります。次に日本銀行は政府の補償契約あるが爲めに初めて割引することが出来るやうな、異例の手形を割引くことがなくなるのであります。今後は國債を擔保として手形の割引をするといふ常軌に復するのであります。

更に政府は未決済の震災手形中、本年九月三十日において回收不能に陥り、日本銀行の損失に歸するものであると認められるものは、前述の通り補償いたしまして、その以外の比較的宜しい手形に付きまして、慎重に調査し適當の條件を以て銀行に對して貸付けるのでありますから、今後十年間に於いて貸出金の回収は圓滿に行はれ、國庫に負擔を負はしむることは無いと信ずるのであります。また貸付のために國債を發行交付するのでありますが、國債利子の負擔は貸付金利子の収入によりまして完全に補償することを得るはすであります。

最後に尙一言いたしますことは、この國債發行によりまして、一時ながらも震災手形損失補償公債を通じて、二億七百萬圓の範圍内において公債發行額の増加を生ずるのでありますけれども、漸次貸付金の辨済があるに連れて、これを國債整理基金に繰入れまして、本法に依り發行したる公債の減額を圖ることを工夫いたしました次第であります。震災手形に對してかくの如く善後處理の方策を講ずることは、現下財界の狀勢に鑑み、最も機宜に副へる處置でありまして、多年懸案となつて居ります所のいはゆる財界の痛と稱せらるゝ震災手形の整理問題を解決する最良の方途であると信ずるのであります。以上、兩法案に付何卒慎重御審議の上、協賛あらんことを希望いたします。

斯くて質問應答の後衆議院に於ては本多貞次郎君（政友本黨）を委員長とする十八名の特別委員に付托せられ、特別委員會は二月四日より十九日まで續會七回、三月三日より四日に至る本會議に於て可決、貴族院に回付せられたり。貴族院に於ては林博太郎伯（研究會）を委員長とする十五名の特別委員に付托せられ、三月廿三日原案通り一字の修正もなく議會を通過し法律となれり。即ち全文左の如し。

## 震災手形損失補償公債法案

第一條 大正十二年勅令第四百二十四號、及、大正十四年法律第三十五號ニ依ル契約ニ基キ、政府カ日本銀行ニ對シテ支拂フヘキ損失補償金ハ、五分利附國庫證券ヲ以テ之ヲ交付ス。

第二條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲、一億圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得。

第三條 前條ノ規定ニ依リ發行スル公債ノ交付價額ガ一億圓ニ達セザルトキハ、ソノ差額ヲ補填スル爲前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得。

第四條 本法ニ依リ交付スル國庫證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム。

## 震災手形善後處理法案

## 三 震災手形法案の内容



第一條 本法ニ於テ震災手形ト稱スルハ大正十二年勅令第四百二十四號第一項第四號ニ該當スル手形ヲイフ。

第二條 政府ハ昭和二年九月三十日ニ於テ日本銀行ヨリ震災手形ノ割引ヲ受ケ居ル銀行（以下震災手形所持銀行ト稱ス）ニ對シ該震災手形ノ整理ヲ爲サシムル爲本法ノ定ムル所ニ依リ貸付金ヲ爲スコトヲ得。

前項ノ貸付金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス。

第三條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得、但シソノ總額ハ震災手形損失補償公債法ニ依リ發行スル公債ト通ジテ二億七百萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス。

第四條 前條並震災手形損失補償公債法第二條及第三條ノ規定ニ依リ發行スル公債ノ交付價額カ通ジテ二億七百萬圓ニ達セルトキハ其ノ差額ヲ補填スル爲前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得。

第五條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價額ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム。

第六條 第二條ノ貸付ハ震災手形所持銀行カ其ノ震災手形債務者トノ間ニ其ノ手形債務ヲ更改スル爲十年以内ノ年賦償還付契約ヲ締結シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲サス。

第七條 第二條ノ貸付ノ期限ハ十年以内トシ其ノ利率ハ年五分トス。

前項ノ外貸付金ニ關シテハ大藏大臣之ヲ定ム。

第八條 第二條ノ貸付ノ辨濟金ニ相當スル金額ハ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依ル繰入レノ外本法ニ依リ發行シタル公債ノ償還ニ充ツル爲之ヲ一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ但シ本法ニ依リ發行シタル公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ

萬分ノ百十六ニ相當スル金額ニ付テハ此ノ限りニアラス。

第九條 第二條ノ貸付ニ關スル事務ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム。

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス。

第十條 震災手形所持銀行ニ對シ第二條ノ貸付確定前ニ於テ日本銀行カ昭和二年十月一日ヨリ同年十一月三十日迄ノ間ニ於ケル満期日ヲ有スル震災手形ヲ割引キタルトキハ該震災手形ニ關シテハ大正十四年法律第三十五號ヲ準用ス。

前項ノ規定ニ依ル契約ニ基キ政府カ日本銀行ニ對シテ爲スヘキ損失補償ニ關シテハ第三條、及、第四條ノ規定並震災手形損失補償公債法ヲ準用ス。

#### 四 若槻内閣の瓦解

第五十二議會を無事切抜け得たる若槻内閣は、財界救済を目的とする震災手形法案を成立せしめたるも、これがため臺灣銀行及び臺灣銀と特殊の關係ある鈴木商店の窮狀暴露せられ、さらに東京渡邊銀行を初め多くの破綻休業銀行現はるゝに至り、財界は一種の恐慌状態に陥れり。若槻内閣はつとに臺灣救済の意を決し、左の如き緊急勅令案を作成、樞密院の諮詢にかけたり。

第一條 日本銀行は昭和元年五月末日までに臺灣銀行に對し無擔保にて特別融通をなすことを得（憲法第八條による）。

第二條 政府は第一條の規定に従ひ日本銀行が臺灣銀行に融通を爲したるため損害を蒙りたる場合に於ては二億圓を限度として補償をなすことを得。（憲法第七十條による）



附則 本令は公布の日より之を施行す。

然るにこの勅令案に關し樞府精査委員會は

第一 これは憲法第八條に當らず。

第二 今日帝國議會を召集し能はざる程の場合にあらず。

第三 政府は第五十二議會に於て震災手形善後處理法案を成立せしめ、豪銀救済はこれを以て十分なりと聲明せしに拘らず、議會閉會後二十日も經たざるに再び豪銀救済の緊急勅令案を提出するは不當なり。

との意見を決定し政府に對し、その撤回を勸告せしも、政府は之に應ぜず、本會議に於ける表決を希望し、もし少數を以て敗れたらんに潔く辭職することに決定し、三月十七日午後二時樞密院本會議は愈々宮中東溜間に開かれ、聖上陛下にも臨御あらせられたり。平沼精査委員長は本案を認むべからざるものと決定せし旨を報告し、之に對し若槻首相は堂々と本案の違憲にあらざる旨を論駁するところあり、賛否を起立に問ふや、樞府側全員起立して反對の意志を表し、十九對十一の多數を以て政府側敗れ、緊急勅令案は否決せられたり。依つて若槻首相は同日直に閣員の辭表を取りまとめ赤坂離宮に參内捧呈し、こゝに若槻内閣は遂に總辭職を爲すに至れり。

## 五 憲本合同の氣運進む

憲本兩黨は、昭和二年三月一日各代議士會に附議し、左の如き聯盟覺書を承認合同の第一歩を踏み出せり。

一、兩黨一致協力して強固なる聯盟を約し以て政局の安定を維持すること。

二、聯合政務調査會を設置し重要政策を協定すること。

三、次期總選舉には、相互の地盤を協定し、聯盟候補者の必勝を期すること。

これに關し其の主要幹旋者たりし安達選相は「三黨首會見の結果、既に明年度豫算案は衆議院を通過せるも、いまだ豫算關係の議案は多數審議中なり。然るに我黨は衆議院の三分の一の勢力を占むるに過ぎざるを以て、時局を安定せんがためには何等かの根本對策を講ぜざるべからず。しかしして憲本兩黨は從來その政策類似せるを以て、數次交渉を重ねたる結果、兩者の意志完全に疏通するに至り、この覺書を作製せる次第なり。この聯盟は今まで普通行はれたる提携若くは協調と異り、最も強固なるものなり」と説明する所あり。若槻首相及び床次總裁も略同様の意見を發表せり。これより兩黨の聯盟は田中内閣の成立を前に漸次合同の氣運に進みつつありき。

## 六 田中内閣の成立

若槻内閣の豪銀救済に關する緊急勅令案を樞府の諮詢にかくるや、十九對十一の多數を以て遂に表決に敗れ、總辭職の止むなきに至れり。聖上陛下におかせられては直ちに河井侍從次長を京都の西園寺公の許に遣され、後繼内閣組織につき御下問あらせられ、三月十九日午前大命は政友會總裁田中義一男に降下、二十日午後二時親任式を行ひ、こゝに田中男を首班とする政友會内閣の成立を見るに至れり。



## 下編・立憲民政黨時代

### 第一章 立憲民政黨の創立と田中内閣

#### 一 立憲民政黨の組織

6.15  
臺銀救済に關する緊急勅令案、樞密院に於て否決せられ、若槻内閣は之がために總辭職をなし、後繼内閣組織の大命は、田中政友會總裁に降下せり。

是より先、憲政會及政友本黨の兩黨は、第五十二議會開會中より聯盟を作り、若槻内閣をあくまでも支持せんとしたりしが、政友會内閣の成立するに及び、政友會の本黨に對する切崩し行はれ、五月一日遂に元田肇氏外二十數名の脱黨を見るに至れり。かくて兩黨の結束につき對策を講ずるの必要に迫られしが、現在の聯盟に一步を進め合同の實を擧げんとの意志兩黨幹部間に表示せらるゝに至り、その具體的方法を協議したる結果、第五十三議會に於ては、新黨俱樂部として殆んど同一體の如く行動し來たりしが、六月一日に至り遂に結黨式を擧行し、名稱を「立憲民政黨」と稱し、總裁として濱口雄幸氏を推戴せり。その宣言及濱口總裁の挨拶左の如し。

宣 言

一 立憲民政黨の組織



世界の進運は年々速度を加へ、邊境の變化は絶えず幾多の新問題を提供するに至れり。我國は黨政を布きて四十年、過去を顧み現在に即し、今や普通選挙の實施と共に國民的一大飛躍をなして、外は世界の進運に寄與し、内は國勢の變局に善處せねばならぬ。しかし内外重要な時期に際會し、これに相應する大飛躍をなすには、一定の順序を追ひ、進むありて退くなく、一步は一步よりその力を増さねばならぬ。吾人が立憲民政黨を組織するは、まさに政治を基礎として秩序ある局面展開を實現せんがためである。

立憲民政黨は團體の精華に鑑み、一君萬民の大義を體し、國民の總意によりて責任政治の徹底を期するものである。そもく複雑なる現代の社會組織には、正義に本づく缺治的統制がある。その強き政治上の力は國民の總意を象徴し、國民に對し責任を負ふものではなくてはならぬ。即ち吾人は普通選挙により全國民の要求を帝國議會に集注し、天皇統治の下に議會中心政治を徹底せしめんことを要望する。

立憲民政黨は外交に於て國際正義を高調する。國際正義は通商、經濟、土地、資源に關する國際的原則の上にこれを具體化し、以て世界平和の基礎とせねばならぬ。我國民はその存立を確保して世界の進運に寄與すべき貴き使命を自覺する。吾人は現代人類の間の磅礫たる正義の精神を把握し、國を擧げて道を行ふの決意を固めねばならぬ。

立憲民政黨は經濟、金融、産業、資源を國家の意思によりて整調し自由競争の能率を善用して、社會公衆の福利に合致せしめんことを要求する。整調せずして干渉し、自立せずして依頼するは政治、經濟上の通弊である。生産は之を合化してその能率を高め、分配は之を社會主義に則りて都市、農村に涉る國民生活の不安を去り、社會共存の原則を樹立して階級闘争の禍根を除くは政治の重き使命である。

立憲民政黨は時代の趨勢を察して教育を刷新し、日新の社會に處し、品性あり實力ある國民を養成せんことを要求する。夙に眞理を熱愛するの精神を鼓舞し、一面固陋なる思想の拘束を除き、他面輕薄なる妄斷の習癖を去るは、所謂思想善導の眼目である。就學の機會を均等にするは國民教育の要諦である。模倣、詰込の弊を廢し、獨創自發の力を養ふは潤達有爲の個性を助長する所以である。立憲民政黨は斯くの如くにして、教育制度を改善すると共に社會を學國と爲し、經驗を師友となさしめんがため學校との聯絡を緊密ならしめんことを主張する。

立憲民政黨は内部の組織において役員公選の原則を確立し、役員は黨員の信頼を受け責任を明白にし黨務を執行する。斯くて立憲民政黨は政界積年の弊害を打破し、黨員の總意により公明の發動に出づべき體系を完備する。

吾人は叙上の大綱を掲げて、江湖に訴へ新興勢力を糾合して日新の經綸を行はんことを提唱する。今や普通選挙實施を前にして、政局轉換の基準は確定せられたり。立憲民政黨は野にありて權威を發揮すると共に、朝に立つて國務を擔當するの重大責務を有する。即ち廣く天下に宣して吾人と志を同じうし患を共にする公衆の協力を切望する。

#### 濱口總裁の挨拶

立憲民政黨が茲に結黨式を擧げ、最初の陣容を整ふるに際し、滿場諸君の公選により總裁の重任を託せられたる事は不肖の身に餘る光榮とする所であります。實は先般交渉委員諸君から豫め御内談を受けましたので、虚心坦懐に考慮しましたが、私は本來の性質上すべての點に於て總裁たるの資格を具備しないものであります。その上病後でありまして、暫く靜養を要する折柄、切に御辭退申上げたのでありますが、先輩同志友人諸君の熱心なる御勸説もあり、この際強てお斷り致す事は立憲民政黨の首途に際してあまりに腑



甲斐なき次第と思ひ、一度公選せられたる際には魯鈍にてこの重責に當るべしとの決意を定めたのであります。立憲民政黨の使命は只今議決せられたる宣言綱領に盡されて居ります。私は是を一讀して病餘の身を覺えず滿腔に熱龍の漲るを感ずる次第であります。もとより時運と環境とに順應して、日新の經綸を行ふのは政黨の任務であります。また立憲民政黨の如き卒直に大膽に進歩的色彩を表徴したる大政黨は、未だ類例を見ないと思ひます。殊に普通選挙を前にし、政局轉換基準が確定せられて居ります今日、野黨として聲明したところを他日必ず廟むに起ちてこれを實行せねばなりません。この實行の責に任する大政黨として、斯くの如き宣言を發しましたからには、我黨は一大決心を以て萬難に當るの覺悟を固めねばなりません。不肖もまた諸君の熱誠に感激して一度起ちたる以上、我黨の所信を實行するに當つては正に履んで恐るゝなく、一步は一步よりその力を増し、漸次に宣言綱領の趣旨を實現して、天下の信頼に背かざらんことを期する次第であります。

私は實に上述の決心をもつて敢て立憲民政黨の總裁たる重任を引受けます。就てま不肖の非才を以てなほ大に黨規を張らんかため、我が黨が外に憲政の運用上主張する所を、このまゝ黨の内部に適用せんことを希望します。即ち私は黨員相互に各自主張を尊重し、この總意に則り統一あり節制ある進退に出でんことを誓約したのであります。

進歩せる現代國家が非常に強固なる統制力を有するのは、各人の自由と獨創とを尊重し、調達有爲の國民を基礎として、その上に諸般の機關を構成するからであります。個人の自由と獨創とを抑壓することをもつて、強力なる團體を組織するの條件となすは、時代錯誤の見解であります。我黨は内に君子の交をもつて互に切磋琢磨して、外に一九となりて敏活の行動に出でねばなりません。

立憲の宣言に影公選の原則を確立したのも、この精神の一端を發露したものと思ひますが、なほこゝに來會せる諸君は時代の要求

に應じ、絶大なる拘負を抱いて立たれる同志數百萬の代表者であります。諸君の熱烈なる努力は必ずや新興勢力を糾合して、一世を風靡するの大勢力を現出せらるゝことゝ信じて疑ひません。

以上は諸君の外に、この一身を投げ出して任期の存続する限り諸君の期待に副ひ、只管邦家民心の爲めに盡瘁したい決心であります。一言立憲民政黨の前途を祝福し、總裁就任の挨拶を致します。

## 一一 普選第一回の總選舉

制限選挙によりて選ばれたる衆議院は、その手によりて國民多年の要望たりし普選法を制定せしが、田中内閣は我立以來少數黨なるが故に政局は變態狀況を呈し、御大禮の盛儀を前に第五十四議會は朝野兩黨の正面衝突を演じ、政府は政局の不安定を常軌に戻すとの主旨に立脚し、衆議院の解散を斷行せり。斯くて制限選挙による政戦は終末を告げ、憲政史上記念すべき普選の新天地は茲に開かれ、第一回の總選挙は、二月二十日を以て執行さるゝことゝなり、各政憲はいづれもその主力を挙げ選挙戦に傾注することゝなり、政戦の幕は切つて落され、一轉中央より地方へ移れり。

政府は昭和二年一月十日組閣後第三次の地方官大更迭を行ひ、選挙準備に取りかかり、議會解散せらるゝや、直後閣議を開きて選挙對策を協議し、まづ選挙第一主義の最高方針を定め、田中首相以下各閣僚地方に遊説し、政府の政策を高唱力説國民の諒解に努むると共に、一方與黨と聯絡を保ちて必勝を期せり。なほ政府は、その選挙對策の最高方針に基き、一月二十四日地方長官會議を開き、選挙干渉の聲にひるまず、職權の行使に斷然所信を貫べき假借なき取締方法を嚴命すると共に、地方長官の個々に選挙秘策を授くる所あり、



同二十五日には各府縣警察部長會議、同二十七日には司法官會議を開き選舉秘策を傳授したり。

一方野黨民政黨に於ては、濱口總裁、若槻、床次、兩顧問以下各幹部全國に部署を定めて總出動し、現勢力維持を目標とし戰陣を布き、新勞資協調主義による労働問題の解決、特殊銀行會社重役の民選、金融禁の實現、義務教育費國庫全額負擔、樞密院及貴族院改革の斷行等の新政策を擁護してこれを高唱し、主力を言論戰に集注し、政府與黨の牙城粉碎せんとしたりき。なほ民政黨は、府縣會議員選舉に用ひ實績を挙げたる選舉監視隊を復活し、民政黨系貴族院議員をもつて組織したる選舉革新會を一月二十七日發會せしめ、その各支部に前知事を配置し、政府の選舉干渉に具へ、政民兩黨の選舉戰の火蓋は切られたり。

斯て第十六回衆議院議員總選舉は、普選により昭和三年二月二十日を以て行はれたり。開票の結果は左の如く、政府黨たる政友會は僅か二名の差を以て辛くも第一黨を占め、民政黨より二名多かりしに過ぎざりき。

政黨名	解散前	總選舉後の結果
政友會	一九〇	二一九
民政黨	二二九	二二七
實業同志會	八	四
革新黨	二六	四
無産黨	—	八
中立議員	一六	一四

缺員	五	—
定員	四六四	四六六

而してその得票數に於ては左表の如く民政黨に及ばざりき。

政統派別得票數

政黨派別	得票數
民政黨	四、二六二、五八〇
政友會	四、二六〇、一五九
労働農民黨	一八七、〇四七
社會民衆黨	一一三、四七七
日本勞農黨	八三、〇一七
日本農民黨	四〇、二二七
地方無産	三七、三七二
無産黨合計	四七一、一三一
實業同志會	一七二、〇七四
革新黨	一〇二、九九八



中 立 五九一、八一四

實業中立合計 八六六、八八六

有効投票總數 九、八六〇、七五六

併し乍ら、政府及政友會は、この失敗を無理にも否認せんとし、政友會は中立二名を加算し「今回の總選舉の結果、我黨は所屬代議士二百二十一名の當選を見、第一黨の地位を占むるに至れり」と發表し、内務省は政友會二百二十一名の外に、政友賛成中立議員六名ありとなし、民政黨は既に二名を脱黨せるものとし二百十三名なりと云ひに對し、民政黨側は民政、政友各二百十七名、中立十六名とせるを以て、この中立中六名は政府反對確實なりとなし、革新四、無産八を加へ二百三十五名にして、過半數を得るものと稱せり。何れにするもこの總選舉の結果は政界を安定せしめずして、寧ろ政局不安を甚だしくしたりき。

然らは何故に斯く當初の豫想を裏切り、政府黨の失敗に終りたりや。解散當時政友會は二百二十名以上民政黨二百名以下と見られ、政府の合法的干渉を有効にすることを合し、政友會の勝利を豫想せられしは世間一般の常識なりき。然るに政府の選舉に對する拙劣なる行動は人氣を悪化し、形勢は政友會に不利に、民政黨に有利に展開しつゝありしも、いまだ形勢を逆轉するに至らざりき。然るに政府の干渉特に無産黨候補に對する非常識ある壓迫による不人氣と、選舉怪文書の暴露によりて選舉の公正を疑はしあ、鈴木内相 議會中心政治否認の聲明により、所謂反動内閣の正體暴露は、東京府市を始め都市に於ける投票を一層政友會に不利ならしめたりと觀るに至當とす。今回の總選舉は棄權率僅かに一割九分十厘、普選第一回としては好成績なりき。

### 三 臨時議會と明政會

八名の代議士を普選によつて獲得せし社民、日勞、勞農、民憲（地方無産）の四無産黨は、院内に無産黨議院團を組織し、結束して既成政黨に對抗するため議員を統制する共同機關を必要とし、三月九日芝協調會館に各派代表出席の下に議會對策協議會を開きたり。其の結果（一）院内に於ける無産黨議員團の組織、（二）四黨共同の行動を目的とする「無産黨議會對策」共同委員會の成立等を含む九ヶ條の小委員會案を決定、越えて二十四日の共同委員會に於ては、不信任案に對する態度について論争の結果、無産黨独自の不信任案を提出すべしとの主張を撤回し、民政黨の不信任案を階級的立場を明示するの條件を附して賛成投票することに決定せり。議會の會期中安倍磯雄氏は病臥のため遂に出席し得ざりしも、各機會を捉へて爲されたる無産議員の演説は、從來の議會の空氣に清新の刺戟を與へ、過激に走らざる行動は、國民の信頼を繋ぐに足り、無産黨初陣の成績は、大體に於て良好と見られたり。

無産黨が民政憲の不信任案に合流したるに不拘、大勢は之に依つて左右せられしが、政民兩黨の間に介在して其のキャスティングシートを握れるものは、數名の中立議員なりしが故に、其の向背は特別議會を通じ最も注目されしが、鶴見祐輔、椎尾辨匡、山崎延吉、小山邦太郎、藤澤米造、大内暢三、岸本直之の七氏は明政會なる純中立團を作り、その鈴木内相彈劾に成功し、民政黨提出の不信任案を有耶無耶に葬るまで、朝野兩黨の間に介在して、政局を引ずりし形勢ありしが、彼の看板に掲げたる主義、政黨としての存在は自ら暗に覆へされたり。

#### 民政憲の内閣不信任案

#### 三 臨時議會と明政會



民政黨が第五十五議會に提出したる田中内閣の總括的不信任決議案は次の如し。

#### 決 議

衆議院は現内閣を信任せず。

右決議す。

#### 總括的不信任案理由要旨

現内閣は黨利黨略を主事として非政百出し、殊に人事行政に至らば其の著しきものあり、選舉に干渉し言論を抑壓し所謂怪文書を發し更に議會否認を聲明し、光榮ある我國最初の普選を汚濁したり。殊に現内閣は今期議會に於て何ら政策を遂行する能はず。僅かに殘骸を横たへたるのみ。更に對支外交に至りては、機宜を失し滿蒙の事態を惡化せしめ、帝國の傳統的使命を危殆に陥らしむ。斯くの如き狀況にあつて現内閣は飽くまで權勢を弄び民政を侮り、社會不安の勢を激成せんとす。如斯内閣の存続は一日も許すべからず。之れ現内閣を信任せざる所以なり。

#### 四 田中内閣の改造と優詔問題

田中首相は齋藤朝鮮總督の後任として徹頭徹尾香ばしからざる評判ありし山梨半造大將をば選擧を押し切り推薦し、昭和二年十二月十日その親任式が行はれ、更に兒玉關東長官の後任には前代議士木下謙次郎氏を起用し、また朝鮮政務總監には、浪人中の池上四郎氏を推薦し、前者には二年十二月十七日、後者は同二十三日それ／＼親任式行はれたり。特別議會後直ちに着手したる田中首相の内閣改

造劇は、人事行政の不評判を頂點に達せしめ、加ふるに水野文相の辭任にからむ優詔問題を引き起し、世論のう／＼たるに加へ、與黨よりも彈劾の火の手があがるに至りし爲、首相は三年四月三十日新橋驛發伊豆傷善寺へと風塵を避けたり。專任外相に擬せられたりし久原房之助氏の入閣に對しては、水野文相、三土藏相等は當初より反對の意向を表明し、特に三土藏相は「現内閣の人事行政の不評判は頂點に達してゐる。各原氏の入閣は政府の爲め又黨の爲によくない」とて之に反對し「意見は簡單に變更されるものではない」として強く反對したりしが、急轉不得要領に軟化せしを以て、内閣改造に不満を抱き辭表を提出するに至れる。水野文相の後任問題はこれを切り離し、首相は五月三日通信大臣望月圭介氏を内務大臣に、久原房之助氏を通信大臣に奏請、當日その親任式を行ひたり。一方水野文相は首相閣僚の慰留にも應ぜず、最後まで辭意を貫く旨を言明せしが、内相選相の親任式後拜謁を仰付けられ、特に難有き御詔を賜りしとて、恐れ多くも居据りを發表したり。然れ共流石の水野文相も優詔問題の重大化を恐懼し、五月二十五日は更に辭表を提出せり。よつて田中首相はその後任として内外共に定評のある勝田主計氏を内奏し、當日午後その親任式を行ひたり。

如斯く、西原借款、及、國辱公債にて、一世の指彈を受たる勝田主計氏を文教の府に据え、人事行政に情實主義を極度に發揮したる田中首相に對しては世論がう／＼たる非難ありしのみならず、膝下の政友會内に於ても不平不滿の聲隨所に起りしなり。のみならず首相は、六月十六日には上山嘉瀧總督の後任として川村竹治氏を推薦し（後藤總務長官の後任には社會局労働部長河原稼吉氏）首相を廻る緣故者への椅子提供に一段落を告げたりき。是より先小泉策太郎氏は久原選相入閣反對の爲、田中首相彈劾の聲明書を發表し、五月廿四日脫黨届を提出せり。

水野前文相にかゝる優詔問題は、水野前文相の一人の責に歸すべきものに非ず、當然田中首相に於て責任を取らざるべからざるもの



となし、民政黨は先づ國體擁護の立場や、兩院各派と提携して國民運動を起すに至り、明政會も又首相の非違糾弾に立てり。一方貴族院に於ても交友派を除ける各派が反政府行動に参加し共同聲明を發する事に至りしなり。尙優待問題は學界にも異常なる刺戟を與へ學者連の奮起する所となり、田中首相の不臣は斷然許すべからずとなし、左の如き激越なる決議を發表せり。

## 決 議

國務大臣の進退は憲政運用の中心を爲すもので、總理大臣が閣僚の辭表を奉呈するには、尤も慎重でなければならぬ。今回田中首相が水野前文相の辭表に對して取つた態度は、首相の聲明書によつて見ても水野氏の談話によつて見ても甚だしく輕率不謹慎たるを免れぬ。若し首相の聲明書に云ふ如く水野氏の留任の意思が既に決してゐたとすれば、首相は直にその辭表を閣下に捧呈するが如きは累を聖德に及ぼすものである。若又水野氏の云ふが如く、未だ辭意を翻さず、辭表の執奏を固守せしなれば首相が之を留任せしむる事に決定せし旨を差上せし事は、私に大權を僭し國務大臣の進退を決したるものにして、其罪一層重大なり。何れなりとも今回の事態に就ての首相の責任は、決して水野氏の責任に譲るものに非ずして、寧ろ之より重大なるものあり。如之昨は文教の重きが故を以て留任を奏上し、翌は其實を一人に歸して、更に其辭表を執奏し、自らは毫も之が責を負ふ事を爲さざるは、大臣責任の本旨を棄り、政治家の道德として許すべからざる所なり。

優待問題共同聲明に關する貴族院各派交渉會は、昭和三年六月二日研究會事務所に開會、各會派の代表出席協議せる結果、交友俱樂部を除く研究、火曜、公正、同成、同和の五會派の共同聲明「水野前文部大臣の進退に關し、田中内閣總理大臣の取りたる處理は輕率不謹慎の甚だしきものにして、職責上缺くる所あるを遺憾とす」と發表する事を中合せたり。

一方政府は貴族院の右共同聲明等毫も意に介せざるのみならず、恰も馬耳念佛の觀あり。特に田中首相が何ら意とせざるに至りてはその厚顔無恥最早常識を以て律すること能はざるものと、貴院は大に憤慨し、田中首相にして考慮なくば議會の開會を待ちて貴院として取るべき態度を決せざるべからずと強調せり。尙田中首相が過般の臺灣不敬事件に恐懼して辭表提出し、田中首相にその執奏方を依頼せる上山臺灣總督に對し、辭表却下の聖旨を傳達せず、政略上の見地より上山氏の辭表を要に執奏して辭表聽許の内奏を爲せりと云ふ、此の上山前總督に對する處置は、みだりに聖德を敬ひ奉りしものにして、其の不敬不臣は實に許すべからざるものなり、之を優待問題以上の重大事と看破し、同成會先づ之を問題となし、田中首相不臣問責の叫び貴族院各派より揚がらんとするに至れり。

## 五 床次一派の分離

民政黨顧問床次二郎氏は、突如昭和三年八月一日に至りて民政黨を脱し、新黨樹立に付右記要旨の聲明を發表せり。

- 一、支那問題に對する民政黨の對策は、「濫りに内政不干渉の美名に泥み、姑息、退嬰、徒に一日の安を偷むは、眞に維新の皇謨を輕視し、大和民族自然の發展を防止するに庶幾し」と斷じ「宜しく、飽迄合法的、積極的に既得權益の擁護に努めざるべからず」
- 一、最近の思想問題は、眞に憂ふべきものあり。「吾人は物質文明の弊害を痛撃する事によりて、精神主義の高調に力めざるべからず」
- 一、財政は緊縮を旨とし次に國民資力の増殖に力むべし。
- 一、金輸出解禁の一事は、慎重に諸般の事象を考量して、宜しく速に之が斷行に進まざるべからず。

如上の對支外交、思想問題、財政緊縮、金解禁の四大政策を解決實施せんに、現にある如き勢力伯中せる二大政黨の對抗に因る政界



の不安定を以てせば、到底望むべからずとして、眞の政黨政治の基礎は小選舉區制にありと説き、茲に奮然として「私性の忍び難きを忍び、適所臨機の策を選び、第三黨を樹立し、次に刻下の危局に面して、現状打開の先驅たるを期す」この突然なる新黨運動は、夏の平穩なる政界に大なる波紋を投じ、殊に民政黨に取りては少なからざる激動を捲き起せり。舊本黨系の代議士は進退に就き協議を爲し、八月十三日榊田氏を除く舊本黨系の領袖小橋、松田、中村、小川、添田、牧山外十六氏は留黨の中合せを發表せり。一方床次氏を中心とする榊田、中西、本田、眞鍋氏等は八月九日には會合して新黨の組織に當り、名稱は當分新黨俱樂部と爲し、事務所を昭和ビルに置く事に決定し、各個に舊織を辿り新黨加入を勧誘し、明政會よりも小山、大内の兩氏加入し、八月二十八日現在にて二十四名を得たり。

## 六 第五十六議會と久原遞相問題

第五十六議會の開院式は昭和三年十二月二十六日午前十一時、天皇陛下親臨の下に貴族院に於て、莊重に行はれたり。今上陛下御即位御大禮最初の意義深き開院式の事として帝國議會の姿は、此上も無く輝やき、誠に昭和聖代を晴やかに表現せるものありき。田中内閣成立以來、議會の開會せらるる事既に三回、然るに一度の通常議會は遂に解散となり、二回は臨時及び特別議會なりし故、今議會こそ現内閣が國民審判の下に豫算案並に地租營業收益稅委譲を始めとする重要諸政策を是非とも實行せんとする重大責務を帯びたる議會なり。加之、今議會は普選最初の通常議會にして大いに注目せられ、殊に政界の現勢を一瞥すれば、二大政黨の樹立による政界の分野は、床次黨の出現によつて、其の均衡を失し、政民朝野兩黨の間に介在せる床次氏の率ゆる新黨俱樂部を始めとし、一新會、

明政會、實同等小會派の點在に依つて政界は益々混亂を呈し、内治外交の諸問題に付相當微妙複雑なる政戦を演出すべく、前途に幾多の曲折を孕んで休會せり。

尙二十七日の衆議院常任委員長選舉の結果は、新黨俱樂部の高島順作氏全院委員長に就任せる他、常任委員長の椅子は全部政友會に於て之を占むる所となれり。

### 衆議院

第五十六議會は普通選舉後最初の通常議會であり、田中内閣成立以來一年半にして、加之初ての長期議會である。田中内閣が國民の前に始めて自己の政策を盛れる豫算案を提出し將來の經綸を示し、過去の一年半に於ける施政の跡を、特に對支政策の實績をば批判せしむる機會なり。是より先、田中首相は、對支政策就中滿洲某重大事件の國際關係に及ぼす影響の甚大なるべきを恐れ、之をば政争の外に置かんとせし非立憲的行爲に出で、先づ貴族院各派代表に對して、此問題を議會の問題と化せざる様諒解を求め、次で濱口、床次兩氏に會見、同様諒解を求め、民政黨の所謂暴露戰術の依つて來るや、その疑惑の一層深きものありき。

第五十六議會の本舞臺は四年一月二十二日開幕せらる。此の日衆議院は午後一時より本會議開かれ、貴族院同様田中首相、外相の演説に次で三土藏相の財政演説あり質疑應答に入る。冒頭は尾崎行雄氏老體を提げて登壇、前議會の政治經濟思想の國難決議案の跡始末につき質して田中内閣の施設の跡を痛撃し、引續き民政黨は政府糾弾の第一聲を永井柳太郎氏に依つて立たしむ。對支外交問題を中心として田中外交無能を攻撃し、政府の急所を突き、齋藤隆夫氏（民政黨）も又選舉干渉、優待問題、治安維持法改正の緊急勅令、對支出兵責任支出に付質せしが、政府側が無誠意の誤魔化しに終始せし故攻撃の氣勢を殺がれたりき。茲に於て野黨は陣形を建て直し



て突撃の策に出で、同二十三日は横山勝太郎氏（民政黨）を送りて、永井式の質問に對し白川陸相が張作霖爆死事件に對し答辯せざる事を詰問せしめ、次で小川郷太郎氏（民政黨）は政府の財政政策に付粗漏の諸點を列擧して首相蔵相に難詰せり。

然して民政黨は最後の突撃とする滿洲某重大事件に關する政府の所謂暴露戰術は、之を豫算總會に譲り、政府の最も弱點と見られる久原選相に主力を集中し、議場に巨彈を投すべく鈴木富士彌君を立たしめたり。

一月二十四日の衆議院は議會に於ける第一聲を揚ぐべく日本大衆黨の淺原健三氏登壇、無産黨の見たる現内閣觀の根本觀念を述べたる後、結社並に言論彈壓を常とせる反动内閣の施設を批判せんとするものであること、神戸市に開かれたる演說會、京都に於ける水平社大會に對する警察官憲の暴狀等を詳述して望月内相、原法相に質し、次で鈴木氏は久原選相にかゝる震災手形より説き、同氏の財界に於ける内幕をば一々數字を擧げて痛烈に暴露し、田中首相は斯くの如き人物を閣臣に奏請して輔弼の責を盡せりやと迫る。之に對し與黨は必死の妨害を行ひ、忌むべき日比谷座の泥試合の幕は其日より開かれ、形勢不利と見たる與黨は、延會の動議を提出し、新黨俱樂部、一新會、實同三派の賛同を得て延會の動議は可決せられたり。二十五日より豫算總會は開始せられ、中野氏による滿洲某重大事件の質問開始に論議の中心は自然豫算總會に移りしが、此の日横山氏は本會議に於て久原選相に係る阿片密輸事件を發き、與黨の喧嘩に應ずる民政黨の罵聲に選相は演壇に立往生するの場面を展開せしめたり。次で二十六日より、現内閣の表看板たる議院法案が上程され、論議は政策問題に移り、野黨より兩稅委議反對の論陣が引かれ、二十九日稅整案は三十六名の特別委員に付託せられたり。尙二十八日の衆議院は二十七日薨去遊ばされたる久通元帥宮殿下に對する敬弔の意を表するために國民的弔辭を附議して休會せり。

衆議院の豫算總會は一月二十五日より開會せられ、民政黨は其主力を豫算總會に集中し、中野正剛君を先陣に立て、所謂滿洲某重大

事件を中心として白兵戦を演じ、民政黨のこの急起直追は、國民をして手に汗を握らするものあり、政府は一切を調査中の一造語に託して緘口主義の殻中に閉ぢこもり、質問に對する答辯を封じ、其結果は政府が沈黙を守れば守る程餘計に疑惑を深め、議會の空氣を險惡ならしめたり。即ち二十五日中野正剛君は先陣を承つて滿洲某重大事件に付一問一答にて政府に猛襲し、其の急所に就て痛手を與へねば止まぬ意氣込みを示したりしが、田中首相は本議會でなしたる答辯通り終始一貫して「調査中」の一點張りを以て應酬せり。依つて二十六日には中野氏は戦法を換へ、直接爆死事件の核心に觸れず、滿鐵警備區域の一部を支那側に引渡したるや否やの事實を根據として、之に對する陸相の法律上の責任乃至は首相の責任に就て追究し、主力を此の白川陸相の責任論に集中して閣内を不和に導かんとし、政府の調査中なる答辯の裏をかゝんと試み、中野氏は舌鋒鋭く行政權放棄を追撃すれば、政府は相變らず「調査中」の一點張りを以て答辯を避け、茲に微妙なる駭引の下に火花を散らす政戦となれり。更に中野氏は二十九日の豫算總會に於て、出兵と滿洲事件を提げて政府に處決を迫りしが、首相は「山東出兵が失敗と云ふ事が明白になつた時には責任を負ふが、今は成功せりと信じて居る故責任を負ふ必要はない」と逃げ、更に滿洲某重大事件に絡まる滿鐵沿線警備權放棄に就き質問せしが、田中首相は「調査中」の一點張りを以て答へぬ故、中野氏は「かゝる重大事件を起しながら政治的に責任を負ふ事の出来ないやうな内閣は速かに其職を辭すべし」と一先づ止めを刺し、最後の止めは之を務日に留保せり。

## 七 滿洲某重大事件と田中内閣

不戰條約問題及び滿洲某重大事件問題の兩問題は、實に田中内閣の生命を斷つ可き最大難題なりき。第五十六議會は田中内閣の成立以



來始めて政策の實行を期するの議會なりしに拘はらず、重要諸政策は議會に於て多く握り潰しの厄に遭ひて、漸く昭和四年度豫算案の通過を見たるに止まり、近來稀なる議會の不成績を以て終了せしより、政府は内閣の改造を以て其の將來に備へ、専ら其の持続を欲せし事又一理なきにあらず。然れども無爲無策總て之れ失敗に終始せし内閣なるが故に、自ら壽命に影響するが如き問題を創造するに頗る妙を得たるの感あり。不戰條約然り、滿洲重大事件又然り、何れも之を處決するの當を失せしより起りしものならざるはなし。田中内閣は歴代内閣中最も幼稚にして最も無爲無策の内閣たりしことを認むる所以なり。而して議會に於ける言明の如きも、屢々無責任の行動を取て爲し、之れが爲め其の追責に自縛を受くる破目に陥りし事も一切に止まらざりき。第五十六議會に於て不戰條約問題に關し民政黨の中村啓次郎氏の質問、又貴族院に於て大河内輝耕子の質問に對し、何れも不戰條約は違憲にあらざるのみならず、何等修正の必要なしと立派に言明せしに拘らず、樞密院に對し修正を提出し、又遂に前言を覆へして違憲を認めるに至れるが如き、責任を解する内閣の能くする所にあらず。民政黨及貴族院の硬派並に其他より攻撃追究の急なりしは寧ろ當然なりと云はざるを得ぬ。

尙二十四日午後五時より民政黨有志代議士會は開催され、田中隆三、中村啓次郎、小山松壽、野村嘉六、牧山耕藏、降旗元太郎、紫安新九郎、栗山博諸氏三十餘名出席、左の決議をなして田中内閣の倒閣に突進する事に決せり。

#### 決 議

一、樞密院に於ける不戰條約に對する政府の態度は、第五十六議會に於ける言明と全然反對なり。その不信言語同斷なりと認む。吾人は憲法擁護の爲め敢然立つて、國民と共に現内閣の倒閣を期す。

一、宮田警規總監の和歌山遊廓移轉に關する醜事件は、官紀紊亂の甚しきものにして、殊に總理大臣官邸に於て金錢の授受をするに

至つては綱紀の弛廢その極に達す。よつて宮田總監の免官は勿論、田中首相及び望月内相は當然引責辭職すべし。

一、時局に鑑み直に議員總會を招集すべし。

斯くて民政黨は六月二十五日政府の發張に先んじ、滿洲重大事件に關する聲明書を天下に發表せり。

一、昨年六月四日、張作霖氏が奉天郊外滿鐵、京奉兩鐵路交叉地點に於て列車進行中爆死した事件は、その地域が條約上我國の絶對的且排他的行政權下に屬し、然もその遭難者たる張氏が支那の大元帥であつたことにより、政府の責任は頗る重大である。殊に當時滿洲駐在軍並に朝鮮師團の一部は、滿洲治安維持に關する政府の聲明に基き奉天に集中せられ、關東軍司令部又同地に移駐し、同地方は事實上戒嚴令下に置かれたるが如き状態なりしに拘らず、政府がかくの如き重大事件の發生を事前に防止する能はざりしは、更に其の責任を加重するものである。本件は不幸にして國家の威信と我陸軍の名譽とに關し、中外に疑惑を引起したることは、吾に吾人の遺憾に堪へざる所である。

二、政府は事件發生後直に之れが調査を遂げ、その真相を明かにして我國に對する中外の疑惑を一掃するに必要なる處置を採るべきであつた。然るに政府は本事件が外交上重大なる影響ありと稱し、且つ首相自ら第五十六議會に臨むに當りて、貴衆兩院に於ける各黨派の代表者を會して本件に關し言議するなからんことを求めた。而已ならず、政府は以後一ヶ年を経過せる今日に至るも、尙調査の結果を公表せず、國家並に國軍の威信と名譽とを維持するに必要な何等の對策も講じなかつた。斯かる政府の態度は益々我國に對する中外の疑惑を深からしめたのである。

三、南滿州鐵道締結の警務に關しては、關東長官その責に任じ、内閣總理大臣も又監督上これが責を負はざるべからざることには關東



廳官制に明白である。然るに本件の如き重大事件の發生を事前に防止し得ず、事務既に一ケ年を経過したるも尙未だ警務上の取締の實を擧げ得ざるは、關東長官及び總理大臣の重大失態といはねばならぬ。

四、昨年六月十一日の陸軍省公表によれば、我滿鐵守備隊は、同月三日張作霖氏歸奉に際し、滿鐵京奉兩鐵路交叉點を警備したき旨、支那側より申出でに對し、同地點が我滿鐵附屬地に屬し、本來支那軍隊又は支那警察官を配置し能はざる地域なるに拘らず、これを許容して一時支那兵をして警戒配置の任につかじめ、自ら同交叉點より二百メートル外に撤退したことは、明かに條約上我國に專屬する警備權の放棄である。政府は議會に於て、右支那兵を以て從來張作霖に許したる護衛兵と同様なるものゝ如くに強辯して居るけれども、護衛兵は單純なる身邊防衛の任に當るべきものにして、何等警備權の行使を承認せられたるものに非ざるに反し、右支那兵は現に鐵道線路の警備に當り、一部行政權の執行に任じたのである。斯くの如き條約上重大なる權利の放棄は、一時的なりとも單なる出先軍憲の獨斷專行に委せらるべきものでなく、當時關東軍司令官より、陸軍大臣に電訓してその指令を受けたることは當然にして、又自ら明なる事實である。然るに右警備權の委譲は同地點に於て重大事件を惹き起し、滿鐵々橋破壊の爲め當時恰も戒嚴令下の状態にあつた我軍軍行動に故障を與へたことは、實に關東司令官のみならず、同司令官に指令を與へたる陸軍大臣の重大なる責任であることは争ふ餘地がない。

五、最近本件に關する陸軍省の調査書が、内閣に報告せられてより既に一ケ月を経過してゐる。この間内閣は陸軍側に再調査を命じ、陸軍側は之れを拒絶したと傳へられて居る。第五十六議會に於て首相は事件の真相を調査し、その責任の所在を明白ならしむべきことを誓つたに拘らず、今や自らその言明を裏切り、責任の範圍を鐵道路守備上の失態のみに局限し、これに對する少數の犠牲者

を出すに留め、重大事件の發生に對する政府自身の責任と犯人捜査に關する怠慢の責任とは措いて之れを問はずと聞く、果して然りとせばこれ黨略的政權維持の爲めに虚偽を國民に強ゆるものである。吾人は日本帝國が如何に正義を愛し、我陸軍の軍紀が如何に嚴正なるかを中外に發揮するが爲め、斷乎として政府に迫り速にその責任に殉せんことを要求する。

斯くて滿洲事件に最後の馬脚を現はし、之れが暗礁乗り切りの命脈を斷たれたる田中内閣は、今や全く死地に彷徨する重病者となりしなり。即ち田中首相は形勢の最大悪化後、二十八日全閣僚の辭表を取纏めに際し「これは内閣改造のため一應辭表を出して貰ふものであるが、或は内閣總辭職のための辭表となるかも知れぬので此の點豫め御諒承を乞ふ」旨の諒解を求め、茲に愈々總辭職決行の決意を仄めかせしが、然るに閣僚中小川、山本、久原の三相は政權嚙付を捨てず、三相打ち連れて西園寺公を訪ねて首相の辭意を翻さんと狂奔せしも、望月、三土の二相、鈴木前内相等の自重派は總辭職の決行を主張し、斯くて田中内閣總辭職に關する最後の臨時閣議は、一日午前十時より永田町首相官邸に開かれ、田中首相以下各閣僚全部參集、冒頭田中首相は極めて沈痛なる態度を以て

滿洲事件の解決に關し聖慮を煩はし奉るに至り甚だ恐懼に堪へざる所、茲に全責任を負ひ閣下に骸骨を乞ふことゝなれり。と述べて内閣總辭職の止むを得ざる所以を説明する所あり、各閣僚は何れも之れを諒とし、慎重審議の結果滿洲事件に關し聖慮を煩はし奉り恐懼に堪へざる旨を辭表に明記することに決し、別項の内閣總辭職に關する聲明書の發表、又滿洲重大事件は其の内容を發表せず、單に其の責任者の處分のみを發表するに決し、二日午前十時首相參内の上、天皇陛下に拜謁仰付られ、首相謹んで

「臣義一昭和二年四月圖らずも大命を拜し、組閣以來陛下の御後威により幸に大過なきを得て内外の諸件案を解決し、略一段落を告ぐるに至りたるも、尙内外時局多事なるに鑑み、局面を一新する爲め茲に閣下に辭表を捧呈し骸骨を乞ひ奉る」



と伏奏し、全部の辭表を捧呈し、陛下より「何分の沙汰あるまで國務に精勵せよ」との優渥なる御詔を拜し、別室にて牧野内府、鈴木侍從長と會見辭表捧呈の次第を報告し、宮中退下後内閣總辭職の理由聲明書を發表し、茲に愈々内閣の總辭職を爲すに至れり。困に田中内閣總辭職決行の前日、滿洲軍重大事件關係責任者の處分を發表せるもの左の如し。

- |         |                 |       |
|---------|-----------------|-------|
| 依願豫備役仰付 | 關東軍司令官陸軍中將      | 村岡長太郎 |
| 停職被仰付   | 前關東軍高級參謀陸軍歩兵大佐  | 河本大作  |
| 譴責に處す   | 滿洲獨立守備隊司令官陸軍少將  | 水町竹三  |
| 譴責に處す   | 東京灣要塞司令官前關東軍參謀長 | 齋藤恒   |

## 第二章 濱口内閣成立

### 一 濱口内閣と十六政綱の宣言

田中内閣は内治外交に失政百出、既にして國民の信望地に墜ちたり。偶々滿洲軍重大事件の結末に付、政治上の責任を追究され、組閣二年二箇月にして愈々命數盡き、内閣の引責總辭職を決行せり。斯くて後繼内閣組織に付、天皇陛下には牧野内大臣に御下問あり、内大臣より謹んで西園寺公に御下問あらせらるべき旨を奉答し、鈴木侍從長は同十一時駿河臺の西園寺公邸に差遣され聖旨を傳達する

所あり、茲に於て西園寺公は直に同十一時五分自邸を出て参内、聖上陛下に親しく拜謁を仰付られ、公は後繼内閣の首班に民政黨總裁濱口雄幸氏を奏薦せしに、聖上◎下には御嘉納あらせられ、同十一時四十五分濱口總裁に對し御召の電話あり、濱口總裁は恐懼直に参内の旨言上を乞ひ、斯くて午後零時三十分、久世山の自邸を出て午後一時宮中に参内、聖上陛下には親しく御召の上「速に後繼内閣を組織せよ」との大命を降し給ふ。濱口總裁恐懼措く所を知らず謹んで大命を拜受し、直に組閣の準備を致す旨を奉答し御前を下し、別室に於て牧野内府と會見此の旨を傳へ協議を遂げたる後、一時十五分宮中を退出、直に山本達雄、若槻禮次郎の兩先輩を其の私邸に訪ひ、大命降下の旨を報告して組閣に關する諒解を求めたる後、久世山の自邸に歸り直に組閣の準備に取り掛り閣員の銓衡に着手せるが、既にして濱口氏は心算の決するものあり、疾風迅雷的閣員の決定を行ひ、同日午後六時十五分再び宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰付られ、恭しく新内閣の閣員名簿を御前に捧呈し、陛下には之を御嘉納あらせられ、濱口總裁は七時十五分一旦宮中を退下、久世山の自邸に於て新閣僚に此の旨を傳へ、斯くて午後八時四十五分新閣僚と共に車を連ねて参内、聽て九時、聖上陛下には林式部長官、鈴木侍從長を從へさせられ、鳳凰の間に御出御、濱口總裁に對し内閣總理大臣に任ずるの優渥なる勅語を下し賜ふ。斯くて大命拜受後僅かに八時間にして濱口新内閣は憲政史上の記録を破り一日にして成立し、左記の如く光輝ある親任式を舉行せらる。

- |         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 任内閣總理大臣 | 正三位勳一等   | 濱口雄幸  |
| 任外務大臣   | 正三位勳一等男爵 | 幣原喜重郎 |
| 任内務大臣   | 正四位勳二等   | 安達謙藏  |
| 任大藏大臣   | 正四位勳二等   | 井上準之助 |



任陸軍大臣	陸軍大將正三位勳一等功四級	宇垣一成
任海軍大臣	海軍大將從二位勳一等功三級	財部彪
任司法大臣	正四位子爵	渡邊千冬
任文部大臣	從三位勳一等	小橋一太
任農林大臣	正四位勳二等	町田忠治
任商工大臣	正四位勳二等	依孫一
任逓信大臣	勳三等	小泉又次郎
任鐵道大臣	正三位勳一等	江木翼
任拓務大臣	正五位勳三等	松田源治

尙内閣書記官長は二日夜の初閣議にて左の如く決定せり。

任内閣書記官長

鈴木富士彌

而して四日の閣議に於て左記の如く法制局長官、警視總監、警保局長の人事を決定、直に上奏御裁可の手續を執れり。

任法制局長官	正四位勳二等	川崎卓吉
任警視總監	正五位勳三等	丸山鶴吉
任内務省警法局長	從四位勳三等	大塚惟持

次で政府は超えて五日の閣議に於て決定せる各省政務官を左の如く決定し、即日午後六時之を發表せり。

任外務政務次官	永井柳太郎
任内務政務次官	齋藤隆夫
任大藏政務次官	小川郷太郎
任陸軍政務次官	伯爵 溝口直亮
任海軍政務次官	男爵 矢吹省三
任司法政務次官	川崎克
任文部政務次官	野村嘉六
任農林政務次官	高田耘平
任商工政務次官	横山勝太郎
任逓信政務次官	中野正剛
任鐵道政務次官	山道襄一
任拓務政務次官	小坂順造

参 與 官

任外務參與官

子爵 織田信恒



任内務參與官  
任大藏參與官  
任陸軍參與官  
任海軍參與官  
任司法參與官  
任文部參與官  
任農林參與官  
任商工參與官  
任逓信參與官  
任鐵道參與官  
任拓務參與官

内ヶ崎 作三郎  
勝 正 憲  
吉川 吉郎兵衛  
栗 山 博  
井 本 常 作  
大 麻 唯 男  
山 田 道 兄  
岩 切 重 雄  
福 田 五 郎  
山 本 厚 三  
武 富 濟

濱口内閣は國家の現状に鑑み、内閣の施政方針を聲明する必要を認め、七月九日の定例閣議に付議決後、同四時半参内の上、天皇陛下に拜謁仰付られ、政綱に付奏上、勅裁を仰ぎ同五時二十分左の如く之を天下に發表せり。

茲に内閣成立の初めに方り、政府が之より實行せんとする當面の政綱を聲明す。現内閣施政の方針は、立憲民政黨が累次發表せし綱領政策等を綜合せしものなり。唯事を行ふ自ら緩急あり、今茲に其の最も緊急を要するものと認むる諸點を明にし之が實現を期す。

一、政治の公明 政治の公明は立憲政治の根本要件たり。政迫晦昧にして百弊此に生ず、政治をして國民思想の最高標的たらしむるに於ては、政治上幾多の弊竇は自ら一掃せらるべきなり。政府は専ら政治の公明を旨とし、政治の基調を向上せしめ、以て庶政の更張を期せんとす。

二、民心の作興 輒近世相の變遷に伴ひ、民心漸く輕佻放縱に流れ、思想動もすれば中正を失する者を生ずるに至れるは深憂に勝へざる所なり。政府は益々國體觀念の涵養に留意して、國民精神の作興に力め、經濟政策の確立と相俟つて時弊の匡救に努め、民心の一新を計らんとす。

三、綱紀革正 近時綱紀の弛緩漸く甚しきものあり、爲めに國民思想上不良の影響を及ぼすは、蓋し已むべからざる所なり。今に於て嚴に綱紀を肅正するにあらざれば、民風の頹廢遂に濟ふべからざるに到らむとす。政府は深く自ら警めて官紀を嚴肅にし、敢て犯すなからむことを期す。尙も犯す者あるに於ては毫も假藉する所なく、其の非違を匡し以て風教の振作人心の緊張に資せむとす。

四、對支稅善 日支の國交を刷新して、善隣の誼を敦くするは刻下の一大急務に屬す。所謂不平等條約の改廢に關し、我國の支那に對する友好的協力の方針は、曩に關稅特別會議並に治外無權委員會の開かるゝに當り、如實に證明せられたる所にして、政府は爾來支那に於ける時局の進展に徴し、益々同一方針を貫徹するの必要を認む。凡そ兩國間の案件に付ては雙方共に自他の特殊なる立場を理解して同情的考量を加へ、以て中正公平なる調和點を求めざるべからず。徒らに局部的の利害に踰躄するは大局を保全する所以に非ず。輕々しく兵を動かすは固より國威を發揚する所以に非ず、政府の求むる所は共存共榮に在り、殊に兩國の經濟關係に至りては自由無碍の發展を致さざるべからず。我國は支那の何れの地方に於ても一切の侵略政策を排斥するのみならず、更に進んで其の國民



的宿望の達成に友好的協力を與ふるの覺悟を有すと雖も、我國の生存又は繁榮に欠くべからざる正當且緊切なる權益を保持するは、政府の當然の職責に屬す。支那國民亦能く之を諒とすべきことを信ず。帝國と列國との親交を増進し、併せて相互通商及企業の振興を圖るは政府の重きを置く所なり。政治關係の見地に偏して、經濟關係の考察を輕んずるは深く戒めざるべからず。我國際貸借の趨勢を改善するは主として通商及海外企業の平和的發達に待つ。之と同時に今日帝國の列國間に於ける地位に顧み進んで國際聯盟の活動に協賛し、以て世界の平和と人類の福祉とに貢獻するは、我國の崇高なる使命に屬す。政府は國際聯盟を重視し、其の目的の遂行に銳意努力せむことを期す。

五、軍縮促進 軍備縮小問題に至りては、今や列國共に斷乎たる決意を以て、國際協定の成立を促進せざるべからず。其の目的とする所は單に軍備の制限に止まらず、更に進んで其の實質的縮少を期するに在り。本問題に對する帝國の眞摯なる態度は、既に屢々表明せられる所なり。本件協定の企圖は從來累次の難關に逢着せりと雖も、世論の要求益々熾烈にして實行の機運亦漸く熟するの狀あり。此際列國何れも率直に各國の國情を參酌し、等しく國家の安全を期すの精神を基調とし、交讓妥協の誠意を以て事に當らば、此世界的大事業の完成決して難事に非るべきを信ず。

六、整理緊縮 戰時好景氣時代に馴致せられたる浮華の弊風は、經濟的反動及大震災に遭遇するも多く減退する所なく、近時却て甚しきを加ふるが如し。社會の指導的地位にある者宜しく率先して勤儉力行、以て一世を警醒するの覺悟あるを要す。即ち政府自ら中央地方の財政に對し一大整理緊縮を斷行し、依て以て汎く財界の整理と國民の消費節約とを促進せむとす。財政の整理を實現するに當り、陸海軍の經費に關しても、國防に支障を來さざる範圍に於て大整理節約の途を講ずる所あらむとす。斯くの如きは實に國民

經濟の根柢を培ふ所以なるのみならず、又以て國家財政の基礎を鞏固にし、他日大に伸びんとするの素地を作る所以なり。若し夫れ整理緊縮の全約に至りては、昭和五年度豫算編成に於て之が實現を期すべしと雖も、現行年度に於ても亦極力之が實現を致すべし。七、非募債と減債 我國債の總額は世界の大戦開始以來非常の勢を以て増加し、今や六十億の巨額を算す。而も現在の財政計畫に於ては其の増加は殆ど止まる所を知らず、爲に財政の基礎を薄弱ならしめ、財界の安定を脅威し、公債の信用を毀損すること實に甚しきものあり。依て政府は昭和五年度一般會計に於ては新規募債を打切るべく、特別會計に於ても其の年額を既定募債計畫の半額以内に止むることを期す。又國債償還の歩合は之を増加するの方針を執り、獨逸國より受領する賠償金は之を國債償還に充當するの方針を樹つべし。斯くの如くにして國債の總額は昭和四年度末現在額より増加せざることを期し、更に進んで其の總額を遞減することに努むべし。但し法律上の義務に屬する既定の交付公債及借換差増等は前述の限りに在らず。地方債に至りても亦國債に準じ極力之が抑制を斷行せむとす。

上述せる所昭和五年度以降のことに係ると雖、現行年度に於ても亦實行豫算の編成と相俟つて、出來得る限り募債額の低減に努むべきは言を須たざる所なり。

八、金解禁斷行 金輸出の解禁は、國家財政及民間經濟の建直しを爲す上に於て、絶對必要な基本的要件たり。而も之が實現は甚しく遲延を容さず、上述財政經濟に關する諸項は皆に我財政經濟を匡救する上に於て必要なのみならず、金解禁を斷行する上に於て必要缺くべからざるの要件たり。政府は斯くの如く諸般の準備を整へ、近き將來に於て金解禁を斷行せむことを期す。是れ即ち我財界を安定し、其の發展を致す唯一無二の方途なるを信ず。



九、社會政策確立 社會政策の確立、國際貸借の改善、關稅の改正は共に現下緊要の時務に屬す。政府は各事項別に舉議經驗ある少數の委員會を設け、其の調査審議を託する所あらんとす。而して其の調査は何れも六ヶ月を超えざる期間内に之を完了せしめむことを期す。

十、教育の更新 教育機能の更新、社會政策的見地に基く中央地方稅制の整理、財政の緩急を圖りて實行すべき義務教育費の増額、農漁山村經濟の改善、金融制度の改善、殊に中小農工商に對する金融機能の整備等自餘諸多の政策に至りては、機に臨み事に應じ、更に聲明實行する所あるべし。

今や時局内外の情形頗る重大なるの秋、幸に國國の協戮に倚頼し、此の難局を打開し以て宏謨を翼賛せむことを期す。

## 一一 濱口内閣に對する内外の輿論

濱口内閣成立に對し、我國の言論界を代表する東京朝日新聞の所説を左に掲げて、輿論の一斑を窺ふ所あらんとす。

### 濱口内閣成立

東京朝日新聞（昭和四年七月三日）

田中内閣總辭職するや、直に新内閣組織の命が濱口民政黨總裁に下り、濱口總裁は數時間の後閣員名簿を捧呈し、即夜親任式が舉行されたといふことは、從來例のなかつた事で、憲政の大道漸く坦々たるを慶賀せざるを得ない。然しながら田中内閣の倒壊に對して擧げた歡聲を、その儘に濱口内閣を迎へる喜びだと解するならば、それは民政黨のうぬぼれであり、濱口内閣の第一着の誤りと云

はなければならぬ。

田中内閣の倒るゝを喜び、憲政の常道に従つて濱口内閣が即夜成立したことを喜んだ者が、何故に民政黨内閣を心から歡び迎へることをしないのか、その事は實に田中内閣があきらまれ、あきらまれて然も尙今日まで壽命を保つて來た原因でもあるのである。それは民政黨が何となく生氣に乏しく明かるさに缺け、官僚的臭味から脱却しきらない點もあるが、同時に加藤内閣時代、その初めは普選、稅制その他相當の成績を擧げてゐたのに拘らず、後期に至つては研究會に引きづられ、財政の緊縮を忘れて政友會時代にもない老犬豫算を編成し、在野當時の主張を裏切つたことの記憶がまだ國民の腦裏から消え切らない爲めでもあるのである。

濱口内閣の使命は田中内閣の放漫なる二年間の國政紊亂の後始末以上に出来ないかも知れぬ。濱口總裁が死を堵して此の重任に當らんとする意氣は、恐らく口先の大言壯語ではなくて、眞實悲壯なる覺悟であらうと思ふ。然しながらその閣員銜銜の後を見るときに、貴族院から四人の閣員をとり、其の内一人は研究會に席のある人であることは、濱口内閣の性質にある一點の曇りを與へるものではないかを惧れる。田中内閣の亂暴なる人事行政が、後の不人氣の大半の原因となつてゐたにも拘らず、その組閣の當初に際しては比較的好感を以て迎へられたのは、全く高橋長老を藏相に迎へ得たこと、研究會に閣員の椅子を分ち與へなかつたことであつた。然るに之れに反して濱口内閣は黨の顧問若槻氏を逸して、黨外の渡邊子を研究會から迎へたのである。外務省と司法省を黨外大臣を以てこれに當てると云ふ慣習か、政黨内閣制の確立の上に歡迎すべきものでないのみならず、民政黨が憲政會時代から貴族院改革に反對して動もすれば貴族院の勢力に結ばんとし、第五十六議會に於ても、只管貴族院の尻に縫つて衆議院に於ける在野黨的活動を十分にしなかつた嫌ひはあつたのである。吾人は衆議院に足らざる所を貴族院に於て補はんとする民政黨從來の態度に賛成することを



得ないのである。

民政黨はその云ふか如く、天皇統治の下議會政治に徹底せんとするならば、貴族院勢力に頼らず、内容の基礎を衆議院多数の上に置かなければならぬ。而して其の多数は國民の不當なる投票の多数の上に立たなければならぬ。政友會の多数が偽造の多数であつたにせよ、民政黨としては形式の上に眞の多数を示さなければならぬのである。政友會偽造の多数は政友會が政權を離るゝと共に、漸次崩壊する運命にあることは疑ひないものである。民政黨の側から切崩さないでも、崩れて来るのは眼の前に見えてゐる。然しながら民政黨が攻撃し來り國民舉げて之れを否として、爲めに田中内閣の倒壊を希うた議員買収により多数を制すると云ふことは、田中内閣倒壊して濱口内閣成立したことを無意味にするものである。

濱口内閣が衆議院多数の上に立つてその政策を實行する爲めには、新しき選舉によつて新に國民の信を問うて見なければならぬ。その爲めには來春の議會を俟つまでもなく、速に議會を解散して總選舉を行ふ可きである。來年になつて議會を解散したのでは、みす／＼之れから編成する豫算はつぶれて、田中内閣の下に出來田中内閣の政策をもつた昭和四年度の豫算を踏襲せなければならぬことになるのである。然るに今出來る丈け早く解散すれば、來春の通常議會を解散後の議會として、民政黨の財政計畫の下に新しき豫算の協算を求むることが出来るのである。これは國政を、一日も休むことなき社會の進歩に合せて行く所以の道であるばかりではなく、健忘症の我國民が政友會内閣の惡業を忘れない内に、あき易い我國民が、民政黨内閣の缺陷を見出さない内に、信を國民に訴へることになつて、民政黨にとつては遙に有利なる條件の下に選舉を行ふ所以でもあるのである。國民は無條件に民政黨内閣を歓迎し、濱口内閣に信頼してゐるのではない、先づ解散してより正しき普通總選舉により政界の革新力を刺戟し、政界更新の實を舉げて、よ

つて以て國民と共にする議會政治の完成に近づくべきである。

#### 新内閣の財政經濟政策

東京朝日新聞（昭和四年七月四日）

田中内閣が信を天下に失ひ、遂に倒壊の餘儀なきに至つた重大原因は、その財政經濟上の失政に存してゐると云ふも過言ではない。今日我國の經濟問題の中核をなすものは、金解禁問題の解決である。田中内閣は民間に對して常に金解禁の準備を促進するやう訓告しながら、政府自身は放漫極まれる財政經濟策を續行し、金解禁を益々困難ならしめたのである。實際民間の經濟状態は長年の不景氣に強ひられて、相當に整理緊縮を實行してゐるに拘らず、政府のみは財界の不況に頓着なく歳計は膨脹するに委せ、昭和四年度の豫算は未曾有の大豫算となり、年度内の責任支出、豫算追加等を編あぐるに至らば、結局十八億圓を突破するであらうと氣遣はれる程に放漫なものである。此の放漫政策の禍害について心ある人々が憂慮に堪へなかつたのは固より當然のことである。

斯様な事態であつたから國民が新内閣に對して希望する數々の内でも、特に財政經濟の根本的建直しを期待するの念は甚だ強烈であるやうに思ふ。民政黨が在野當時主張した財政經濟策は、大體に於て時弊を救ふに適するもののみであつた。その主張の要點は云はば豫算の緊縮、謂はば公債政策の刷新、曰はく行政制度の改善、いはく税制の整理、然して之等の財政經濟策の實行により財界を健全の状態に導き、金解禁金本位制復歸の問題を解決すべしと云ふが如きことであつた。これ等の主張を實現させるために必要な條件は、大藏大臣に適任を得ることであるから、政友會内閣崩壊、民政黨内閣出現の噂さが傳つた時何人も第一に問題にしたのは、誰が大藏大臣に簡拔されるかと云ふことであつた。斯くて愈々其の任に當ることになりたる人は井上準之助氏であるが、同君が濱口内閣



の蔵相となりたるは、田中内閣成立の當時高橋是清氏が蔵相の任につきたると同様に、濱口内閣の信望を増す上に相當の効果があるやうに感ぜられる。

井上氏は今日の我國の不堅實なる經濟界を建直すには、財政の緊縮が何より必要だと主張してゐた人である。又金解禁の實現があらゆる經濟政策の中核であらねばならぬと主張してゐた人である。同君の金解禁を成るべく早く實行せよと云ふ主張は、一昨年春の金融恐慌のために變改されたけれども、恐らく金解禁を一日も早く實現し得るやう諸般の準備を急ぐの必要を痛感するの點に於ては異議はないことと思ふ。更に聞く所によると井上君は、民政黨が在野當時主張した財政經濟政策に同意を表し、民政黨の一員として新内閣の財政經濟政策を遂行することになつてゐると稱せられるが、これは政黨内閣としては當然のことである。組閣の當時大藏大臣のやうな重要閣員を黨外から簡拔することについて、黨内にて異議のあつたものも當然であるが、その非難は井上君の入黨によりて解決し得ると思ふ。斯くて残れる問題、而も極めて重大なる問題は新内閣が、其の在野當時の財政經濟上の主張に對して、果してそれだけの實行力があるかと云ふことである。民政黨の財政經濟上の主張は大體に於て妥當を得てゐると思ふけれども、これが實行は必ずしも容易でない。民政黨の前身ともいふべき憲政會内閣の實際に徴するも、その在野當時の主張の實現せるものは甚だ少く、然して片岡氏の蔵相時代には政友會の政策にも劣らず、放漫を極めたことは何人の記憶にも新たな事實である。これ等の經驗から見て新内閣が果してどれだけの主張を實行し得るかは甚だ疑はしいが、吾人はそのことの杞憂であらんことを切望する次第である。而してこれを實行する爲には明年度の豫算を作成して緊縮の實を示すことが肝要である。公債整理なども徐ろにその具體案を練るよりも緊縮せる實行豫算の編成によりて、公債發行額を減少すること、歳計剩餘金を造出すること等が先決問題である。論議研究は既

に大體に於て盡きてゐる。今は唯實行が肝要である。實行豫算に於てどれだけの財政緊縮を實現し得るか否かは、現内閣に對する信用と離反の相別れる最初の試金石であると云はねばならぬ。

次に濱口内閣成立の報道は、直に海外諸國の諸新聞に一齊に報道されたるが、其内主なるものを左に掲ぐれば

## 國際平和に對する象徴

華盛頓スター紙

今回の日本に於ける政權の移動は、日本が直に國際平和に對する冀求を有してゐる象徴である。新内閣の顔觸は前政友會當時の夫れに比して著しく、平和的見解を抱懐する人々から成つて居り、この點から見ても日本の全國國際的態度は變化を來すべき必然性を有してゐる。而して新内閣が海軍縮小問題に關して英米と心から協力するに至る結果は、忽ち東洋に於ける平和の増進となつて現はれるのであらう。

## 外交政策に變化なし

佛國タン紙

日本の政友會内閣が民政黨内閣に變つたところで、その對外政策は田中内閣が過去二年間やつて來たところと大差がないと思ふ。何となれば田中内閣が試みた外交政策は、今日の日本が當然實行し得る唯一の政策で、濱口内閣と雖もさうした方針に出づる以外方法がないからである。

## 幣原外交は比較的歡迎

## 二 濱口内閣に對する内外の輿論



幣原外交なるものは吾人の比較的歡迎する一名詞であるが、その實際は要するに比較的穩的手段をとると云ふに過ぎないものである。日本の對支根本方針は以來傳統的なものであるから、内閣が變つたからと云つて容易に變更しまい。此の點は吾人の徹底的に認識して置かねばならぬ所で、吾人が第一に日本が帝國主義者であることを強記し、第二に既に侯略せられたる各部分の實際程度を檢討し、第三に日支間最近の交渉真相を明白にして置かねばならない。革命政府の効力は他國の内閣更迭によつて決して變動があつてはならない。

### 三 金解禁の斷行

我が國の財界世界を通じ、多年の重大懸案なりし金解禁問題もこゝにいよいよ其の解釋を見るに至れり。願れば我が政府が正貨の對外輸出を禁止したるは大正六年九月十二日の事なりき。今より十二年前我が國が正貨の輸出を禁止したる當時に在りては、世界各國は殆んど悉く金の對外輸出を禁止しむたり。その後歐洲大戰は終熄し、米國、スエーデン、英國等の順位にてこれ等の諸國は續々金解禁を執行し、三年六月フランスの解禁を殿りとなし、歐米の主要國は金本位制の復歸に成功したれども、獨り我が國のみはこれ等の諸國に取幾され金輸出禁止、紙幣本位國として今日に及べり。

濱口内閣は四年七月、内閣成立早々金解禁の決行が新内閣の一大使命なることを聲明し、豫算の緊縮、公私經濟の節約を始めとし、これが解決に必要な諸般の準備に力を傾注し、幸ひ其の後の爲替相場は昂騰し、貿易に於ては入超激減し、解禁決行を誘導せしめた

り。更に又金解禁の一つの支障と目されてゐたりし米國の金利事性も形勢一變し、低金利政策をとるに至りしかば、解禁後の正貨流出を懸念されたりし支障も除去さるゝことゝなれり。かくて、これ等の事情が集合して整ふに至れども、政府は萬一の準備の爲め横濱正金銀行をして英米に於ける一億圓のクレジットを設定を成立せしめ、こゝに金解禁を決定し短期期限付にて實施さるゝことゝなれり。

濱口首相は聲明して曰く。現内閣は金の輸出禁止を解き、これによつて財界の安定を計り、國民經濟の建直しを行ふを以て其の重大なる使命となし、速に之を實施すべき旨、組閣の當初に於て聲明する所ありたり。以來政府は解禁問題の解決を以て、あらゆる財政・經財政策の目標となし銳意準備の歩を進め、極力財政を緊縮し、國債の整理を計ると共に、地方公共團體の財政についても又同一の方針を遵守せしめ、一般國民に對しては、經濟難局の實狀を力説して其の自覺を促し、もつて消費節約の獎勵に努めたり。

この政府の方針は、幸にして國民の理解と輿論の後援とを受け、人心頗る緊張を加へ、勤儉節約の精神は全國を風靡し、相率ひて難局の打開に猛進するの氣運を醸成せり。この一般國民の自覺と協力とは、比較的短日月の間に好くその効を奏し、ために財界に好影響を與へる所少からず、特に貿易の入超は激減し、爲替相場は漸騰し、物價は漸落の傾向を示す等經濟上諸般の狀況は解禁の實行に頗る有利に展界するに至れり。然して政府及び日本銀行は、七月以來爲替相場の頗る強調なるに當り、正貨の充實に努めたるを以て今や我在外正貨の額は三億圓に達し、その地位極めて安固なるものと雖も、さらに横濱正金銀行は政府及び日本銀行援助の下に、今回英米銀行團より一億圓の「クレジット」を與へらるべき契約の締結に成功せり。

かくて外國財界の變遷と相俟つて内閣諸般の準備全く成り、今や解禁を行ふも經濟上何等憂ふべき事態の發生せざるべき確信を得たるを以て、こゝに金の輸出取締を撤廢する大藏省令を發布し、五年一月十一日以後金の輸出禁止を解除することゝなり、即ち我が財



界多年の懸案たる金解禁の問題はこゝに漸く解決を告げ、我國民經濟は始めて更生の第一歩に就くを得たるは、邦家のため慮質に堪へざる所にして、かくの如き大問題が極めて好都合に解決を見るに至れるは、主として有力なる輿論の支持と熱誠なる國民協力の結果に因るものにして、政府の深く感謝する所なり。

然りといへども、政府も國民もこれを以つて萬事終れりとして心を安んずべきにあらず、金の解禁は國民經濟發展の行路に横はれる第一の關門を突破し、我が國の經濟をして世界經濟の常道に復歸せしめたるに過ぎず、今後益々國際貸借の關係を改善し、金本位制を擁護し、以つて財界の回復とその健全なる發展を計るが爲めには、今日までの國民的努力は將來に向つてこれを繼續するの要あり、即ち政府は引き続き緊縮の方針を以つて財界の基調と爲し、これと同時に適切なる方策を講じて國力の培養に努むべく、國民も又今日緊張せる氣分を失ふことなく、いよく勤儉力行の精神を發揮し、もつて産業貿易の堅實なる發達に向つて眞剣なる努力を傾注せんことを望むものなり。

我が經濟史上永久に記念さるべき金解禁の日が、昭和五年一月十一日遂に到來せり。大正六年アメリカの禁輸をきつかけに、時の寺内内閣が金の輸出を禁じてより正に十四年、數回に及びし解禁の意圖も實行難を繰り返へせしが、濱口内閣と國民の眞剣なる努力はこゝに報いられ、我が經濟界多年の晴雲も一掃され、世界常進復歸の光榮ある日を迎へ得たるなり。

#### 四 大民政黨時代成る

第一次普選議會は、昭和五年一月二十一日濱口内閣によつて解散せられ、十七年振にて、我黨天下のもとに總選舉を行ふことゝなれり。

議會が解散さるゝや、政府は二十一日院内に臨時閣議を開きて選舉對策 協議し、組閣當時の十大政綱を強調して國民に諒解を求め、濱口首相を初め黨出身閣僚はあけて地方遊説に努め、絶對多數を擁すべく必勝を期して戦ふ事を決定し、こゝ選舉第一主義の最高方針に基き、二十五日には地方官會議を開き、首相は「言論の自由を確保して選舉の公正を期せよ」と訓示し、内相は「投票買収の策動に際ならしめよ」と訓示し、更に同日司法官會議も開かれ、渡邊法相より黨派的檢擧の不可其の他につき訓示する所あり。二十七日は警察部長會議を開き、安達内相は「買収事犯の元兇を逸するなかれ」と訓示し、言論を自由にして買収檢擧に全力を注ぎ、自ら公明な選舉秘策をさづけられたり。

一方、政友會に於ては、大養總裁中心主義にて政戰に臨み、不景氣救済と選舉の革正とを選舉題目となし、第一黨を目ざして進む事となれり。

轉じて、二大政黨の間にありて大衆を背景となして立つ無産黨各派は、普選第二回目を迎へ、大飛躍の好機失すべからざるに、選舉協定不調の上に分裂と新政黨續出により、全く四分五裂の有様なりき。

かくて、政府は中央より地方に展開し、普選による第二次總選舉戰は、民政、政友、無産各派いり亂れて、日と共に各地は熱戰を演じたり。

一月二十一日の議會解散と共に、火蓋を切りし第二回普通選舉は、政戰三十日渦巻し激戰を展開し、濱口、大養兩黨總裁自ら陣頭に立ち、其の抱懐せる政見を吐露し、信を國民に問ふを初めとし、各候補者はもとより大小政客は擧げて戰塵砲火の間に馳驅し、眞に熾



烈を極め、日本全土を政治的焦點状態と化せしめたり。

かくて、國民總意の最後の審判の日、二十日は到来せり。普選法行はれてより無投票區なりし長野縣第一區、京都第三區を除きて全國一齊に行はれ、當日の快晴に恵まれてか、其の投票棄権數は第一回普選の一刻九分五厘に對し、一刻六分五厘の好成績を示せり。しかして、普選大衆の總意は開票の結果のみがこれを語れり。二十一日の市部、二十二日の郡部開票の結果は、豫想以上に民政黨は到る所、無人の境を行くが如き進出ぶりを示し、政友會との開き九十九名に達し、堂々絶對過半数を制するに至れり。

第二回普選の總決算は、議員總數四百六十六名中、民政二百七十三名、政友百七十四名、社民二名、大衆二名、勞農一名、國同六名、中立五名となり、民政黨の宿望なりし絶對多數を獲得せしめたり。今各派の當選者並に候補者數を示せば左の如し。

▲各政黨派別當選者並に候補者

政黨派別	當選者	候補者
民政黨	二七三	三五五
政友會	一七四	三〇五
社會民衆黨	二	三一
日本大衆黨	二	二三
勞農黨	一	一三
全國民衆黨	〇	四

地方無産黨	〇	二一
國民同志會	六	一一
革新黨	三	六
中立	五	六九
合計	四六六	八四〇

五 徹底的緊縮政策の斷行

我が財界の現状に鑑み、濱口内閣は前田中内閣の放漫なる財政經濟策を以て國家を危ふするものとし、其の在野時代當時より高唱し來れる緊縮政策の徹底を期し、従前の財政計畫に大變革を與へて、非募債方針、新規事業打切りの消極政策の斷行を以て、愈々金解禁を目標とし、茲に徹底的緊縮豫算の編成を行ふこととなり、濱口内閣成立以來第一回の定例閣議に於て之を決定せり。即ち二月五日午前十時五十分永田町首相官邸に濱口首相以下各大臣出席し

- 一、昭和四年度實行豫算の件
  - 一、昭和五年度豫算編成の件
- を議題とし、井上蔵相より精細の説明をなし

昭和四年度實行豫算に編成替へをするに就いては、既定經費の節約と根本的緊縮方針によることにし度し、尙五年度豫算に就いても



同様緊縮方針の下に之を編成する外なし。

と述べ閣議の諒解を求めたり。右は田中内閣の放漫政策により混亂状態に陥れる財界を建て直し、以て現内閣在野以來の大政策、金解禁を目標として之が實現を速かならしむるの爲めに外ならず、而して之が目的の爲めには他の不急事業を一切惣性とするの己むなき次第とし、一大決心を以て各省共大整理緊縮を斷行するの要あるに付、各閣僚の諒解を求めたるものにして、午後の閣議に於て各閣僚は井上蔵相の財政方針に全然賛成を表し、茲に内閣の緊縮政策は具體化し、左の如く決定發表せり。

昭和四年度實行豫算編成方針

- 一、昭和四年度實行豫算は極力緊縮の方針を採ること。
- 二、昭和四年度豫算中、新規事項にして未だ實行に至らざるものは、實行豫算決定迄之れが着手を見合すこと。
- 三、公債支辨の事業は一般會計特別會計共に中止、又は繰延を爲して公債發行額を極力減額すること。
- 四、實行豫算は大蔵省に於て原案を編成し閣議の決定を経ること。

昭和五年度實行豫算編成方針

- 一、昭和五年度豫算は極力緊縮の方針を採ること。
- 二、新規の事項は之を要求せざること。
- 三、一般會計に於ては公債を發行せざること、特別會計に於ては各其の發行豫定額の半額以下に改定すること。
- 四、既定經費の整理節約の金額及方法は、別に大蔵省に於て調査立案して閣議の決定を経ること。

五、國債元金償還額は一般會計及各特別會計に於て各月之を負擔すること。

六、昭和五年度概算は昭和四年八月十日限提出すること。

七、各特別會計に於ても前各項に準じ、其の整理節約額は大蔵省に於て起案し、又概算提出期は六月三十一日限りとする。

右の新政府の財政計畫は前田中内閣の財政政策を根本的に覆し、民政黨の傳統的緊縮方針を具體化せんとするものにして、財界と政界に多大なる衝動を與へるものと見做され、之が結果三土前蔵相の手に於て編成せられたる左記計畫は根本的に變更さるゝに至れり。

一、讓稅案の放棄

地租並に營業收益稅の國稅撤廢中止及び礦產稅の半額委讓中止に伴ふ一切の計畫、即ち經過的減稅所得稅改正等を中止し、従つて歲計上國稅減額七千八百餘萬圓を概計表上捻出し得る如くなるも、實際には歲入上の缺陷ある如く看做されてゐる爲め國體の餘裕は殆どなし。

二、新規事業の不容認

四年度豫算編成に當つて緊縮方針を採りながら、前内閣は本豫算並に追加豫算を通じて、一億五千三百萬圓の新規事業を計上せるも明年度に於ては原即として一切計上せざることとなり、而して本年度豫算中新規事業にして未だ實行に至らざるものは、實行豫算決定までその着手を見合せ六日各地に一齋に電命する。

三、公債計畫の變更

明年度公債發行計畫は、一般會計行於ては帝都復興費一千七百萬圓、震災復舊費四千八百萬圓、電話擴張費一千八百萬圓、計八千五



百萬圓。特別會計に於ては朝鮮二千五百萬圓、臺灣五百萬圓、關東州百萬圓、鐵道八千萬圓、計一億一千百萬圓、總計一億九千六百萬圓の發行計畫となつてゐるが、一般會計の分は普通財源支辨に振替ふるか、又は中止繰延べに依つて發行せず、唯特別會計の分のみ半額の五千五百萬圓程度を發行し、本年度實行豫算に於ては一般會計九千萬圓（震災善後公債のみ）特別會計朝鮮二千萬圓、臺灣五百萬圓、關東州百萬圓、樺太百萬圓、鐵道八千萬圓、計一億九千八百萬圓を中止、又は繰延を爲して極力發行額を減額し、且つ將來の公債計畫に就ては追つて調査の上にする。尙ほ本年度より一般會計に繰入れたる獨逸賠償金七百萬圓は、慎重考究の上減債基金特別會計に繰入れる。

## 四、各會計恩給負擔の廢止

六年度以降より各會計が夫々恩給を負擔することになつてゐるが、即ち鐵道二百五十萬圓、朝鮮百五十萬圓、臺灣六十萬圓、專賣局三十萬圓等計六百萬圓は之を中止し、恩給は從來の如く一般會計に於て負擔するも但し恩給法を根本的に改正する。

## 五、電話計畫の變更

震災後一時的便法として架設者實費支辨となつてゐたのを、三土前藏相は廢止すると共に電話擴張計畫を立て、五年度以降十一箇年に亘り三億九千百萬圓の公債と其他普通財源とにより、計畫完了の時は架設費は無料となる筈であつたが、今回電話公債を打切つた結果、若も公債財源に代るべき普通財源が捻出し得ざる時は、結局當分實費支辨主議を採るの外なく、此の點目下大藏逓信兩省間に折衝中である。

右の如く濱口内閣は田中内閣の財政計畫を根本的に變更せんとするものにして、本年度豫算編成に當り、前内閣の計畫を其儘踏襲せ

しものは僅かに減債基金各特別負擔一つのみなり。

而して當日井上藏相が、本年度實行豫算及び昭和五年度豫算編成方針に付試みたる説明越旨を述べれば左の如し。

## 井上藏相の豫算編成方針説明

今日我國が所謂經濟國難の状態に陥つた事情を觀るに、歐洲大戰中國家又は個人の收入極めて多かつた時代に、日本の總ての經濟組織が成立したのであつて、然も戦後財界の大反動、大震災に遭遇して収入は激減したが、他方それに相當するだけ國家及び個人がその支出を減らし、その暮し向の建直しをやらなかつたと云ふことが、今日經濟國難の最大原因であると思ふ。さればこの國難を切り抜ける爲には國民一致の精神が緊張し、消費節約を行ふのが最も有効な方策であるが、それが爲には先づ政府自ら財政を緊縮して國民に範を示す外はないと思ふのである。それで新内閣では財政の大緊縮を斷行することに閣員一同固く覺悟した次第であつて、斯かる覺悟に従つて別項の如く、明年度の豫算編成方針として一切新規事業の計上を斷念すると云ふ一大英斷に出たのである。一般會計では全く公債の發行を中止し、特別會計の分も豫定計畫の半額以下に切り詰め、又一般に既定經費の整理節約を計ることになつたのである。その結果、公債計畫に就いて見れば明年度の新規公債發行豫定額は特別會計にのみ止つて、その額僅かに五千五百五十萬圓に減額される譯であつて、他方これに對して減債基金繰入額の方は、定率繰入萬分の百十六の分だけでも（國債總額を約六十億と見て）約七千萬圓近くに上るから、既發公債は二千萬圓近く償還される勘定となるのである。明年度豫算の編成方針は以上の如くであるが、尙政府は本年度の成立豫算に對しても別項の如き方針で、實行豫算を編成することゝなつたが、尤も此の方は既に約三分の一期を經過した後であるから、大して節約の實績を擧げることが六ヶしいと思ふが、兎に角政府は明年度豫算が出来上る時を俟たず、



逸早く實行の範を國民に示すことは政府自らの責任と考へてのことである。斯くて我國の財政を建直し公債を整理し、然もそれは單なる口約ではなく實際に實行すると同時に、國民一般も亦この政府の態度方針に共鳴して、各自がその暮し向を建直し財界を整理したならば、茲に始めて金解禁を斷行することが出来るのであつて、換言すれば金解禁を斷行する爲には、どうしてもこれだけの準備は前以てやつて置かねばならないと思ふのである。これ丈けの朝野大緊縮を行へば、經濟界は不景氣になるだらうと云ふ人があるかも知れぬが、近き將來我國の財界經濟を常道に復歸せしむる爲めの一時的な不景氣であるならば、何等前途に目當てのない不景氣に迷つてゐるよりは、その方が遙かに堪へ易いものではないか。兎に角政府としては現在の如き豫算の財源難に對して、公債を極力抑制したいと云ふ苦心は吳々も國民に於て買つて貰ひたい所であつて、斯くして舉國一致經濟國難を打開し、金解禁の斷行に一路猛進したいものである。

而して右の井上蔵相の説明せし豫算編成方針の趣旨の下に、五年度豫算中新規事業は一切之を要求せざることに提議せしに對し、閣僚中にも少なからず反對の意嚮を漏らすものありて、一切の新規事業を中止することになれば、國民の意氣は益々鎮沈して好結果を齎らさぬのみならず、黨勢擴張上からも面白くないであらうと云ふものもありしが、之れに對し濱口首相は

我國現下の情勢に見て、此の窮迫せる財界を救済するには、此の緊縮一本主義で進むより外に途はない。勿論借金政策によつて當面のみを誤間化す政策に比すれば、或は人氣に投じないかも知れぬが、現内閣としては大局から打算して成敗を度外にして此の方針に進み、以て財界の根本的建て直しに努力したい。この爲に萬一内閣が短命に終るやうなことがあつても、何等憂ふるものではない。

との一大決意を示せし爲め、各閣僚も之を諒とし、各省大に緊縮豫算の實行を期す可く斯くは決定せりと云ふ。而して尙民政黨多年主張の農村政策、社會政策、電化政策等は勿論義務教育費國庫負擔の増加も、國民の負擔を軽減せしむる消費税の整理を主とせし稅政整理も當分實行せざるの方針を定むる所ありたり。

## 六 濱口首相狙撃せらる

濱口首相は昭和五年十一月十四日午前九時東京驛發特急「つばめ」に乗車、岡山縣下に於いて舉行中の大演習陪觀の爲め西下の豫定なりしところ、發車前約三分間驛着、プラットホームを前より六輛目の一等車に乗る爲め、五輛目の二等車の傍をゆるやかに歩行中、突如銃聲一發、首相は忽ち兩眼を閉ぢ蒼白となり、其の場に佇立し、兩腕を以て腹部を固くおさへ、其の場に昏倒せんとせしかば、隨行の中島秘書官、鈴木内閣書記官長は極度の昂奮の中に首相を抱き上げ、驛長室に運べり。

犯人愛國社員佐郷屋留雄は、現場に於て直に逮捕されしが、豫め兇行を目論み、首相を待ち受け、モーゼル短銃六連發を以て狙撃したるものにて、直に殺人未遂罪として起訴收容されたり。

驛長室ソファに横臥せる首相は帝大鹽田博士、眞鍋教授の診察を受け、令息嚴根氏よりの輸血にて體力の回復を圖りたる後、帝大病院に入院、鹽田博士により腹部切開の大手術をうけたり、幸ひにも彈丸は大血管を貫通せざりし爲め生命は取り止めたりき。

而して病首相入院後の経過は比較的順調に運び、絶對禁止されてゐた面會も四十日目にして漸く許されたり。其の日首相は、幣原首相代理と病床にて重要會見をなしたり。かくて首相は病室内に於て六十二歳の春を迎へ、一月二十一日、更生の喜び新しく退院なし、



入院以來六十九日目にて官邸に引きあげられたり。

然るにその後、首相の健康回復は捗々しからず、議會への登院を不可能とされてゐたるにも拘らず、第五十九議會に擔ぎ出され、三月十日痛々しき姿にて初登院したり。それが爲め首相は議會後の疲労甚だしく、殊に手術患部に異状を生ずるに至りたれば退院後七十四日目、即ち昭和六年四月四日、臨時首相代理を置くことなく、再度入院なし開腹術を受け、次いで、九日下腹左寄肋部硬結の爲め三度目の手術を餘儀なくされたるにより、遂に首相の健康問題は政治的に重大化するに至れり。

### 第三章 第五十九議會に於ける前後

#### 一 幣原臨時首相代理就任

濱口首相遭難の悲報は、政府並に與黨に大動搖を來さしめたり。

濱口首相遭難善後策を講ずる臨時閣議は、昭和五年十一月十五日午前十時半より首相官邸に開かれ、江木鐵相より「濱口首相の病狀より察するに、この際、内閣官制第八條により總理大臣代理を置くを以て穩當なりと思ふ」と提議、多數賛成せるを以て、鐵相は更に「首相臨時代理は宮中席次によれば、宇垣陸相なるも、陸相は病中なるを以て、幣原外相に就任を願ふ」旨を再び提議し、滿場之に賛成したるにより、幣原外相は臨時代理の就任を承諾せり。かくの如く幣原外相臨時首相代理に決定せるを以て、直にその手続きをとり

上奏御裁可を経て、即日、幣原外相は左の辭令を拜受せり。

内閣總理大臣臨時代理被仰付

外務大臣 幣原 喜重郎

かくて幣原首相代理、第五十九議會に臨み、左の施政方針の演説を爲せり。

諸君、濱口内閣總理大臣は、昨年十一月十四日不慮の難に遭はれ、目下療養中ではありますが、幸に經過良好でありまして、遽からず當議場に出席し、御目に掛ることが出来るであらうと存じます。私は内閣官制第八條に依り、内閣總理大臣臨時代理を仰付られ、本日茲に第五十九回帝國議會に臨みまして、政府所信の概要を陳述致しますことは、私の最も光榮とする所であります。

過去一年間を通じて國際政局上、最も重要な出來事は、倫敦海軍條約の締結であります。同條約は昨年四月二十二日、日、英、米、佛、伊の五國全權委員の間に調印を終り、日、英、米三國の關する限り、批准書全部の寄託を了し、舊臘三十一日より完全に其効力を發生することとなつたのでありまして、世界三大海軍國の協力に依り、茲に國際平和に新たな保障が加はるに至りましたことは、洵に慶賀に堪へぬ所であります。

御承知の如く倫敦條約は大正十一年の華府條約と相俟つて、外は製艦競争に伴ふ危険を防止し、以て主要海軍國間の交友關係に新生面を開くと共に、内は國費を軽減し、以て民力の休養に資する所尠なからざるものあることは、今更申す迄もありません。此條約の物質的並に精神的効果を永く維持し、更に進んで之が擴充を圖ることは、關係列國の重要な責務でありまして、將來に對する全世界の希望も亦繫つて此點に存するものと信じます。



隣邦中華民國の内亂は昨秋漸く終局を告げ、目下同國政府は鋭意國內秩序の回復と、諸般施政の刷新とに努力致して居るものと認められます。民國の和平統一は、獨り同國民の幸福たるのみならず、列國に於ても亦齎しく歓迎する所であります。帝國政府は夙に日華兩國の親交に重きを置き、其關係の愈圓滿に伸展せんことを期して居る次第であります。

帝國と歐米各國との關係は、満足なる状態に在りまして、今後益々密接鞏固を加ふべきことは、確信を以て期待し得らるゝ所であります。

昭和六年度の豫算に付きましては、財界竝に國庫歳入の情況に顧み、既定經費に對して極力整理節約を加ふると共に、新規事業は眞に緊急己むを得ざるものを除くの外は、一切之を認めないことに致したのであります。斯くして編成せられたる昭和六年度總豫算は、歳出十四億四千餘萬圓、之を昭和四年度總豫算歳出に比較するときは、三億二千餘萬圓の減額となるのであります。斯の如く財政の調理困難なる時ではありますが、我が國防に遺憾ならしむる爲め、昭和六年度以降數年に亘る海軍兵力の整備計畫を樹てたのであります。斯の計畫は眞に緊要なる事項のみを整備せんとするものでありまして、之に依り國防の骨幹は一先づ整ふ次第であります。尙ほ政府は民力の涵養を圖るの急務なることを認めまして、海軍條約の成立に伴ひ、豫て軍艦建造の爲に留保せられたる財源の内より、昭和六年度以降昭和十一年度に至るまで、初年度九百餘萬圓、平年度約二千五百萬圓の減税を行ふことに定めたのであります。公債に關しては、獨逸賠償金を國債整理基金に繰入るゝことを當分の内中止したる外、大體前年度の方針を繼續せんとするものであります。併ながら失業者の救済は刻下緊切の要務でありまして、夙に地方に於ては之に關する事業に付き、起債を緩和するの途を開いたのであります。國家に於ても相當の計畫を樹つるの必要を認めまして、一般特別兩會計に於て既定の起債額以外に、相當額

公債を一年度限り發行することゝ致したのであります。但し之に依て財界を壓迫することを慮りまして、之を公募に待つことを避けたのであります。

金解禁決行以後の經濟狀況を概觀致しまするに、我財界は建直し中途に於て世界的の不景氣に遭遇したる爲め、朝野を擧げて一時は不安の氣分に襲はれたのであります。其間に於て産業の合理化、國產愛用の奨励、金融の調節、失業の救済等、種々の對策を講じたる結果人心は漸次安定するに至つたのであります。

顧みますれば昭和五年の一年間は財界一般に多難の時でありましたが、全世界を通ずる不景氣の中に於て、我國獨り其例外たることを得ませぬ。此際朝野共に堅忍不拔の精神を以て此難局に處するの覺悟が特に肝要であると考えます。我國の歴史に鑑みするに、國民は從來幾度か今日以上の艱難に逢著して、能く其試練に耐へ來つたのであります。斯かる國民の元氣は、今尙ほ決して衰へて居ないことを信じて疑ひませぬ。

翻つて廣く行政財政の現状を看まするに、急激に減少したる國費は、國務執行との調和を圖り、今日の行政組織を改正して、國民經濟の現状に適合せしむることは極めて必要であると考へます。又税制に付ても改正を要する點があると思ひます。仍て政府は將來に向つて行政を刷新し、財政の基礎を一層鞏固ならしめ、國民負擔の公正を圖らんが爲め、來年度早々行政財政及税制に關する調査會を設け、速に整理の實を擧げんことを期する次第であります。茲に整理と申すのは單に緊縮節約のみを意味するものではありません。調査検討の結果、冗を省き要を存し、或は産業の振興に、或は社會政策の實行に全力を傾注し、由て以て時代の要求に對應せんとするの趣旨であります。



恩給制度の改正は、多年の懸案でありまして、最早久しく放任すべきものではありません。此問題も政府の速に解決せんとする行政整理の主要なる一項目であります。

陸軍軍制の改革に關しては、一昨年八月以來、陸軍當局に於て軍制調査會を設け講究中でありましたが、最近に至り國際聯盟に於て陸、海、空の三軍を通ずる軍縮本會議を召集するの機運も熟して参つたので、之をも考量して審議するの必要を生じ、目下其趣旨に於て引續き研究を進めて居るのであります。

之を要するに今日の時勢は漫然諸種の經費を膨脹せしめて、事業を濫與せしむべき秋ではありません。一には民力を培養して他日の仲展に備へ、一には財政經濟の基礎を鞏固にして、國力の充實を期することが刻下の急務であると確信するのであります。政府は以上の方針を以て豫算を編成し、諸法案を提出し、又今後に期せんとする次第でありますから、何卒政府の意の存する所を諒とせられ慎重審議各案に協賛を與へられんことを望む次第であります。

是より私は外務大臣として外交問題に關し所見を申述べたいのであります。過去一年間に於て我が對外關係に最も重要な影響を及ぼしたる出來事は、倫敦海軍條約の締結であります。同條約は昨年十月二十七日愛蘭自由國を除くの外全英聯盟の各邦、並に日米兩國の批准書寄託を了し、十二月三十一日には愛蘭自由國の批准書も寄託されましたから、日、英、米の關する限りは、愈々效力を發生することとなつたのであります。其全文は既に公布せられ、又各條項の内容に付ては前議會に於て仔細に論議されましたから、茲には繰返しません。唯同條約の齎らしたる精神的效果に至つては、一言附加したいことがあります。倫敦條約は補助艦に關して近年主要海軍國の間に漸く萌しつゝありたる造艦競争の勢を絶ち、華盛頓會議以來各國の政治家を悩したる懸案を、一舉にして解決した

のでありますから、其成立が國際政局の安定の爲に如何に重大なる意義を有するかは申すまでもありません。又現に是が爲め關係列國の間に各般の方面に互つて著しく相互の信頼同情を深うするに至つたことも、内外の輿論と不斷の接觸を持つ者の一様に感ずる事實であると信じます。其結果は昭和十年を以て更に開かるべき海軍會議の事業に良好なる影響を與へるものでありまして、世界の平和進歩は結局斯る人心の道德的の自覺に依るの外ないのであります。

中華民國の内亂は、昨年五六月の頃には山東省にまで波及し、濟南並に其以東の膠濟鐵道の沿總一帯に在留する本邦人は、幾度か危険に曝されたのであります。同地方に於ける我が官民一致の努力其宜しきを得たる爲め、又交戦軍隊も雙方共本邦人の保護に嚴密なる注意を加へたる爲め、幸に本邦人中一名の死傷者も出さず、財産上の損害も極めて輕微に止まつたのであります。是と同時に民國の各地方、殊に中部並に南方の諸省には、所謂共匪横行して遂に長沙事件を惹起し、一時は容易ならざる混亂状態に陥りましたが、八月に入つて形勢一變し、國內の平和統一が再び其緒に就くに至りましたことは、隣邦の爲め、將た又東亞の大局の爲め、洵に慶賀の至に堪へませぬ。

固より民國の前途には、今後尙ほ幾多の難關が横はつて居るのを認められます。之を逐次突破するには同國政治家に於て如何に忍耐と、勇氣と、而して列國の友情とを必要とするかを諒察するに難からぬのであります。唯茲に民國の爲に人意を強うするものがありますのは、最近民國首腦部の言動が著しく國內政治の建設事業に重きを置いて居ることでありまして。即ち蔣總司令は、過般南京に凱旋するや否や、全國民に通電して地方匪賊の掃蕩を圖るの急務を唱ふると共に、財政上の整理、綱紀の肅正、經濟開發の爲にする外資の吸收、地方自治の厲行等を高調せるのみならず、昨年十一月の第四回全體會議の決議に依りますれば、今年五月初を期して國民



大會の開催を豫定し、且つ政治の當面の目標を秩序安定、民力培養並に教育普及に置き、又對外關係の事項としては釐金の撤廢、内外債の整理等に對する決心を示して居ります。

之を以て觀れば國民政府は今や内亂の終局と共に、政治の現實なる建設的革新に依つて國家の基礎を樹立し、之に依つて列國の間に其當然の地位を確保せんとする方針の實行に歩を進むるに至つたものと推測し得られるのであります。果して然らば此方針は我國が會て國際的不平等の地位より躍進したると同様の徑路を履むものでありまして、吾々は衷心より斯かる努力の成功を祝福せざるを得ませぬ。是が爲に政府は及ぶ限り協力を吝まざる覺悟でありまして現に國民政府の各部より教育、軍事、警察、交通、自治行政、其他諸般の事項に互つて我國に研究員を派遣し、又は資料を求むることは、最近頻繁となるに至つたのであります。吾々は其要望に應じて、廣く門戸を開き、一切の便宜を供しつゝある實況であります。民國が眞面目に國內政治の建設に努め、殊に内外人の生命財產並に正當なる經濟的活動に對して有效適切なる保護を與へ、又列國との關係に於ても、民國の負擔する義務が圓滿に履行せられまするに至りますならば、所謂列國との不平等條約は自然に其存在の理由を失ひ、何れの國も欣然之が撤廢に同意すべきことは、一點の疑を容れませぬ。

抑々日華兩國は久しき歴史を背景として、今日の如き密接複雑なる政治的並に經濟的の關係を築き上げて居るのであります。其關係を構成する各種の分子中、如何なるものが我が國民的生存の必要上變更を許さざる性質を有するか、又如何なるものが世界の變遷、殊に日華間の新事態に應じて調整し得らるべきものであるか、而して之を調整するには如何なる順序方法に依るべきか、是等の問題に付ては、我が國論は根本に於て其判斷を一にするものと信じます。是等の問題を處理する上に於て、兩國孰れの方も、宣傳や威

嚇を以て他の一方に對するが如きことがありましては、徒らに事態を紛糾せしむるのみでありまして、何等有益なる目的をも達し得られるものではありません。互に寛大なる精神と、理解ある態度とを以て、共存共榮の途を講じてこそ、諸般の交渉案件は解決せられ、雙方の眞正なる利益は増進し得らるゝものと考へます。吾々は常に此信念を以て事に當つて居るのであります。數年間の懸案たる南京事件並に漢口事件の損害賠償問題も、最近兩國當局者間に意見の一致を見るに至りました。日華兩國間の重要通信機關たる上海長崎間並に青島佐世保間の海底電線問題も、數箇月に互つて困難なる交渉を重ねましたが、遂に舊約定期間の満了と共に、新約定締結の議が纏まりました。

滿洲に於ける鐵道問題に付ても、數年來未決に屬するものが尠くないのであります。

政府は以上の方針に依つて、適當に之を調整せんが爲に折角努力中であります。吾々は固より民國の正當なる立場を無視して、妄りに利己的の要求を爲すが如き意思を有するものではありません。同時に民國側に於ても、我が南滿洲鐵道の地位を危くせんとするが如き計畫があり得べきものとは信じられませぬ。又斯る企が容易に實現し得られるものではありません。尙ほ朝鮮に隣接せる間島地方は、從來屢々不逞の徒の巢窟となり、而も民國の地方官憲には、豫て我國の眞意に誤解があり、是が爲に同地方の治安維持上頗る憂慮すべき情態を呈し、在留鮮人中にも被害續出致したのであります。吾々は胸襟を披いて民國官憲と折衝したる結果、相互の意思疏通し、今や民國官憲自ら吾々と同じく匪賊取締の必要を切實に感ずるに至りまして、同地方の情勢は著しく改善せられ、在留鮮人も漸次其堵に安んずることゝなつたのであります。

帝國と「ソヴィエツト」聯邦との關係に於ては、貿易額も近年急激なる増加の勢を示しまして、既に國交回復當時の三倍に達するに



至りましたことは悦ぶべき傾向であります。目下兩國政府間に交渉中の若干懸案がありますが、吾々は「ソヴィエツ」政府が吾々と等しく兩國の親交に重きを置き、此大局上の見地より各般の問題を解決せんとする用意あるものと信じます。固より是等の問題を解決するには、等しく雙方の立場を考量して、其間に公正なる一致點を見出さなければなりません。極東露領方面の漁業問題に至つては、本邦人の漁業権は「ポーツマス」條約に根源を發するものでありまして、同條約が現に效力を有することは大正十四年に調印されたる日露國交基本條約中に明文があります。又「ソヴィエツ」政府に於ても事實上本邦人の漁業權行使を不可能ならしめんとするが如き意圖あるものとは認められませぬ。従て此問題も亦必ず相當なる解決に達し得られるものと期待致して居るのであります。帝國と歐米諸國との關係は一般に極めて満足すべき情態でありまして、今後も亦益々順調に發展すべきことは吾々の確信する所であります。過去七年間絶えず我が國論に刺戟を與へたる米國移民法の問題に付ても、同國に於て國民の多數が最近如何に能く我國の立場を諒解するに至つたかは、最早疑を容れませぬ。吾々は深き興味を以て靜かに此問題の推移に注目するものであります。

## 一一 濱口首相の登院

濱口首相の議會不登院問題は、休會明け議會の劈頭より論議の中心となり、政友會は衆議院本會議、豫算總會にてしばしば登院の時期をたゞしのみならず、豫算その他の重要議案の審議上頗る不穩當なりとの論高まり來り、遂に二月十九日貴族院本會議に於て、幣原首相代理は政府を代表して、濱口首相の登院時期に關し次の如き言明をなせり。

濱口首相のその後の経過は至つて順調であります。今日のところではいまだ議會に出席出来る程度には立至つて居りません。議會もだん／＼進行致し重要諸議案が議會に於て審議せられて居りますのに、健康上のためとはいひながら出席し得ないことは、病首相自らすこぶるこれを遺憾と致し、一方ならず苦慮致して居られるのであります。濱口首相目下の病狀の大體を申し上げますれば、何分にも負傷の重かつた結果體力の回復はいまだ十分でなく、下脚がなほ運動になれませんでしたために登院の運びに至りかねて居る次第であります。たゞ今の狀況から推察致しますると、今後意外の變化のない限りは、三月上旬には出席致すことが出来るであらうと存じて居ります。總理大臣自身もこの心がけを以て折角歩行の練習その他體力の回復につとめてをられるのであります。これだけのことを報告申上げておきます。

然るにその後の政局は、濱口首相に十分の靜養を許さざるものあり、内外の狀勢を省察し、貴族院における言明を守り、三月九日幣原首相代理を解任して復職し、九日参内して歸邸するや、左の如き聲明書を發表したり。

負傷後に於ける私の健康状態は最近漸く回復しましたので、本日午後二時参内致しまして、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ天機を奉伺し、内親王殿下御誕生の御慶事には御恐悦申し上げ、又、病中の御禮を言上し、なほ皇后陛下に對しては河井皇后宮大夫を経て御機嫌を奉伺し、内親王殿下御誕生の儀につき御祝詞を申上げ、午後三時頃大宮御所に赴き皇太后陛下の御機嫌を御伺ひ申上げ、内親王殿下の御誕生につき奉祝の微衷を捧げ奉り、たゞ今歸邸した次第であります。

かくて幣原内閣總理大臣臨時代理は解任せられ、以後私は直接國務の衝に當ることとなり、愈々明日より登院するの運びとなつたのであります。是れ全く天恩の厚きと、國民の同情の深きによるものでありまして、今後私は更生の意氣を以て國務に勵精し、奉公の至誠を盡す覺悟であります。



而して翌三月十日午後一時半、濱口首相は、その健康が登院を不可能とされてゐるにも拘らず、痛々しき病軀を押して登院せり。この日の衆議院本會議々場は、開會前より寧ろ悲痛とも云ふべき緊張したる気分漲り、病首相はモーニング姿にて、頬落ち、髪白くなりし蒼白の身體を議場に運び、二時六分議長開會を宣するや、靜に歩を演壇に運び、沈痛なる聲をもつて

諸君、私不慮の遭難のため、時局多事の折柄數ヶ月の間國務を離るゝのやむなきに至りました。今日まで諸君と相見えてともに國政を議することの能はなかつたことは、私の頗る遺憾とするところであります。以來健康も次第に回復を致し、昨日をもつて幣原首相臨時代理の任を解かれ、同時に私自ら總理大臣の職務に當ることゝなつたのであります。こゝに御報告旁々特に一言申上げる次第であります。

と述べるや、滿場蕭然となれり。次で政民兩派の拍手に迎へられ犬養政友會總裁登壇

私は總理大臣に對して一言の御慰勞を申し上げたい。昨年不慮の御遭難以來長い間御病床にあられて御無聊の有様は實に御同情に堪へません。ひそかに痛心いたして居りましたが、幸ひに健康を回復せられて今日こゝに御出席なされて、自ら國事に當られるといふことに接しまして、私ども實に欣快の意を呈し謹んで御慰勞を申し上げます。健康をこの上御回復せられんことを祈ります。

と莊重に慰勞の挨拶を述べ、かくて首相は再び小泉選相その他に守られ靜かに退場せり。

而して三月十一日濱口首相は再開劈頭の貴族院本會議に臨み、次の如く挨拶せり。

諸君、私の遭難につきまして、一月二十二日、貴族院の決議を以て鄭重なる御慰問を恭う致しましたことは、誠に感謝に堪へませぬ所であります。私遭難のため時局多事の折柄、數ヶ月の間國務を離るゝのやむなきに至りまして、今日まで諸君と相見えて共に國政

を議するを得ませなかつたことは、私の頗る遺憾とする所であります。爾來健康も次第に回復致しまして、一昨日をもつて幣原首相代理の任を解かれ、同時に私自ら總理大臣の職に當ることとなつたのであります。こゝに過日の御慰問に對し、謹んで謝意を表すると共に、この段御報告を申し上げます。

かくの如く濱口首相は、病軀を押し悲壯なる決意の下に、議會に出席せしものゝ、その延べ登院時間は六時間四十三分に過ぎず、以て如何に、その健康に無理ありしかを窺ふに足るべし。

### 三 濱口總裁の辭任と若槻男の就任

濱口首相が四月四日再入院するや、これを機として政局不安に陥り、後任總裁をめぐりて、政府及び與黨の間にもつれを生ぜんとして。政府首脳部は、この急迫せる政狀に直面して、解決策を講ずる爲め伊豆伊東に靜養中の若槻氏に招電を發したりき。同氏の阪京（七日）後、政局はとみに緊張し、遂に政府は十日總辭職の方針を決定せり。

而して、濱口内閣の進退及び後繼總裁を決定すべき與黨の緊急幹部會は、四月十日の閉議散會後首相官邸に行はれ、總辭職決行については全員一致を以て同意したりしが、後繼總裁につきては、若槻氏推戴に對して種々の論議あり、中野正剛、山道襄一、岡崎久次郎、土屋清三郎氏等の少壯組は安達内閣擁立を力説したりしが、結果、黨幹部多數の意向として若槻氏推戴に決定し、頼母木總務、櫻内幹事長の兩氏に、其の處置を一任したり。

安達内相、江木鐵相は、政府並に與黨の意向をもたらして十日夜、濱口病首相を訪ひ、總辭職の止むなき事情並に後繼總裁として、



若槻氏推戴の件を報告し、その諒解を得て、直ちに若槻氏を訪ひ、總裁就任を懇請したり。

民政黨後繼總裁の交渉をうけたる若槻禮次郎男は、十一日夜内相官邸に於て、安達内相、江木鐵相、與黨側頼母木、櫻内兩氏と會見し、若槻男は

「十日安達、江木兩相から濱口總裁に辭意ある旨を傳へられ、若し總裁が辭任した場合はその後任に就任するやう懇談を受けた。然し自分は其の器に非ざるのみならず、幾多の缺點を有してゐるので、あくまで辭退する考へであつた。然るに十一日濱口總裁と會見して、親しく其の話を聞き、また種々の事情を考慮すれば、誠に差し迫りし場合であることを感じ、單に一身上の都合のみを以て斷り切れない事情にあることを感ずる。自分は黨の事情に暗いから、安達、江木、幣原、井上諸氏の積極的援助を得ない以上、總裁はやつて行けぬと思ふから、助力をもらひたい」

と述べて、總裁就任の内諾を與へたり。

斯くて若槻男は民政黨總裁に推戴され、これを承認するに至れるなり。

#### 四 濱口内閣總辭職

濱口内閣は昭和六年四月十日の閣議に於て、總辭職の方針を決定したりしが、その辭表奉呈につきては民政黨後繼總裁の決定を待ちて決行することゝなしたり。その間、與黨は後繼總裁として若槻男を擁立する事に専ら力をつくせり。然るに十一日若槻男の承諾により總裁問題が解決したるを以て、濱口内閣は總辭職を決行する爲め、十三日午前首相官邸に最後の閣議を開き、濱口首相を除く全部の

閣僚出席なし、幣原外相より、濱口首相の傳言として

「五年十一月遭難以來、各位に一方ならぬ御配慮に豫り衷心より感謝してゐる。然るにその後の病狀はかばかしからず、最近に至つて其の回復のなほ長引くことが判明したについては、上御一人に對し奉つても、又國家に對しても、殊に相濟まざる儀と考へ、この上各位に對して御迷惑を懸けることは、誠に恐縮であるから、こゝに總理大臣を辭任いたすことにした。然し、この辭任は全く健康上の理由に基くもので、他に何等の理由はな」

といふ意味の報告あり、一同の辭表をとり纏めたり。よつて宇垣陸相は閣僚代表として午前十一時半參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、總辭職の理由を奏上して濱口首相外各閣僚全部の辭表を閣下に奉呈したり。かくて濱口内閣は昭和六年四月十三日を以て、いよいよ最後の幕を閉ぢたりき。

### 第四章 若槻内閣成立

#### 一 若槻内閣の成立と抱負

四月十三日午前十一時半、濱口首相以下閣僚の辭表奉呈あるや、畏き邊りにては直ちに牧野内大臣を御前に召され、後繼内閣組織に關して親しく御下問あらせられ、牧野内大臣は謹みて、元老たる公爵西園寺公望氏に下問あらせられて然るべく存じ奉る旨を奉答。よ



つて西園寺元老に御下問あらせらるる旨仰出され、直ちに鈴木侍従長はも命を奉じて、同日午後一時、東京驛發特急富士號にて興津へ赴き、同地の西園寺公別墅に於て西園寺公に對し勅を傳へ、西園寺公謹みて奉答する所あり、鈴木侍従長は直ちに同邸を辭し、午後九時二十分歸京、直ちに參内、西園寺公の奉答につき、閣下に委曲伏奏する所あり、陛下におかせられては、十四日朝牧野内大臣を召され、西園寺公の奉答につき御下問あらせらるる所あり、牧野内大臣は謹みて、西園寺公の奉答を御嘉納あらせられて然るべく存じ奉る旨奉答する所ありき。

而して西園寺公奉答の内容は、同公が現下に於る我國の政情と、濱口内閣總辭職の理由とに鑑み、慎重考慮せる結果は、後繼内閣組織に關しては、民政黨總裁若槻禮次郎男がその適任者であると信するを以て、その所信を披瀝し奉り、更に之に關しては、牧野大臣に御下問あらせられたき旨を以て、奉答せりと洩れ傳へられたり。

斯くて、民政黨總裁若槻禮次郎氏は、四月十四日午前九時二十分、侍從職より御召の御沙汰を拜し、同十時參内、内大臣府に於て牧野内府と會見、十時三十分、御學問所に於て拜謁仰せつけられ、後繼内閣組織の大命を拜せしを以て、謹んで大命を拜受し、閣員銓衡のためしばしの御猶豫を乞ひ奉つて御前を退下。そのまゝ同十時四十分、内閣總理大臣官邸に入り、直ちに自己を中心とする民政黨更生更開の組織に着手、先づ午前十一時十分宇垣陸相の來邸を求め、その留任を勸告せしが、陸相は辭意頗る固く、その後任として軍事參議官陸軍大將南次郎氏を推薦したり。若槻男も止むなく之を諒とし、宇垣陸相は同十一時三十五分退去。若槻男は引續き各閣僚を招致し、江木鐵相は午後零時半、南大將は同四十分、安達内相、井上藏相、幣原外相、町田農相、渡邊法相、同一時小泉遞相、安保海相、何れも踵を接して參集し、以上諸相に新任櫻内商相、同じく原拓相を加へ、こゝに閣員の銓衡を終へ、若槻男は直ちに閣員名簿を作製

し、宮中の御都合を伺ひ午後四時再び參内、恭しく閣員名簿を奉呈して退去。その結果、天皇陛下には陸軍通常禮服を召され、宮中風風の間に御出御、親任式を行はせられたり。

内閣總理大臣

民政黨總裁男爵 若槻禮次郎

外務大臣

男爵 幣原喜重郎

内務大臣

安達謙藏

大藏大臣

井上準之助

鐵道大臣

江木翼

陸軍大臣

軍事參議官陸軍大將 南次郎

海軍大臣

海軍大將男爵 安保清種

農林大臣

町田忠治

商工大臣

櫻内幸雄

遞信大臣

小泉又次郎

文部大臣

田中隆三

司法大臣

子爵 渡邊千冬

拓務大臣

原脩次郎



越えて翌十五日、武内作平氏を法制局長官に任命し、次で政務官の任命ありたり。

任外務政務次官(一)	海軍政務次官	矢吹省三
任外務參與官(二)	田中武雄	
任内務政務次官(一)	古屋慶隆	
任内務參與官(二)	小山谷藏	
任大藏政務次官(一)	田昌	
任大藏參與官(二)	前田房之助	
任陸軍政務次官(留任)	伊東二郎丸	
任陸軍參與官(二)	比佐昌平	
任海軍政務次官(一)	牧山耕藏	
任海軍參與官(二)	鍋島直總	
任司法政務次官(一)	八並武治	
任司法參與官(二)	戸澤民十郎	
任文部政務次官(一)	横山金太郎	
任文部參與官(二)	工藤鐵男	

任農林政務次官(一)	西村丹治郎
任農林參與官(二)	岡本實太郎
任商工政務次官(一)	松村義一
任商工參與官(二)	櫻井兵五郎
任逓信政務次官(一)	小池仁郎
任逓信參與官(二)	逓信大臣秘書官
任鐵道政務次官(一)	平川松太郎
任鐵道參與官(二)	末松偕一郎
任拓務政務次官(一)	中島彌團次
任拓務參與官(二)	紫安新九郎
	杉浦武雄

第二次若槻内閣は、主として前の濱口内閣の政策を踏襲せるものなり。四月十四日夜、最初の閣議終了後若槻首相は、新聞記者に對して左の如く語り。

本日、固らずも内閣總理大臣の恩命を拜し、恐懼感激に堪へません。今日は時局洵に重大なる秋で、今において適切なる施設を爲すことが、最も重大且つ緊要と存じます。私自身民政黨員で、黨の主義政策、即ち濱口前首相の諸方策に共鳴して居たのだが、今後ともその大方の針あるべき筈はありません。しかし、昨日も民政黨大會で述べた通り、政策は活物であり、時勢もまた着々進展する



から、柱に膠して琴に鼓する様なやり方のみでは、時局に適應したものはいはれぬ。故に既に定つてゐる大方針を、どこまでも確守するとともに時の情勢に順應して、適切なる施設を施さねばならぬと考へて居ます。本日は大命を拜受しまして臨時閣議を開き、今日以後は閣僚諸公と會同して、相共に最善を盡して、此趣意によつて、時局に善處したいと申合せた次第です。

若槻内閣は前内閣の政策を踏襲せしも、若槻内閣は若槻内閣としての政綱無かる可からず、若槻首相はこの點に考ふる所あり、四月二十七日地方長官會議に於ける訓示に曰く

現内閣の財政經濟政策は、濱口内閣の財政經濟政策と、根本に於て何等の差異なく、金解禁後の善後處理として、財政緊縮財界の建直しを主要なる目的とするのであります。經濟界の安定を期する爲、政府財政の均衡を圖り、その基礎を鞏固ならしむることは、尠も必要であります。且また國民の自立的活動餘力を培養致すこと、是れ亦今日の場合極めて緊切の事であります。政府は此に鑑みる所がありまして、依然として財政緊縮の方針を取らんとして居るのであります。諸君が地方財政を處理監督せらるるに當つては、政府がこの方針を以て、國政を料理しつゝあるに鑑み、これと十分なる調和を維持する様、嚴重に考慮せられなければならぬと考へます。

三整理斷行 當今の如き急迫したる時勢におきましては、行政の合理化を圖ることが最も肝要であります。しかしてこれによつて、又政費の節約を爲し得るのであります。故に従來の行政組織に相當の整理を加ふる必要があります。また一般の經濟界の不況に伴ふ國の歳入減少に應じて、これに適切なる財政計畫を樹つるは、財政の安固を保つ所以であることは勿論であります。但し、時世は常に變化して止まないでありますから、情勢に順應して、施設事項を加除整理し、以て國利民福を圖ることも、またこれを勉めなければ

ばならないのであります。更にまた經濟界に急激なる變化を生じたる結果、國民負擔の公正に缺くところあるに至つたことを認めますから、税制の建直しを致さなければなりません。因て政府は中央地方を通じて行政、財政、税制の整理を行ひ、國務執行の合理化を圖ると共に、國民負擔を一層公正ならしむるに就き、一大努力を致す考へであります。之が爲既にその調査に着手致したことは諸君の承知せらるる通りであります。諸君においても、意見の存する所は腹藏なく開陳せられ、調査の参考に供せらるると共に、その實行に當つてはこの趣旨を以て十分に盡力せられんことを望むのであります。

海軍條約 ロンドン海軍條約の結果として生じたる財源を以て、政府は該條約締結の趣旨を尊重し、地租、營業收益税、砂糖消費税及び織物消費税の減税を行ひましたが、しかも地租に關しては、従來地價を課税標準としたことを改め、賃貸價格を以て課税の標準とすることとし、専ら負擔の公平を期することと致したのであります。地方税制に關しても、國稅改正の趣旨を一貫し、大體において、従前の稅收入を維持すると共に、地方負擔の公正を期せんと企畫したる次第でありますから、運用宜しきを制し、税制改正の目的を達するに遺憾なからしめられんことを望むのであります。

社會政策 社會政策の整備擴充は、政府の最も意を用ふる所であります。議會の協賛を経たる諸施設は、固より今後漸を追うて、諸般の計畫を樹て、國民をして病貧の爲窮途に立つの不幸を減せしめんことを、期して居るのであります。失業者の救済は刻下の重要問題であります。政府は深くこれが推移に留意して、對策の周到適切ならんことを期し、昭和六年度に於ては、先づ以て失業公債を發行して、諸般の事業を行ふこととしたのみならず、失業船員の増加に對しても、亦新に補助金を支出して、授産授職の途を開くことと致しました。各位は克く政府の意を體し、管下の實狀に應じて、夫々適當なる措置を講ぜられん事を希望致す次第であります。



思想問題 學生生徒並一般男女青年の思想問題に就きましては、常に時代の趣向に留意し、適當の對策を講ずることに努力して居るのでありますが、今日においても、尙危険なる思想を抱き不穩なる實際運動に従ひ、刑辟に觸るるが如き者の容易に減退せざるは、眞に遺憾に勝へない所であります。獨り學校教育のみならず、汎く社會教育家庭教育にわたり、官民協力して、夫々適切なる對策施設を講じ、以て教育の眞の目的を達成せねばならぬことと考へるのであります。

清算の時 諸君、今や世界を擧げて、局面の展開に苦慮致して居るのであります。世界大戰は、古今未曾有の大規模のものでありましたが爲、その影響する所が極めて廣く、且つ長期に涉つたものであります。今や之を清算して、經濟界と謂はず思想界と謂はず、一新生面を開くべき時期が到来したのであります。これ等總ての基根となるものは、現下の難局に對する國民の自覺と、堅忍日重の耐久力と進取的意氣とに外ならぬのであります。國民のこの精神が盛んなれば、そこに自ら打開の途が生ずるのであります。諸君が特に國民のこの精神を指導振作するに力を致し、勇猛邁進その職責を全くせられんことを切望致す次第であります。

## 二 行、財、税の三大整理

行政、財政、税制の整理——所謂三大整理は民政黨内閣の十大政綱の中でも重大なものであり、濱口前首相時代に議會の協賛を得、議會終了を待ち之か調査會に關する官制を制定し、委員の人選を行ふまでに至りしも、その運びに至らずして若槻内閣となりしなり。若槻内閣に於てもとよりその必要を痛感する所にして、その實行要綱及委員會規則を左の如く設けたり。

一、行政財政税制の調査に就ては勅令官制に依る調査會設置に先ち、閣議決定を以て三事項に付、各別に準備委員會を設くること。

二、各準備委員會の行ふ準備調査は、遅くとも昭和六年七月中に之を完了すること。

三、官制に依る調査會は、行政財政に關する調査及び税制に關する調査會の二とし、六、七月の頃之が勅令の制定手續を執ること。

四、準備委員會の準備成るの後、之を官制に依る調査會に付議すること。

五、官制に依る調査會は、遅くとも八月中に行政財政に關する調査を結了し、之を内閣總理大臣に報告すること。

六、行政財政に關する調査各案は、九月中に閣議に於て之を決定すること。尤も單獨に引離して、成立し得べき案は、成案次第之を執行すること。

七、決定諸案を基礎として、豫算を編成すること。

八、各準備委員及び調査會は、必要に應じ關係官吏又は學識經驗ある者の意見を求むるを得ること。

第一條 行政（財政、税制）

準備委員會は、内閣總理大臣の監督に屬し、行政（財政、税制）に關する準備調査を行ふ。

第二條 準備委員會は、左に掲ぐる者を以て之を組織す。

主任委員 國務大臣二人（内閣總理大臣之を指名す） 輔佐委員（行政）内閣書記官長、法制局長官、大藏次官（財政）内務次官、大藏政務次官、大藏次官、大藏參與官（税制）同上

前項輔佐委員の外、内閣總理大臣は必要に應じ、關係各廳高等官の中より、輔佐委員を命ずる事を得。

第三條 委員會に委員補助若干人を置く。關係各廳高等官の中より内閣に於て之を命ず。



委員補助は、上司の指揮を受け、調査を補助す。

第四條 準備委員会に書記を置く。内閣に於て之を命ず。書記は上司の指揮を受け、庶務に従事す。

行政、財政及び税制の三整理は、政府の殆ど唯一の重要政策にして、その調査項目概略左の如し。即ち各省所管事項以外のもの、並に内閣所管事項の主なる調査項目として挙げられたるものは左の三項目なり。

行政事務統一 各省局課の廢合は勿論、行政組織の合理化として省の廢合、即ち鐵道、逓信兩省を廢して交通省を新設し、商工農林兩省を廢して産業省を新設し、外務拓務兩省を廢して國勢省を新設し、陸軍、海軍兩省を廢して國防省を新設するの可否等を調査すること。

俸給令の改正 一昨年中止した減俸案を大體の骨子とし、文官武官の俸給を低下せしむること。而して改正俸給に於ては一部を固定給とし、他を物價指數の騰落により増減せしむるスライディング・システムとするの可否等を調査すること。

恩給法の改正 文官受給年限の延長、恩給金額の減額、武官受給年限の延長、恩給金額の減額、恩給法納金の増額、各種恩給年金制度の改正を爲すことの可否を調査すること。

### 三 官吏減俸の斷行

官吏減俸問題は、所謂三大整理の事業の一部にして、その斷行に就ては、政府は之を調査會の議にかけず、政府の最高方針として之を行ひたり。實に官吏減俸こそは、若内閣成立直後、第一に正面したる問題にして、若内閣の大事業の第一着手と云ふべく、しか

も囂々として起れる反對運動を斷然押しきり、從來歴代内閣がその志を持ちつゝ、遂に手を染め得ざりしを敢行したるものにして、若内閣の大なる功績の一として永久に輝く大事業なり。

そもそも官吏減俸問題は昭和四年秋濱口内閣に依り試みられしも、時機未だ熟せず輿論の賛成する所とならず、あつざりと撤回して以來今日までそのまゝになつてゐたのであつた。

しかれども當時の事情に比し物價の下落、生活費の低減その他の事情は減俸を以て當然なることを示し、更に一方、政府の財政困難に處する必要あり、減俸問題は再燃すべき必然性を有せしなり。果然若内閣の成立と共に、早くもこの問題が提唱せらるるに至り、豫期の如く各方面の被減俸者側より猛烈なる反對起りしも、五月中旬を頂上として反對意見も漸次終熄し、五月末減俸に關する勅令の公布を見るに至れり。

前述の如く一度挫折せるも、官吏減俸問題は當然性を有するを以て、政府は全くこの問題を拋棄するに至らざりしが、政府首脳部に於ては一昨秋の成行に鑑み、この問題に對しては非常に慎重なる態度を持せり。(一)當時と現在とは大いに事情も異なること。(二)昭和五年度歳入激減の實情。(三)一般俸給生活者に比し、官吏の俸給が現在では割高であること。(四)小中等教員その他市町村公務員が寄附の形成により、事實上減俸されてるに拘はらず、高級の官吏が減俸されないのは、反社會政策的で思想上惡影響を及ぼす等、事務的理由はその實現を促すに十分なりき。

官吏減俸案の正式に開議に上れるは五月十九日にして、各閣僚ともに今日の場合減俸止むを得ず、可及的速かに斷行するを可とすることを承認せり。



五月二十二日の減俸案に關する閣議の内容が新聞紙上に掲載さるるや、各方面の反對猛烈を極めたりしも、政府は斷然所信を任せず、二十六日を以て減俸案は正式に確定、若槻首相は同日午後四時五十分參内、閣議に決定せる官吏減俸案の内容を内奏し、減俸斷行の已むを得ざる理由等につき委曲伏奏して退出。二十七日午前十時五分重ねて參内、官吏減俸案の御裁可を仰ぎ、午後一時官吏減俸の要綱を發表すると共に、右に關する勅令を同日官報號外を以て公布、是で難件中の難件と云はれし官吏減俸も、遂に斷行さるゝに至りしなり。當日發表されたる要綱は左の如し。

(一) 官吏は文官及び武官を通じ、その月俸百圓以上年俸千二百圓以上の者に付減俸を行ふこと。尙右より低き俸給に付ては減俸を行はざるを原則とするも、その額は右最低限の者の受くる改定俸給を超ゆることを得ざるものとする事。 (二) 減俸率の大體標準は之を次の如きものとし、數字整理上幾分の變更を許すこと。

區分	減率
親任官、勅任官	二〇〇乃至一〇〇
奏任官	
年二、四〇〇圓以上	一一〇乃至一〇〇
年二、四〇〇圓未満	一、二〇〇圓以上
年一、二〇〇圓未満	一、一三〇圓とす。
判任官	
年二、四〇〇圓以上	一〇〇乃至〇六〇
年一、二〇〇圓未満	一、一三〇圓とす。

月額百圓以上 一〇〇乃至〇三〇  
 月額百圓未満 九七圓以上 九七圓とす。

今回の減俸斷行に就き若槻首相は、五月二十六日閣議散會後、左の如く聲明したり。

本日の閣議に於て、月給百圓以上の俸給を受ける官吏に對して、それぞれ率を定めて、減俸を實行することに決しまして、取敢ずそのことを上聞に達したのであります。勅令案を以て御裁可を仰いだものではありませんから、本日はまだその内容を御話する譯には行きません。ただ政府の決定のことだけをお話申上げます。減俸は實に今日の一般國民生活の苦惱に對し、官吏も亦その犠牲を分擔して、難局の打開に努力するの止むを得ないのである、と云ふことを認めたからであります。内外一般の不況、既に昭和五、六兩年度に於て、著しく國庫歳入減を生じ、昭和七年度豫算の編成は、更に一層の困難を豫期せしむるに至りました。此の歳入不足は思ひ切つた経費の大節減をもつて、之に應じなければ遂に國民の負擔を加重することに、結着することにならねばなりません。國民負擔加重は、極力之れを避けなければならぬことは云ふまでもない。茲に於てか、政府は行政、財政、税制の三大整理を斷行し、政費を節減すると共に、國民負擔の均衡を計るの急務なるを認め、銳意之れが準備を進めつつある。此際俸給令の改正に關しては、調査成案を得たので、先づ之に手を下した次第であります。現在官吏の俸給は、大正九年物價が異常の騰貴を示した際、臨時手當を俸給に繰替へ、最高十割、最低三割、平均七割の増俸を行つたのであります。勿論時勢の進運と社會生活の向上とに鑑みれば、現在の減俸額も亦決して十分とは思はない。併し、國家の大不況に伴ふ國民所得の一般的減少を考慮すれば、幾分の減俸は社會的見地から見て、公正を缺くとは云はれません。地方自治體の公吏の如き、相次いで減俸を甘受し、同胞相救ふの純情を示してゐる。この特殊時機に



處するの途として、國家の官吏が國民の生活苦を分擔するに於て、尊き犠牲心を發露せんことを切望せざるを得ませぬ。政府は止むを得ずして減俸を斷行する事に決心した。その他の諸政策を遂行するに於ても、更に一層の責任を感ずる事萬々である。政府は減俸を實現せんとするに當り國民と共に犠牲奉仕の精神を振起し、この難局に對して堅忍不拔の國民性を發揮せんことを切望する次第であります。

本減俸は六月一日より一齊に實行せられたり。而して減俸されたる者は年俸一千二百圓以上の高等文官全部（判事は後廻し）月俸百圓以上の判任官全部、これ等に相當する待遇官吏、高等武官、判任武官の全部に涉り、給料月額百圓以上の各省囑託員も、官吏同様減額をうくることとなり、また各種加俸の類も生活費の一部となる如きものは、夫々減額支給されることとなれり。今回減俸を受けたる高等官は約三萬三千五百人、判任官は一萬二千五百人にして、うち七割以上は月二百圓程度の生活者なりき。

#### 四 恩給法改正

恩給法の改正は、行政整理事業劈頭の大事業として、幾多の迂餘曲折を経て成し遂げられたる大事業なり。

元來、我國の豫算は、民政黨内閣が苦心慘憤節減又緊縮を爲せしに拘らず、猶ほ十四億を超え、この豫算中に含まるる恩給の金額は一億三千四百萬圓にして、之に年金の一千一百万圓を加ふるときは、總額四千萬圓を超え、總豫算額の約一割に當る巨額に上り、しかも恩給額は年々二三百圓を増加し、十年目には二割一分、二十年目には四割八分を増し、三十五年目には現在の倍額にたり「恩給亡國」の聲起るも亦當然なりと云ふべし。

故に過去歴代の内閣も、屢々是が改正を試みんとせしも、何れも猛烈な反對を豫期し、所謂觸らぬ神に崇りなしと徒らに手を束ねて推移し來れり。而して若槻内閣成るに及び、敢然として之が改正を斷行したることは、没すべからざる大功績の一にして、如何に現内閣が世の紛々たる毀譽褒貶に超越し、國家の爲に所信を貫くに忠なるものあるを知るに足るべし。

世上或はその改正の結果に見て、動もすれば政府の改正が微溼的なるかの如く説き、又反對の聲の高かりしことに依りて、政治的に失敗したりとなすが如く説くものもあるも、反對は固よりその當初より期待せられた所にして、之有るが爲に過去歴代の内閣之が改正に怯懦なりしを思はば、是が百倍の反對を聞くと雖も、政府の鼎の輕重に毫末の影響する所なきは勿論なり。又その改正額が當初の期待に比し、多少少額に止まりしにもせよ、そこに政治的妙諦の有する所以にして、恩給法改正の政治の一部を爲す以上、之に依つて政治の全部を打ち毀す必要なきは自明の理なり。

以下の記述に依り、恩給法の改正が如何なる迂餘曲折を経たるかを想はば、今回の改正が寧ろ燦として光彩を放つ成功と爲すに異論なきを信するものなり。

現行の恩給法は大正十二年に改正せられたるものにして、大正十二年の改正と、それ以前の改正論議とは、今日と全くその趣を異にし、恩給を受ける者の立場より提起せられたるものにして、従つて恩給の増額、各種恩給間の均衡問題がその中心をなしたり。然るに大正十二年の改正以後に於ける、恩給に關する論議は、累年著しき増額を示す恩給に對する國庫の負擔を、如何にして輕減すべきかが、殆んどその總てにして、恩給亡國論、恩給廢止論等極端なる議論さへ生ずるに至れり。

且亦日露戰爭の影響を受け、受恩給者及び恩給金額の激増したる明治四十一年に於ても、猶ほ年額約一千六百萬圓に過ぎざりしが、



僅に二十三年後の昭和五年末に於ては、一億三千四百萬圓を越ゆるに至り、實に八倍餘の増加を示せり。而してその人口に在りては、明治四十年の二十萬人が昭和五年には三十五萬人となり、その増加は約一・七倍に過ぎざるに、この間に行はれたる數次の恩給の増加更生が如何に急激に恩給負擔の増加を招來せしかを知るべし。

前述の如く恩給扶助料の増加率は、今假りに年々三分の増加とするも、昭和二十年には既に二億圓に達すべく、又假りに最近五年間に於ける平均増加率たる年二分の比率を以てするも、猶ほ昭和二十年には一億八千萬圓に達すべく、恩給増加の趨勢は實に驚くに足るものあり、政府が行財政整理の手始めとして恩給法の改正に着眼せしは、右の事情に鑑み洵に當然なりと云ふべし。

然れ共今回の恩給法改正に於て、對軍部の關係最も重大問題なるは云ふまでも無く、之が爲に原案成るに及び、井上蔵相も特に軍部の諒解を求むる所有りし次第なるも、陸軍省方面に於ては、今回の改正を以て軍部の特異性を無視したるものとして強硬なる反對意見を持し、陸海軍共同を以て反對意見を貫徹せしむる意嚮を示し來れり。初め海軍側の意見として傳へられし所は

一 恩給年限に關しては、文官十五年より二十年とし、五年延長せば、その比例に従ひ武官は十一年より十四年六箇月とし、十五年または十六年案に對しては絶對反對すべき事。

二 今回の恩給法の改正は、優遇せられざる准士官以下には及ばざること。

三 受恩給年齢につきては、武官進級の關係より、五十年案に絶對反對し、三十四五年度とすべし。

と云ふに在り、陸軍も亦

一 武官の恩給年限十一箇年を十六年に延長する案に對して、海軍側と等しく頗る不滿なり。十五年以上には絶對に賛成出來難し。

二 武官の恩給基礎額を決定する別表を改正して、文官のそれと大差ならしむるの案に對しては、軍部の特種性を最も無視したるものにして、かくては戰場に馳驅する武人をして、後顧の憂を抱かしむることになり、士氣に影響すること重大なり。

となし、特に恩給算定の基礎に就き、強硬なる意見を有し、即ち受給年限の延長並に納付金制度の設定につきても反對なれども、文武全般にわたる改正なれば、己むを得ず承服せんも、文官同様退職當時の俸給を基礎として、恩給を計算するに至らば、文官に比して恩給の著しく低き武官としては、俸給金を改正し文官同様とするにあらざれば、到底承認せず、と主張せり。

恩給法改正問題に纏はり、委員會對軍部の論議の焦點は自から「準備委員案による恩給法改正は、同法制定以來の傳統的精神たる武官に對する特異性を全く無視し、文武官とも同様均等に取扱はんとする趣旨に出でたる」事に歸すべく、これに對し政府側が(一)軍部の特異性は根本精神として認むる。(二)然し國庫財政の状況により、これが通用に當りては、自から緩急あるをもつて軍部の主張を主義として容認するとせば、細目の數字關係は別とするも、とにかく根本的妥協成れる次第にして、政府の意向も之に傾きつつあり。軍部も又、軍政改革案と、本年度節約案との折衝を有利に導く爲に、本問題に於ては多少政府の顔を立てるべしと觀られしが、第三回の折衝當日たる八月十日の準備委員會に於ては、陸海軍兩方面とも、頗る強硬なる態度を以て反對を表明せり。

當日先づ小林海軍次官は軍部を代表して

前二回の會合で、改正案の趣旨はよく諒承した。誤解はあるまいが、軍部は決して遮二無二に恩給法の改正に反對といふのではない。將來國家財政上、現行制度でいけないといふ事なれば、これに順應する覺悟がある。豫備役、後備役にある軍人に對して、國の要求するところは、退官された文官に對するものとは全く相違して居る。軍人が現役を去るのは、豫後備役を包含して、完成する國



軍編制上の必要から若き能力ある者をも淘汰する場合が多い。この軍人の特異性は公正に認められたいと思ふ。さうせぬと軍の建制を壊し、士氣に影響を及ぼす事を恐れるのである。軍人は現役にある者もやがては在郷軍人となり、共に共に同一の奉仕状態に服するので、同一の出征準備同一の軍事研究を要求してゐる。その間に國家の待遇が區々にわたる事は、これを避けたいと思ふ。と總括的に改正案には同意し難き旨を述べ、次に軍部側の對案として左の如き修正意見を提示したり。

- 一 受恩給基礎在職年數(イ)士官十五年(ロ)准士官以下十一年現行法通り(ハ)判任文官十五年(現行法据置)(ニ)高等文官二十年(改正案通り)とすること。
- 二 武官の受恩給最高在職年限を五十年とする。
- 三 年金及び恩給の停止については別に意見なし。
- 四 恩給の重複支給の防止制限は趣旨において同意する。但し傷病賜金受給者については、適用しないこと。
- 五 植民地在勤加算年改正の趣旨には同意するが、本問題は在勤加俸の改正と相俟つて解決するを要す。
- 六 現在受給者に對する取扱は、軍人として再任の場合においては、該再任後の在職年數が無効にならぬやうにする事。
- 七 恩給額は原案によれば文武官共に甚だ少額に失す。元より財政的效果を考慮すべきも、なほ一層増額の必要あり、惟ふに恩給制度改正は、一面財政的要求に基くも、他面公務員の實狀を無視すべからず、原案は餘りに財政的要求に偏する嫌がある。
- 八 現在職者に對する經過取扱は、年限延長並に基礎俸給の改定と相俟つて、合理的に解決すること。即ち原案によれば各公務員の在職年に對する恩給額を基礎俸給の百五十分の五十とし、二十年に足らざる場合は、一年に付基礎俸給の百五十分の一を減ずること

になつてゐるので、武官の十六年にして受くる恩給は、基礎俸給の百五十分の四十六に過ぎず、甚だ酷に失す。よつてこれを修正して、士官の年限を十五年とすると共に、恩給の計算は從來の十一年よりこれを始め、十五年まで支給を停止すること。従つて十五年における恩給額は、百五十分の五十四とすること。文官もこれと等しく十五年より恩給計算をはじめ、二十年まで停止する、よつて二十年における恩給額は百五十分の五十五とすること。

九 國庫納金は准士官以上のそれを容認すること。

但しこの場合においても、納金制度の起源に鑑み、兵役義務者及び廢兵待遇審議會の答申中にあるが如き、扶助料及び傷病賜金の財源となすこと。

十 その他の點については意見なし。

なほ陸軍側の中井恩賞課長も、軍部としては建軍の本義に背戻する如き改正は、絶対に承認する能はずと補足し軍部の決意の程を示せり。

而して軍部の最も重視せるは恩給法改正の眞因が、財政的效果を擧ぐるを以て第一次目的とし、自餘の點はこれを粉飾するために加されたる議論に過ぎず、然るにその財政的效果すら、二十年後に現はるのみ、目下の急務たる赤字埋めには何等の役にも立たずとし、もし赤字補填のためならば現職者に減俸をしたる如く、受恩給者全部に對し、多きに失せざる範圍内において、減額するが至當とすべく、例へば受恩給者に五分の減額を爲さんとせば、千二百五十萬圓を捻出するを得。これをなし得ずして、二十年後の改正をなさんとするが如き改正案に對しては、絶対に承認すること能はずとの根本精神に立脚せるものなりと謂はれたり。従つて軍部としては各



項目につきましては、要するに軍部が提出したる對案を以て、最低限度の要求となし、殊に恩給金額を現在に比し著しく低下せんとする點につきては、絶對に同意し得ずと強硬なる態度を保持したりき。納付金制度の新設には、文官側が百分の一を増加することに反對の空氣濃厚なるを看取し、文官側にして應諾せば、武官の方も主義は別として之に應ぜざるにあらず、年限問題に就きては斷然譲る必要なしと云ふにありき。

かくて去る大正三年以來、歴代内閣の懸案たりし、恩給法改正問題が、若槻内閣によつて改正されんとする際、果然陸海軍の猛烈なる反對により、これが改正、ひいては内閣の運命にも一抹の危機を傳へらるるに至りしが、行整準備委員たる川崎書記官長、竹内法制局長官等は南、安保兩大臣並に杉山、小林兩次官等と會同種々折衝を重ね、八月十四日には川崎局長は軍部に對して妥協私案を示し、これが互譲により解決に奔走した結果、十七日の會見において兩軍部より、これが回答案を示し種々協商の末、大體兩者の意見に一致を見、さしにも騒がれたる同問題も漸く解決の域に到達したるなり。

而して八月二十日の閣議に決定したる恩給法改正要綱は、左の如く二十一日内閣より發表されたり。政府はこの恩給法の改正案と、判事減俸法案を第六十議會に提出する事に至りしが、判事に對する恩給に就きては、この恩給法改正により、俸給令改正後一年間の中にとひ減俸不承諾のまゝ、餘年その他の事由を以て辭職したる者に對しても、減俸者と同様、恩給の基礎を遡及することとせり。

## 改正恩給法案

一、年金恩給の基礎要件たる在職年數の延長 准士官以下の軍人を除く他の公務員に對し、現行法の年限を延長する事。即ち文官、

教育職員及び待遇職員の現行十五年を二十年に、士官以上の軍人の十年を十五年に、警察監獄職員の十年を十一年に改む。國務大臣の在職年數に關する特例は之を廢止すること。

二、年金恩給の割合の變更 文官、教育職員及び待遇職員は在職二十年に對する年金恩給額を、基礎俸給の百五十分の五十一の額とし、在職年二十年以上一年を加ふる毎に、基礎俸給の百五十分の一を加へ、軍人、警察監獄職員は、在職年十五年に對する年金恩給額を、基礎俸給の百五十分の五十の額とし、在職年十五年を越え、又は下る一年に付、基礎俸給の百五十分の一を加へ又は減ず。而して、各公務員を通じ最高恩給額を基礎俸給の百五十分の九十（文官、教育職員、待遇職員は在職年五十九年、その他の公務員は在職年五十五年）とすること。

三、年金恩給の停止 年金恩給を受くる者、他に勤勞所得（所得税法第十四條第一項第三號及第五號に掲ぐる所得）ある場合に恩給金額と勤勞所得年額との合算額が、一萬圓を超過するときは、その超過額に相當する恩給を停止すること。

四、恩給重複支給の制限 一時金たる恩給を受けたる者、後に年金恩給を受くるに至りたるときは、前に受けたる一時金たる恩給の全額、又は幾分を年金恩給中より返還せしむる方法を設くること。但し扶助料に及ばず。

五、植民地在勤加算の變更 現行の加算割合一月に付、半月を四分の一月に改め、植民地相互間の轉勤は、之を引續きたる在勤と看做すこと。

六、現給受給者に對する取扱 現在の受給者の恩給額は之を更正せず、將來再任したる場合は、その全在職年に付、七の現給受給者に對する經過的取扱に準じて算出したる金額を、その恩給額とすること。



七、現在職者に對する經過的取扱（イ）新法の規定に依り、普通恩給を受くべき最短期間に達せざる者の舊法時代の在職年は、文官教育職員及び待遇職員にありては拾五分の二拾、軍人（准士官以下の軍人を除く）にありては拾一分の拾五、警察監獄職員にありては拾分の拾一を乗じて換算し、改正後の在職年と合せて、新法所定の年限を超ゆるときは、之に恩給を給すること。（ロ）普通恩給の金額は恩給法改正前の在職年月數の中、舊法に依り普通恩給を受くべき最短期間に達する迄の年月數に對し、軍人は十一分の十五、警察監獄職員は十分の十五、その他の公務員は十五分の十九を乗じて、換算したる年月數と、殘餘の在職年月數とを加へたる年月數に對し、新法の規定を適用して算出したる金額とす。但し文官教育職員及び待遇職員にして、右方法による計算の結果、在職年月數十九年以上にして、二十年に満たざる者に對する恩給額は、基礎俸給の百五十分の五十とす。

八、國庫納金 従來國庫納金（または地方經濟への納金）ある公務員に對しては、俸給の百分の二の納金に改め、未だその制なき公務員（兵卒を除く）に對しては、新に俸給の百分の一の金額を納付せしむること。恩給法第十八條第三項の地方經濟に對する國庫交付金に關する規定を削除すること。

九、恩給負擔の分擔 分擔制度を一時恩給に擴張し、また宮内省との間にも分擔を創むること。

十、特種勤績加給の變更 教育職員、警察監獄職員に對する勤績加給及び各種公務員に對する外國勤績加給の割合を、現行の約三分の二とし、外國勤績加給及び教育職員勤績加給は在職二十一年目、警察監獄職員勤績加給は、在職十二年目よりこれを開始すること。

十一、基礎俸の制限 退職當時の俸給を恩給額算出の基礎となす。現行制度は退職の際に於ける昇給の濫施を招き、徒に恩給支出を

膨脹せしむるのみならず、その間不公平を免れざる實狀なるを以て、退職の際に行ふ昇給は原則として、一階級に止むること。但し昇給に關する事項を恩給法に規定するは適當ならざるが故に、これが措置は俸給に關する規定の改正に譲るものとす。  
十二、教育職員に對する特例の撤廢 教育職員に對する在職年通算及び再就職に依る恩給停止に關する恩給法第九十九條の特例は、將來に向て之を廢止すること。

右の如く今回の恩給法の改正は、十二項目に亘れり。その主眼とする處は

- 一、恩給の基礎要件たる在職年數の延長。
- 二、恩給の割合の變更。
- 三、年金恩給の停止。
- 四、國庫納金制の改正の四項である。

而して最も大きい改正とすべき恩給年限の延長、及び恩給の割合の變更するに

一、文官 教育職員及び待遇職員年限は、現行法の十五年を何れも五年延長して二十年に改め、率も十五年で退職當時の俸給の百五十分の五十の割合であつたのを、二十年で百五十分の五十一の割合に改められた。五十一なんて端數が出たのは軍部の妥協案を容れた結果、文官の方が歩が悪くなるので、百五十分の一だけ原案より引上げて、文武官との均衡をとつたためである。

二、軍人 現行法では軍人は階級の上を下を問はず、十一年を恩給年限としてゐるが、改正案では士官以上と准士官以下の年限は現行法のまま据置き、唯その率だけ十一年につき現行の百五十分の五十から百五十分の四十六に引下げた。士官の方は年限は現行法より



四年延長して十五年と定め、率は十五年につき百五十分の五十の割合と改めた。

三、警察、監獄職員 年限は現行法の十年を十一年に改め、率は軍人の准士官以下と同様に、十一年につき百五十分の四十六となつてゐる。

これを要するに年限は夫々延長され、一面において恩給の割合は、何れも現行法より減率さるるに至れり。この點政府の自負する處なり。國務大臣も一般文官同様二十年を以て恩給年限とせり。實際問題として二十年國務大臣を勤むる事なきを以て、結局大臣に恩給なしと云ふべし。次に新味あるは、年金恩給の停止制なり。即ち、退職後民間會社に入り、大枚の給料賞與を受くる者に對しては、その所得（勤勞所得）と恩給年額を合し、一萬圓以上に達するものにつき、超過額に相當するだけ恩給を停止することとせり。國庫納金制は、從來文官及び恩給法第五十九條に定めたる者のみ適用され、率も月給の百分の一と定められしが、改正案にては、既に納金制の適用をうくる文官その他につきは、納金の率を倍加して百分の二とし、一方現行法にて納金の義務なき軍人（但し兵卒を除く）警察、監獄職員、小學校教視等には、新に國庫に納金する義務を課し、その率は恩給の百分の一とすることとせり。

改正の重なる點は、大體上記の如くなるも、今回の改正はすべて現在恩給を受くる既得權者の利益を害せざる建前なるを以て、何等の影響をも及ぼさざるなり。現在官途に在る者は、改正法を適用さるる次第なるも、経過規定を設け、その利益を尊重したり。例へば改正法施行の際すでに十二年間勤続せる文官は、現行法によれば、更に三ヶ年を以て恩給年限に達する筈なるに、改正法によれば更に八年間勤むるを要する理となるを以て、舊法時代の在職年十二年に十五分の二十を乗じて、これを十六年に換算し、従つて殘四年を以て新法による恩給年限二十年に達したるものとし、恩給を與ふることとしたり。これを一般的にいへば、新法の規定により、恩給を受

くべき最短期限に達せざるものは、舊法時代の在職年に文官教育職員及び待遇職員にありては十五分の二十、軍人（准士官以下を除く）にありては、十一分の十五、警察監獄職員にありては、十分の十一を乗じて換算し、改正後の在職年數を合し、新法所定の年限を超過する時は、これに恩給を給することとなせり。恩給の金額につきても、割合を變更したるを以て、これまた経過規定を設け、同様に受給者の利益を保護することとせり。

## 五 軍制改革案

軍備縮小を要望する國民の聲は相當強きものあり、前濱口内閣は十大政綱の一としてその實現を期したり。併し國民の普遍的にいふ軍備縮小とは、軍備そのものの縮小を要求するにあらずして、經費を節減縮小せんが爲の手段の一としての軍備縮小の要求なりと見らる。故にもし軍部に於て、その國防體系の整備その他に依り、同一の威力を保持し、しかも經費を減少し得るならば、國民の大多數は必ずや満足するに至るべし。尤も、一部特別の見地より軍備の縮小を説く者は、それは姑らく措き、ともかくも國民大多數の希望は、軍部威力の縮小にあらずして、經費の縮小にありしなり。

而して濱口内閣以來、陸軍に於ても省内に軍制調査會を開き、その後二回に亘り經費の節減を強ひられ、それが爲め軍制調査會の目的の一たる軍事費の輕減は困難に陥り、單に編制裝備の改善充實のみを目的とせざるを得ざる結果となれり。

若槻内閣成立後出も無く出來上りし軍制改革草案は、引き続き陸軍三長官會議に上りしが、同案を指して世論中「軍改革案に依つて一文の金も浮ばない」との批難は、或はなほ軍部に求むる所のもの残りしにせよ、前述の事情より考ふれば、之を強く責むる事も亦酷と



せざるを得ざる次第なり。

昭和五年度の豫算に、輕減の實を示すべく絶對的に期待をかけられし宇垣陸相は、耳を疾んで休養久しきに互り、爲に遂に昭和六年度豫算案に間に合はざりき。かくて昭和七年、軍縮に關してジュネーヴに國際會議開かるに至り、陸軍首腦部では、軍制の徹底的改革は即ち現在の國防力の低下を意味し、それは列強相共に實行するに非ざる限り、到底實現は不可能にして、列強の如何に關せず、我國獨り之を爲すは、國防上重大の缺陷を生ずることは當然なりとせり。故に陸軍縮小問題は、昭和七年二月ジュネーヴに開かれる國際聯盟軍縮本會議に於て、各國との間に十分審議したる結果を待ち解決する外はなしとの意見を持せり。

政府としても、是等の點には夙に考慮を拂ひし所にして、濱口内閣の末期に於て、三大整理調査問題が具體化せし際、與黨幹部より今回の三大整理は軍制改革にも及ぶかと政府の意見をただしに對し、政府としては軍制は軍部との協調を要する微妙な問題なるを以て、今回の三大整理調査會に於て之に觸るるや否や、なほ考究中なりと答へたりき。勿論、政府としても軍事費の輕減は大いに希望する所であり、爾來殆んど執拗に見ゆる程、陸軍に向つて節減の要求を續けたり。

この行財政整理の對象に、陸軍縮小をも置かんとする與黨の意見に對し、陸軍側は現在軍制調査會に於て軍制改革に就いて案を練りつゝあるに對し、この上更めて行政整理の對照とするは絶對に反對なりとし、陸軍としても、現在國家の財政窮乏の際なるを以て、元費の節約には何等の異論無く、昭和四、五年度に於て各省に劣らぬ節減、繰延べを行ひたる程なり。故に之以上陸軍より經費を捻出せんとせば國防力の低下を來し、陸軍が單に一二隣接國のみを目標とする時代にあらざるを力説し、かの歐洲大戰にありては、大西洋を越へて米國は歐洲大陸に數百萬の軍隊を輸送したる活例もあり、今後は世界的に軍縮協定をする以外に軍縮の方法は無く、それには先

づ海軍の主力艦を全廢し、遠距離の國家間に海戰の出來ざるやうにするの要あり、主力艦を全廢せば、陸軍の海上輸送も困難となり、従つて陸軍も昔日の如く隣接國のみを見るを以て足り、大いに縮小の餘地ありとして、専らジュネーヴの軍縮會議へ期待を懸け、現在のままにては到底軍縮の餘地無きを強調したりき。

かくて濱口内閣の總辭職となり、次いで若槻内閣成立し、宇垣陸相に代りて南陸相就任するや、現在の陸軍力は最低限度のものなりとの論據より、今回の軍制改革に際し、兵員、馬匹等を減少すると、之に依つて生ずる剩費は悉く之を裝備の改善充實に充つる決心にして、直接國防力に關係なき方面、即ち減俸、在外（植民地）手当の整理、賞與の減額、官衙學校等行政關係方面の整理、諸經費の組替、繰延、整理（國防充實費の如き直接國防に關するものを除く）等に就ては各省並みに、極力三大整理と歩調を合せ、軍事費の節約を圖る意嚮なりと云へり。

右に依りて、陸軍側の意見の大體を窺ふに足るべく、斯くして四月下旬の初め、國民監視の的となりし軍制改革案は、幾多の迂餘曲折を経たる後、六月二十七日、南陸相、金谷參謀總長、武藤教育總監の三長官會同、最後の決定を見るに至れり。大要左の如し。

軍務改革の目的 國軍の内容の充實と刷新を、もつとも經濟的にするといふのが眼目であるが、これには極めて巨額の經費を要する。即ち現在の部隊をそのままにして裝備の改善をせよとせば、八億圓乃至十二億圓を要することになつてゐるが、かくの如き巨費は到底支出せられべきものでないから、勢ひ現在の豫算の範圍内においてやり繰りしなければならぬ。よつて所望の編制裝備をしようとしても、完璧を期する譯にはゆかぬ。單に人馬の減少、部隊の改廢により捻出せられる經費によるの外はない。然も人馬の數を減ずることは、平時兵力の減少を意味し、平時兵力の減少は直に軍の根本をなす作戰計畫に動搖を來し、かつ機械力を以て人馬の能力



を全部代行させることは出来ないといふ悩みもあつて、思ひきり減員を断行することも出来ない。故にまづ減員の目標を、略々二個師團に匹敵する数として、更に官署學校の廢合により生ずる經費を以て、新裝備に充當することにした。

編制の改善 現在の戰略單位は師團で、師團数は十七師團になつてゐる。この平時師團数が常に問題になるので、もしこれを直ちに幾師團かを減ずることが出来れば、簡単に經費の捻出も出来るのであるが、作戰部たる參謀本部は、減師には断然として反對してゐるので、やむを得ず各部隊から若干づつ減員して行かねばならぬ。然も各師團均一に減員するとなれば、戰略單位が縮減されて、作戰の目的に合致しないやうになる。ことに於いてか、歐洲に大戰前ドイツが採用してゐた、戰略單位に等別をつける案を採用するのやむを得ないやうになつた。即ち現在の戰略單位の如く、歩、騎、砲、工、輜重、鐵道、電信、飛行の各部隊を網羅するものと、歩兵、騎兵、砲兵のみの部隊を作り、かかる部隊二個を合し、更に別に輜重、工兵、飛行隊等は後方に控へさせるやうにし、これ等全部を合した部隊を一戰略單位とする案、あるひはその一部をなす歩兵、騎兵、砲兵の部隊を一戰略單位と看する案等があり、もし右歩、騎、砲兵部隊を戰略單位とすれば、これを輕師團と名づけることも出来る。かういふ戰略單位に現在の戰略單位たる師團を併せ設置して、作戰用兵の妙味を發揮せしめることになつた。

次は機械化兵團の新設である。戰車、自動車、裝甲自動車に機關銃を裝備し、馬匹を使用せず戰場を自由に馳驅し得る機械化兵團は、陸軍が久しき以前から計畫してゐた處であるが、これには甚大の經費を要するのと、陸軍の想定せる豫備戰備が果して歐洲大戰の戰備と同様に驅使し得べきものなりや否やにつき多少の疑問がある。よつてまづその共幹部隊のみを設置し、戰時にはいつでも機械化兵團となし得るやうにして置くことになつた。

第三は航空隊の増設である。航空機の数は列強のいづれに比するも立ち後れの狀況であるから、これが増設は軍制改革とは離れてもその必要を認められてゐた所であるが、飛行一聯隊は一師團分に相當する經費を要するので、これまた所望の部隊数を増設することは出来ず、かつ現行使用の偵察機、戰鬥機には改善を要すべきもの少なからず、かたゞ新設部隊も最少限度に止めざるを得ないやうになつた。

裝備の改善 現在の裝備は、歐洲大戰前における獨佛等のそれと大差なく、殊に火砲（機關銃、歩兵砲、野砲、山砲）においてはその質において劣るのみならず、量においても甚だ心許なき狀況にあり、これが充實な急務中の急務とされてゐるが、野砲の如きは付屬品等を加ふれば、一門に數萬圓を要するので、これも全部所望の數だけをそろへることは不可能である。けれども砲身の改造、その他によつて充實を期せんとするものである。毒ガスの使用は、條約により表面禁止されてゐるに拘らず、各國いづれも研究に没頭し、殊に露國の如きは、兵卒全部にガスマスクを配付し、ガス中隊まで作つてゐる程であるが、わが陸軍では試験的に、極めて一小部分に防毒施設を使用してゐるに過ぎない状態に鑑み、今回はこれをやや大規模に使用、防禦兩方面の充實を期せんとするものである。

朝鮮へ師團増設 朝鮮に師團を増設すべしとの軍部の輿論は、かつて朝鮮軍司令官の經驗を有する南陸相、金谷參謀總長がもつとも痛感してゐるところで、幸ひ陸軍の事情に精通せる宇垣大將が朝鮮總督になつた際であり、これを實現せしむるには絶好の機會であるが、一師團を増設するとしても臨時費に巨額を要するので、一時に移轉せしむることは、事實上不可能である。さりとて徵募管區等の關係から、少しづつ移轉せしむるといふことも事務的に難點が多い。よつてこの問題は、主義として朝鮮に一師團を増設すると



いふことにして、その具體的方法は擧げて陸相に一任したが、結局現在の朝鮮師團と同様に、當置制を採用することになる模様で、内地から移轉される師團としては、差し當り京都第十六師團あたりが候補にあげられてゐる。

官署學校の廢合 陸軍省參謀本部及び教育總監部の、いはゆる三官署以外、時代の進運に伴ひ増設された幾多の官署が雜然と配置されてゐることは、能率増進の上にも防衛されるところが少くないので、これが廢合を計ると共に、學務方面においても、幼年學校の如き現にさして必要のないものはこれを廢止して、幾分でも經費の捻出に充てることにした。

在營年限短縮問題 歩兵と特科兵とは、青年訓練・學校教練終了者に對する在營期間に開きがあるのを、單一にしたい希望は軍部の久しく考慮せしところであるが、代償施設なくしてこれを實施することは難視せられてゐたが、今回は特科兵の一部に在營期間の短縮を實行することになつた。

大體右の如く、今回の軍改革案は本質的に全部決定承認を見、十二月三日正式軍事參議官會議に於て全部原案を承認し、さしも難事を極めたりし改革案も、全部こゝに確定するに至れり。

## 六 濱口前首相の逝去と若槻内閣の總辭職

一、濱口前首相遂に薨す 内閣更迭を餘儀なくせしめたる濱口前首相の再入院は、爾後横臥八十六日傷も漸く癒えし故、六月二十八日夜、思ひ出深き帝大病院の鹽田外科より、久世山の自邸に移れり。

その夜の感想として、濱口氏は中島氏を通じて曰く

氣候も暑くなつたし、又からだを動かせる状態になつたので、醫者の奨めで自宅で療養することとなつた。九十日間（正確には八十六日だが）の病院生活で、世間とは實際没交渉であつた。面會も家族と近親を除いては之を禁じられたので、世間の出來事は新聞で概略を知つたのみである。今後は自宅を病院の延長として十分に治療に努める考である。總理大臣も民政黨總裁も辭した自分に對しても、國民は前に比しても、少しも變らず同情してくれた事は、深く感謝する次第である。

と語り、爾來「自邸を病院の延長として」療養に専心し再起の日を期し、鹽田博士も亦

ガーゼはまだとれないが、之を取るまでには今後一箇月を要するだらう。しかし次第に恢復に向つてゐることは確かである。轉地療養はガーゼがすつかりとれてからならう。

と、再起の日あることを楽しみ待つかに見受られたり。

かくて靜養に精進したる爲に、退院當時はその經過良好にして、青葉かほる庭前の散策などやり、食欲も健康時の如く順調となり、長い看病に疲勞せし夏子夫人始め、ニューヨークより歸朝せる雄彦氏夫妻等も、漸く安堵の胸をなでおろし、今少しく經過良好になるを待ちて、適當なる温泉地に轉地する豫定なりしに、八月半ば頃に至り急に發熱し食欲も漸次減退、加ふるに老齡の事にて、最初の傷口は都合よく癒着したるも、二度目の手術の經過はかばかしく、薨去の前兩三日頃より、熱も下り食欲も多少出て來れるを以て、この分にては涼風と共に快方に向ふに至らんと、やや愁眉を開きしも東の間に於て、所謂燭の消えんとするや、暫らく明らかなると同様の容體にて、八月二十六日午前より病症急變、午後二時十五分危篤の状態となり、若槻首相が同三時急遽病室へ駆けつけたる時は、時既に遅く、三時五分遂に溘焉として雄魂空しく去れり。



願れば氏が昨秋十一月十四日、岡山縣下に於ける大演習に赴く途中、東京驛頭にて兎漢佐郷屋留雄に射撃されしより、實に二百八十六日なりき。

薨去の日、午前十一時半急を聞きて駆けつけたる鹽田、稲田、眞鍋三國手の顔を見たる時、濱口首相は鹽田博士の顔色に依り、既に絶望を觀念し「永い間お世話になりました。これも因縁だから仕方がない」とて長い病床にやせ細りたる手をさしのべ、最期の言葉を交し、枕頭を守る夫人、愛息愛嬢達を仰臥せるままちつと見回し「皆、居るか、顔を見せてくれ」と静かな言葉、夫人をはじめ家人全部、愛孫達までちつと顔をのぞくや、前首相はしつかりと、一人一人に對して懐しげにひとみを向け「永い事お世話をかけた。これまでよく盡してくれた」とはつきりと心よりの最後の別れを述べ、やせ衰へし顔に満足の色見られ、死に直面しつゝ少しの取り亂せる様子もなかりき。

この時、若槻首相及伊澤多喜男氏相前後してはせつけ、伊澤氏が「濱口わかるか」と顔を眞近に寄せたるに、かすかにうなづく如く見え、かくして死の瞬間に至るまで意識亂れず、去る六月二十八日退院以來、自分の部屋ときめたる階下奥十疊の間を懐し氣に見回しつづつ歸するが如く、また眠るが如く、大往生の瞑目せり。

その日久世山の濱口邸に、眞さきに駆けつけたるは若槻首相なりき。續いて、田中文相、原拓相、町田農相、一木宮相等や親近者續々とつめかけ、更に政友會の大養總裁、久原幹事長等の代理、頼母木、富田、川崎、鈴木民政黨代議士等、殊には故人と縁故深き前警視總監丸山鶴吉氏等相前後して、狭き邸内は上を下への混雜なりき。この日横濱本牧の別荘に赴く途中本牧街道にて、濱口氏の急變を聞きてそのまま引返したる安達内相は、午前五時前「あゝ間に合はなかつたか」とつぶやきつゝかけこみ、五時半に霞ヶ浦より飛行機

にて歸來せし小泉選相の姿は取り分け悲壯なりき。

故濱口雄幸氏は高知縣士族水口胤平氏の三男、明治三年四月一日生れ。少年の頃濱口義立氏の養子として同家に入れり。高知中學、第三高等中學校を經、東京帝國大學法科大學政治科に入り、明治二十八年卒業、高等文官試験に合格、直ちに大藏省に入り、山形縣收稅長、司稅官、大藏書記官、同參事官、松山、熊本、東京各稅務監督局長、專賣局長官に歷任。大正元年十二月第三次桂内閣には、後藤選相の下に遞信次官となりしが、わづか四十日にして内閣瓦解の爲官を辭し、二年餘いはゆる浪人生活をはじめて送れり。

同三年四月大隈内閣成立し、若槻選相の下に大藏次官に擧げられ、四年三月の總選舉に於て、始めて代議士として郷里より選出せられ、大藏省參事官となりしが、同年八月内閣と共に辭職、六年寺内内閣の下に行はれたる總選舉に落選の憂目を見しこともあり、以來苦節十年在野の一黨員として黨のために働けり。大正十三年加藤（高明）内閣成立するや、大藏大臣としてはじめて入閣し、同五年若槻内閣において内務大臣、昭和二年五月民政黨が新たに組織されるに及び推されて總裁となれり。

昭和四年七月二日、内閣組織の天命を拜して總理大臣となり、民政黨内閣を組織したるも、昨年十一月十四日朝陸軍大演習のため岡山に赴くべく、東京驛より西下せんとする時、兎漢佐郷屋留雄の射撃に遇ひ、直ちに帝大病院に入院、漸く危地を脱したりしが、總理大臣並に民政黨總裁を辭して、去る六月二十八日同病院を退院、以來小石川久世山の本邸に靜養を續けたりしなり。

前首相濱口雄幸氏危篤の趣天聽に達するや、陛下には痛く御軫念遊ばされ、午後三時三十分葡萄酒を御下賜、八田侍醫を御差遣ありたり。

而して遂に薨するや、長き邊にては前首相前官禮遇濱口雄幸氏の多年政界に盡したる顯著なる功勞を思召され、二十六日付次の通り



位階昇叙の御沙汰あらせられたり。

正三位勳一等(旭日桐花大綬章)

濱口 雄幸

敘正二位(特旨を以て位二級被進)

尙二十九日執行の葬儀に先立ち、二十八日午後二時、勅使として海江田侍従を久世山の同氏邸に差し遣はされ、靈前に優渥なる左記御沙汰書を傳宣せしめられ、同時に神饌、御神一對を下賜、玉串を捧げしめられしが、皇后陛下にも、同十分岡本事務官を、皇太后陛下にも同三十分西島事務官を、それ／＼同邸に御差遣の上御神一對づつを賜はり、玉串を捧げしめられ、更に、二十九日の葬儀當日も三陛下には日比谷の齋場に勅使並に御使を差遣はされ、玉串を捧げしめられたりき。

故前内閣總理大臣正二位勳一等濱口雄幸ニ賜ヘル御沙汰書

純忠國ニ報イ朝ニ野ニ赤誠人ヲ動カス公ニ私ニ力ヲ財務ニ盡シ若ニ三省ノ要職ヲ歴心ヲ憲政ニ致シ遂ニ内閣ノ首班ニ列ス克ク朕ノ嘉頼ニ叶ヒ正ニ國ノ重望ヲ負ヘリ遽ニ溘亡ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘン宜シク賻ヲ賜ヒ以テ弔慰スヘシ

右御沙汰アラセラル

かくて八月二十九日「謹厳の政治家」として「人知の人」として、歴史的人気ありし濱口雄幸氏の、この人にして初めてふさはしき、黨葬と云はんより精神的の「國民葬」により葬むられたり。この日久世山の邸より日比谷式場に至る沿道群衆は言はずもあれ、式場一帯の大衆は國民的哀悼を捧げ最後の別れを惜み、沿道の大衆は正午二十一萬五千人(警備本部調査)と稱せられたり。未だ付てあらざる盛儀なりき。以て如何に濱口氏の民望厚かりしかは、この日において最もよくこれを示したるものなりき。

かくて遺骸は青山墓地なる故加藤高明伯爵所傍らに埋められたり。

二、若槻内閣の總辭職

滿洲事變の勃發と共に、昭和六年十一月初旬、時局はますます重大となり來りしを以て、若槻首相は熊本縣下に於て舉行の陸軍特別大演習陪觀のため、安達内相が同九日東京を出發する以前に會見、時局收拾の途を協議するところあり。而して首相より「時局收拾の途を講ぜらるゝやう」との依頼に對し、安達内相は「政黨を基礎とする聯立内閣を作りて一切の政争を中止し、以て國難打開を策する外途なしと思ふ」と述べたるに、若槻首相は「それが出来れば國家のため結構なり、是非盡力せられたし」と答へ、いはゆる協力内閣問題の發端と傳へられたる會見をなせり。依つて安達内相はその決意をなし熊本へ出發せり。しかるに西下の途にありし内相の車中談より、井上蔵相は首相内相間に重大なる默契あるを察知し、内相不在中若槻首相を鞭撻しその反省を促す所あり、首相の決意また現狀維持に傾けり。かくて若槻首相は十一月十四日の閣僚及與黨議員懇談會の席上「この重大なる時局に善處するため、一大決心をもつて現内閣單獨で直往邁進する」とてその意圖を聲明せり。しかるに安達内相は同二十一日歸京すると同時に、官邸において談話の形式を以て「もし國民の信念と決意とを示す上において、政黨の協力を基礎とする國民内閣を必要とする場合が生じたならば、いつでもこれに應ずるに決して躊躇するものでないことを言明する」と同問題につき單獨聲明書を發表せり。

これによりて協力内閣問題はつひに表面化し、政局に大なる波紋を描くに至れり。若槻首相は廿二日安達内相を私邸に招致し凝議せしも、つひに得る所なかりき。よりて若槻首相は内相と會見後、内相を除く黨出身の井上、町田、小泉、櫻内、田中の五閣僚を私邸に招致し、「協力内閣の實現不可能なる現狀なるを以て、既定方針通り直進したし」と述べ、各閣僚も首相の意を諒とし、首相の方針に従



ひ萬遺憾なきを期することに申合せをなせり。安達内相も廿四日の黨出身閣僚懇談會にて腹藏なき意見を交換したる結果、若槻首相の意を體し時局の現狀に鑑み一系紊れざる現狀維持を以て邁進せんことを申合せたり。

よつて同問題は一時小康を得たるかの如く見えしが、これと同時に政友會内に於ける協力内閣實現派は躍起となれり。而して十二月十九日民政黨富田顧問及政友會久原幹事長間の

(一) 國家重大の時局に鑑み、兩黨提携して協力内閣の成立に盡力すること。(二) 兩黨孰れの人物に大命降下するも、閣僚政務官等の配置は兩黨無差別の精神を以てこれに臨むこと。(三) 兩黨は虚心赤誠を披瀝して政策を確立し國策の遂行を期すること。

とのいはゆる富田、久原契約となりて同問題は再燃し、つひに十日富田顧問は民政黨協力派と謀議の結果、若槻首相を訪問會見し首相に善處を促せり。

この富田顧問の投じたる一石は、政府及び與黨に一大衝動を與へ、若槻首相は安達内相を除く黨出身閣僚を順次官邸に招致同問題につき協議したる結果、各閣僚も現狀維持に意見一致したるを以て、改めて安達内相の來邸を求め、黨出身閣僚懇談會を開き協議せしがその席上各閣僚は現狀維持を力説し安達内相は協力内閣を強調し互に譲らず、つひに兩者對立し正面衝突となれり。かくて十一日の閣議は内相を除く各閣僚出席今一應安達内相の反省を促すことに決し、井上、田中の兩相は内相を訪問、最後の勸告を試みたりしが容れられず決烈に終れり。よつて内閣不統一の理由をもつて總辭職をなすことに決定、若槻首相は同日午後五時三十分參内、辭表を捧呈せり。

## 七 安達一派の分離

若槻内閣總辭職と決定すると同時に、安達内相及び所謂協力派と見なされたる富田顧問、中野總務、松田源治氏、山道幹事長等に對する除名論が政府及び民政黨内に起れり。之に對して安達派は、辭職の責任は若槻氏自決せざれば、同氏を除名に處すべしと對抗して黨内は大混亂に陥入り。十二月十二日に至り、大善政友會總裁に大命降下せられし故、同日安達謙藏、富田幸次郎、中野正剛、山道襄一四氏は安達邸に會合し、遂に安達、富田、中野三氏は「協力内閣運動が事志と違ひ、其責任を負ふ」の意味に於て自發的に脱黨する事に決し、山道幹事長を経て脱黨届を若槻總裁にまで提出したり。次で杉浦武雄、風見章、岡野龍一、三浦虎雄、田中養達、山谷義治、筒牛凡夫の七氏も脱黨届を提出し、若槻總裁は安達外十氏の脱黨を正式に承認せり。又山道幹事長は黨動搖の責任を負ふに幹事長を辭任することになり辭表を提出し、十四日の幹事會は總裁指名の永井柳太郎氏をその後任とすることを承認せり。

其後安達氏復黨は機會ある毎に問題となりしが、七年六月に入り同運動は次第に民政黨内に擴大するに至り、若槻總裁は事態を憂慮し、所謂復黨運動の首腦たる山道襄一、鈴木富士彌、小池仁郎、古屋慶隆、野田文一郎の五氏に對し、稱々鎮撫に努めしが容易に終息せず、遂に六月十四日に至り署名運動開始され、署名四十名の多數に達せしが、幹部も之を放置することを得ず、十六日の總務會にて「復黨を論議すべからず」と決定、尙引續き運動を行ふものは斷乎たる處置を取る事に決定せり。

依つて表面に一段落告げたる如く見えしが、裏面に於ては山道襄一氏を中心とするもの、小池仁郎氏を中心とする政策研究會一派の二派に分れて、引續き復黨運動行はれ居たり。

然して山道氏一派は二十日政治研究會事務所を東京ステーション・ホテルに開設し、廿一日會合を行ふ事となり、又小池氏一派の政策研究會を廿三日丸の内會館に會合を開催する豫定となりし爲め、民政黨は總務會に於て協議の結果、同問題に對する處置を町田筆頭



總務及小山幹事長に一任する事に決せり。よつて兩氏は山道氏等に考慮を促したれど應ぜず、遂に山道、古屋、小池三氏は連名の聲明書を發表すると同時に若槻總裁に對し、正式離黨届を通達し、新黨樹立の具體的準備に着手せり。

茲に於て安達氏一派は政治研究クラブを設け、新黨樹立に邁進することとなり、六月二十七日左の聲明書を發表せり。

- (一) 世界無比の國體に基き、一君萬民の大義に則る立憲政治の運用
- (二) 貧乏問題の急速なる解決を中心とする根本國策の確立。
- (三) 國力増速を經とし社會政策を緯とする統制經濟政策の確立
- (四) 農村及び都市の窮乏切迫大衆生活の不安に關する應急對策。
- (五) 教育の徹底的實際化、之等は切迫せる情勢の下、非常の決意と強力を以て急速に解決を要する問題である。然し情弊纏綿せる無力なる既成政黨が手を下し得るものに非ず。單に官僚や政黨領袖の協力にては追附かざるに至れり。更に根底深く國民大衆の協力に俟たざる可からず。云々。

斯くて山道氏等は協議の結果、政策研究のクラブを愈々設立する事となり、名稱を「國策研究クラブ」と決定、事務所を東京ステーション・ホテルに設けて七月一日初會合を催せり。

當時同派總勢は民政黨脱黨者十二名と中野正剛氏一派の中野、風見、山谷の三名、安達氏、鈴木正吾氏の計十七名なりき。其後事務所を丸の内通り四號館五號に移轉せしが、折柄革新黨にては安達氏の新黨樹立の場合には之に参加すべしとの空氣濃厚となり、同十三日(一)黨弊打破(二)自主的外交(三)經濟の打開三點につき革新派側より國策研究クラブに照會し來りし故、クラブ側に於ても協議の結果、革新派の主張を適切と認むるに意見一致し、その旨革新派に回答せり。依つて革新派に於ては同廿五日大會を開き、革新黨を解黨して國策研究クラブに合叫する事に決し、同時に聲明を發表せり。其間民政黨を脱黨し、同クラブに参加するもの相次ぎ、同ク

ラブは院内に於ける交渉體の資格を獲得し、二十八日丸の内會館に於て之が祝賀會を兼ね、第一回懇親會を開けり。席上安達氏は(一)國際正義の再健(二)大衆生活の保障(三)國民政治の徹底に就ん同クラブの使命及政綱に關し熱辯を揮へり。斯くて八月八日立憲準備に關する協議會を開き協議の結果、立憲の曉には黨名を「國民同盟」と稱することに決定、其の間「國民同盟準備委員會」として進む事に決せられたり。(終り)



9.21

昭和九年九月二十日印刷  
昭和九年九月廿五日發行

發行者 吉岡宇三郎  
東京市麹町區永田町二丁目二九番地

印刷者 大橋章臣  
東京市麹町區新町四丁目九番地

印刷所 大橋印刷所  
東京市麹町區新町四丁目九番地

發行所 立憲民政黨史編纂部

東京市麹町區永田町二丁目二九番地



82-55











